緑園に輝くまち　多久
～ 時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち ～

第５次多久市総合計画 及び
第２期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略

令和３年３月

多久市

ごあいさつ

多久市長　　横　尾　俊　彦

いま時代は、イノベーション・変革の時代、そして、新たな創造の時代です。

第４次産業革命の最中にあって、Society5.0、SDGs、ＩＣＴ教育、などへの対応は急務であり、今後を見通し、未来を構築するには不可欠の変化となっています。

それらは、新たな創造への変革・進化というべきものです。

かつては、分厚く、しかも数冊で構成される百科事典を紐解いたり、図書館のレファレンスカードで必要な情報検索をして、内容を確認したものです。

しかし現在では、多くの人々が普通のこととしてスマートフォンやＰＣ端末を日常生活で駆使し、ほぼリアルタイムかつ瞬時に、知りたい情報を得ることができ、関連事項情報へのアクセスまで端末機器に自動表示されます。

さらに、地球の裏側にいる人とも動画映像を伴う音声通話が可能であり、複数の人々がオンライン会議を普通に使えることも日常になっています。

かつてない「知の共有社会」に我々はいます。しかも、更なる進化が進行中です。

このような新たな時代潮流の中にあって、激流に翻弄されず、いかなる困難・艱難に直面しても、未来への希望を堅持し、自分たちの懸命な努力を信じ、万事をポジティブ思考で捉え、日々新たな活路を見出すチャレンジが欠かせません。

そのため、衆知を集め、事の本質を究め、日に日に新たな生成発展の道を追求します。

今回の多久市・第５次総合計画では、第４次計画で掲げて、実現に向けて進めてきた将来像「－緑園に輝く－みんなで創る 文教・安心・交流のまち 多久」を継承し、更に発展させるという視点を加えるとともに、「平成」から「令和」の御代を迎えて、「地方創生」をはじめ、「SDGs」「Society5.0」「行政のデジタル化」など、新しい時代潮流を捉えてまちを創生するという想いを込め、次のように将来像をまとめました。

「緑園に輝くまち 多久 ～ 時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～」

あわせて、市として総合的かつ一体的にまちづくりに取り組むべく、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」「多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を統合したものとして位置付けています。

新型コロナウイルス感染症の拡大とリスクが伴う中、策定過程においてご尽力を賜りました皆様に感謝を申し上げますとともに、全ての皆様の計画実行へのご理解とお力添えをお願いし、挨拶といたします。

目次

序論

Ⅰ　はじめに

1　計画策定の趣旨 2
2　計画の構成と目標年次 3
3　計画の進行管理 4
4　国の動向 5
5　市の現状 7
（1）市の概要 7
（2）統計指標から見る市の現状 9
（3）第４次多久市総合計画の振り返り・検証 10
（4）第１期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り・検証 13
（5）アンケート調査結果 15
（6）市を取り巻く環境や課題 17

Ⅱ　人口ビジョン

1　策定の趣旨 22
2　人口動態と推移 23
3　人口の将来展望 25

基本構想

Ⅲ　まちづくりの基本方針

1　市の将来像 29
2　まちづくりの基本目標 30
3　将来像を実現するための施策目標 31

基本計画

Ⅳ　施策体系表

Ⅴ　基本計画

施策目標１：子どもすくすく　－　教育重視・子育て応援のまちづくり 36
施策目標２：市民が主役　－　人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり 44
施策目標３：生涯安心　－　人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり 53
施策目標４：自然と共生　－　安全で緑豊かな生活環境づくり 73

施策目標５：いきいきネット － 交流と定住を支える生活基盤づくり......89
施策目標６：産業間連携で拓く－ 雇用と活力を生み出す産業づくり......98
施策目標７：市民が築く － みんなで取り組む参画と協働のまちづくり......111
施策目標８：市民が築く － 開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり......116

Ⅵ 第２期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
1 総合戦略の位置づけ......124
2 総合戦略の構成......125
3 基本目標......126
4 基本的方向・数値目標......127
5 具体的な施策・具体的な取り組み・重要業績評価指標（KPI）......129

資料編

Ⅰ 第４次多久市総合計画の振り返り検証......132
Ⅱ 第１次多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証......140
Ⅲ 人口ビジョン......144
Ⅳ 総合計画の財政フレーム......171
Ⅴ 用語集......172
Ⅵ 策定経過......185
Ⅶ 多久市総合計画条例......188
Ⅷ 多久市総合計画審議会条例......189
Ⅸ 多久市総合計画審議会委員名簿......191

※用語集に掲載の用語については、本文中に「*」を付している。

序論

Ⅰ　はじめに
1　計画策定の趣旨
2　計画の構成と目標年次
3　計画の進行管理
4　国の動向
5　市の現状

Ⅱ　人口ビジョン
1　策定の趣旨
2　人口動態と推移
3　人口の将来展望

1　計画策定の趣旨

地域主権改革[1]*の流れを受け、平成 23（2011）年 8 月、「地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 35 号）」が施行され、総合計画における基本構想の法的策定義務がなくなりました。

計画の策定及び議会の議決を経るかどうかは、各市町村の判断に委ねられることになりましたが、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、まちづくりの長期的な展望を市民一人ひとりと共有するために必要な計画であることから、本市においては、「多久市総合計画条例」により「最上位計画」と位置付け、これに基づき策定します。

これまで本市では、平成 23（2011）年度に第４次多久市総合計画を策定し、「緑園に輝く　みんなで創る　文教・安心・交流のまち　多久」を市の将来像に掲げ、教育・子育て支援、医療・福祉の充実、生活基盤の整備、産業の振興などの各分野において、総合的かつ計画的にまちづくりを推進してきました。

この間、人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、情報通信技術の急速な発展の中、大規模な自然災害の頻発、世界的な感染症の流行拡大など、本市を取り巻く社会・経済環境は劇的に変化しており、市民のニーズはますます多様化、複雑化しています。このような状況の中、時代の潮流や地域特性に的確に対応し、本市が将来にわたって持続可能な発展を実現していくためには、市民と行政が手と手を取り合い、協働のまちづくりを進めることが重要です。

市民一人ひとりが未来に希望を持って輝き続け、次世代に誇りを持ってつないでいく自立した本市を築いていくため、本市の目指すべき将来像と、その実現に向けた羅針盤として、「第５次多久市総合計画」を策定しました。

なお、本市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成 27（2015）年度に、「多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定するとともに、人口減少克服・地方創生[2]*に特化した、「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、第４次多久市総合計画とともに一体として推進してきたところですが、市として一つの大きな計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、この度、「第５次多久市総合計画」に統合することとし、人口ビジョンを第２章に、総合戦略を第６章に、それぞれ取り込むことにしました。

1　日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。

2　少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すもの。

Ⅰ　はじめに

2　計画の構成と目標年次

本計画は、「基本構想」及び「基本計画」の二層構造とします。
それぞれの位置付け、期間については以下のとおりです。

【総合計画の構成】

項目	計画期間	概要	
基本構想	令和３年度～12 年度 （10 年間）	将来像	実現をめざす将来のまちの姿
		基本目標	将来像実現のための施策の基本的な方向
基本計画	前期：令和３年度～７年度 （５年間） 後期：令和８年度～12 年度 （５年間）	基本構想に掲げる将来像達成のため、基本目標に対する現状と課題、課題解決に向けた取り組み方針、重点的に取り組む具体的な事業内容などを示す	

なお、それぞれの計画期間内において、社会経済情勢の激変等により見直しが必要となった場合には、都度修正等を行います。

また、本計画策定後は、行政評価*により毎年度点検・検証を実施し、その結果を改善策に結び付けることで、徹底した基本計画の進行管理を行います。

【計画期間と行政評価の関係】

年度	令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９	令和 10	令和 11	令和 12
基本構想	令和３年度～12 年度									
基本計画	前期：令和３年度～７年度					後期：令和８年度～12 年度				
行政評価	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証	検証

3　計画の進行管理

地方主権・地方分権の推進により、自己決定・自己責任による行政運営、また、市民に対する説明責任や行政の透明性の向上が強く求められています。併せて、多様化する市民ニーズに対応するため、行政資源を最大限効果的かつ効率的に活用する行政運営が求められています。

そこで本市では、「行政が何をどれだけ行うか」ではなく、「計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたのか」、「それぞれの事業がどのくらい貢献したのか」を評価し、その結果を次の事業の企画や実施、予算配分等に反映していく仕組み一行政評価を取り入れ、行政評価と連動した計画とします。

そのため、施策・事務事業ごとに成果指標*を設定し、「Plan（計画）」「Do（実行）」「Check（評価）」「Action（改善）」の PDCA サイクルの手法により、進行管理を行います。

行政評価を導入するねらいは、主に以下の４つの観点にあります。

①成果重視の行政経営	まちの将来像の実現に向けて、施策・事務事業の達成度や妥当性を測ることにより、成果重視の最適な事業の推進を行います。
②情報公開（説明責任）	評価結果は広報紙やホームページを通じて毎年公表することで、事業の透明化を図るとともに説明責任を果たします。
③健全な財政運営	評価結果をもとに、事業の収支改善や新規事業立案に際してのビルド＆スクラップ*を行うことにより、財政収支の改善を行い、持続可能な行政経営を行います。
④職員の意識改革	評価を通じ、目的・成果・コスト意識を持つことにより、行政資源を効率的・効果的に活用する意識の徹底を図ります。多くの職員の主体的な関わりを通じて、職員の行政経営に対するモチベーションを上げていきます。

Ⅰ　はじめに

４　国の動向

平成 26（2014）年 11 月、「まち･ひと･しごと創生法」が公布･施行され、国においては、令和 42（2060）年に１億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち･ひと･しごと創生長期ビジョン」の策定とともに、５か年の目標や施策の基本的な方向等をまとめた、第１期（平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度まで）の「まち･ひと･しごと創生総合戦略」の策定により、地方創生の取り組みが進められてきました。

そして、令和元（2019）年 12 月、第１期「まち･ひと･しごと創生総合戦略」についての検証が行われ、地方創生をさらに加速させていくため、令和２（2020）年度を初年度とする５か年の目標や施策の方向性等を示した第２期「まち･ひと･しごと創生総合戦略」が策定されました。

【第２期「まち･ひと･しごと創生総合戦略」の概要】

第２期においては、第１期の政策体系を見直し、４つの基本目標と２つの横断的な目標の下に地方創生に向けた取り組みを行うこととされました。（下図参照）

本市においても、これらの目標を踏まえつつ、各種施策を実施していくことが求められています。

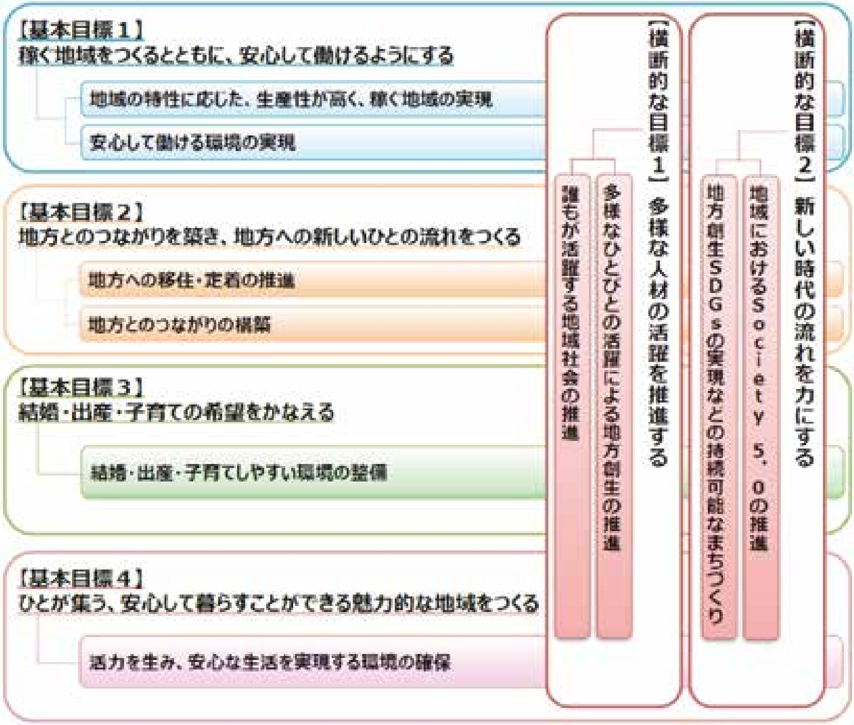

（出所）第２期「まち･ひと･しごと創生総合戦略」

【横断的な目標１「多様な人材の活躍を推進する」】

地方創生を持続可能なものとしていくためには、地域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画し、地域資源を活用しながら、地域の実情に応じた発展を実現していく必要があります。そのためには、若者、高齢者、女性、障害者[3]、外国人など、誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現することが重要です。

国連では、平成 27（2015）年 9 月に、令和 12（2030）年を期限とする、17 の貧困や飢餓の根絶・福祉の推進などの開発目標―「SDG s *」（Sustainable Development Goals の略）を掲げ、国際社会全体の課題として取り組んでいます。

本市においても、SDG s の理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、“SDG s を原動力とした“地方創生を推進していくことが求められています。

【横断的な目標２「新しい時代の流れを力にする」】

情報通信技術をはじめとする未来技術*は、地域特性に応じて有効に活用することで、モノやサービスの生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質の変化を通じて、「まち」の魅力を向上させます。「まち」の魅力を高めることで、「ひと」を呼ぶ好循環の起爆剤となります。

こうした技術を活用した社会―「Society5.0[4]*」の実現に向け、今後の地方創生に積極的に活用していくことが重要です。

3 第 5 次多久市総合計画につきましては、「障害」を漢字で標記します。本市は、日本が批准する障害者権利条約の考えである、障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」に基づき、「障害」の表記を、障害者差別解消法を遵守し、社会全体が人々の心の在り方をかえていくという意思表明と捉えています。

4 IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビックデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。

Ⅰ　はじめに

5　市の現状

（１）市の概要

新たなまちづくりの方向性を定めるにあたっては、まちの特性・資源を最大限に生かし、さらに磨き上げていく視点に立ち、本市の特性をあらためてとらえ直す必要があります。本市の明日に生かすべき代表的な特性・地域資源は、次のとおりです。

【特性１】孔子の里・文教のまち　多久

本市の最大の特性・地域資源は何といっても“孔子の里”であり、このことを踏まえてこれまで重点的に取り組んできた“文教のまち”としての取り組みも、論語教育や小中連携を活かした「学力向上」研究など大きな成果を上げています。

【特性２】九州北西部の中央に位置するまち　多久

本市は、佐賀県のほぼ中央にあって、佐賀市・唐津市の中間に位置するとともに、市内には長崎自動車道多久インターチェンジや国道 203 号、JR 唐津線が通っており、県内各都市はもちろん、福岡市や長崎市とも直結していることから、県内だけでなく九州北西部における拠点性を有するまちといえます。

【特性３】豊かな自然に囲まれたやすらぎのまち　多久

本市は四方を山々に囲まれた盆地のまちであり、市の中央部に広がる平坦地には牛津川をはじめとする大小の河川が大地をうるおし、緑豊かな田園地帯を形成しています。市民はこの豊かな自然を誇りに思いこれまで大切に育んできました。

【特性４】自然や文化、多様な定住機能を有するまち　多久

本市は歴史的・地理的な条件とこれまでの開発等によって地区ごとに個性的な地域が形成されてきました。市の中心市街地が形成されている北多久町、早くから工業地域が形成された東多久町、多久聖廟など歴史的遺産が多い多久町、優良な水田地帯が広がる南多久町、農業を基盤に歴史伝統が息づく西多久町と、５つの特色ある地域で構成されています。

【特性５】多彩な特産品のまち　多久

本市は平地、中山間地、山間地といった変化に富む地形を生かした多彩な農業が行われており、従来からのみかんやびわ、桃などの果樹や畜産品など多様な特産品に加えて、「女山大根」などの伝統野菜や「桐岡なす」、「青しまうり漬」など地域ブランドの確立へ取り組んでいる農産品や加工品があります。

天山より望む多久市

雪降る聖廟

棚田の朝

出典：多久百選写真コンテスト受賞作品

（２）統計指標から見る市の現状

持続可能なまちづくりの観点からは、本市の人口構造や財政状況についても把握しておく必要があります。本市における代表的な統計指標については、次のとおりです。

【人口構造】人口減少が続くなかで、対策が急務となっている

本市の総人口は減少傾向にあり、特に若い世代を中心に近隣自治体等への転出超過となっております。こうした状況を踏まえ、子育て・教育分野をはじめ、まちの魅力を総合的に向上させることを通じて、人口流出に歯止めをかける対策を講じていくことが求められます。

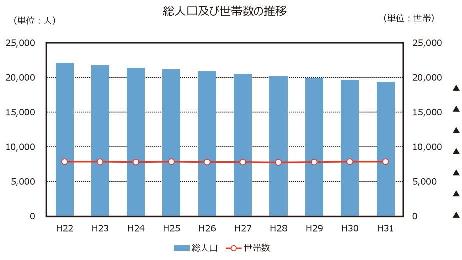

（注）平成25年度以降は外国人を含む数値。　出所：「住民基本台帳」

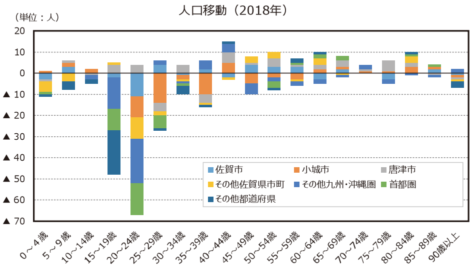

出所：「住民基本台帳人口移動報告（2018年）」

【財政状況】決して余裕がある状態とはいえず、効率的な予算配分が重要

経常収支比率*は、値が高いほど、財政構造が弾力性を失いつつあり、硬直化していることを示すものですが、本市は全国平均や類似団体よりも少し高く、弾力性を失いつつあります。

また、財政力指数*は、値が大きいほど財源に余裕があることを示すものですが、本市は全国平均や類似団体よりも小さく、決して余裕がある状態とはいえないことがわかります。

そのため、限られた財源を効率的かつ効果的に配分することはもちろん、国や県の財政支援措置等も積極的に活用しながら、持続可能な行財政経営を実現していく必要があります。

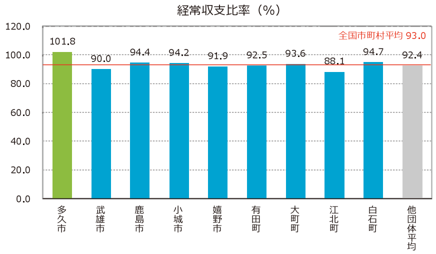

出所：総務省「平成30年度主要財政指標一覧」

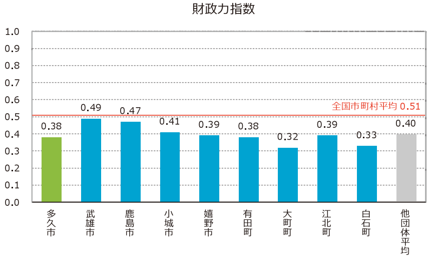

出所：総務省「平成30年度主要財政指標一覧」

（３）第４次多久市総合計画の振り返り・検証

第４次多久市総合計画後期基本計画（平成 28（2016）年度～令和２（2020）年度）では、８つの施策目標の下での各施策項目において、それぞれ成果指標（目指そう値）を設定していました。

「第５次多久市総合計画前期基本計画」を策定するにあたり、前計画における成果指標の達成状況を検証しました[5]。

【これまでの第４次多久市総合計画構成のイメージ図】

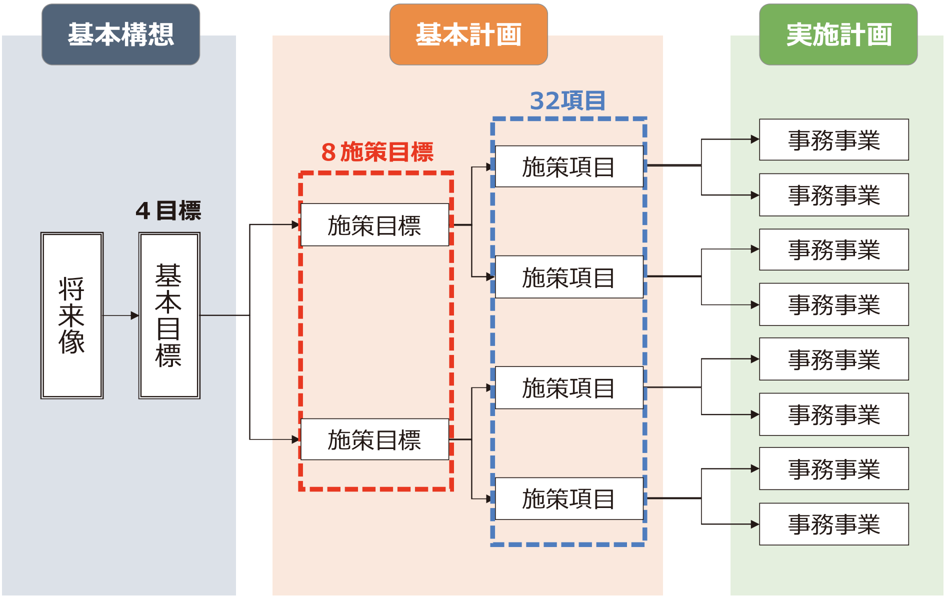

【達成状況の評価判定】

成果指標の達成状況の評価にあたっては、以下の基準により判定しています。

優	：	達成率が 100%以上
良	：	達成率が 80%以上 100%未満
可	：	達成率が 60%以上 80%未満
要検討	：	達成率が 60%未満
評価なし	：	指標が未公表、あるいは廃止されたなどにより評価できないもの

[5] 詳細については、資料編参照。

Ⅰ　はじめに

- ✓ 全 87 指標のうち、優が 25 項目、良が 30 項目、可が 11 項目、要検討が 17 項目となりました。（評価なしが 4 項目）
- ✓ 施策目標 1「子どもがすくすく－教育重視・子育て応援のまちづくり」、施策目標 2「市民が主役－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり」、施策目標 3「生涯安心－人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり」、施策目標 6「産業間連携で拓く－雇用と活力を生み出す産業づくり」では、優及び良の合計が 7 割以上を占めており、一定の成果がみられました。
- ✓ 他方、施策目標 4「自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり」、施策目標 5「いきいきネット－交流と定住を支える生活基盤づくり」では、要検討の割合が比較的高くなっており、改善の余地があります。

施策目標１．子どもがすくすく－教育重視・子育て応援のまちづくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
13	5 (38.5%)	6 (46.2%)	0 (０%)	2 (15.4%)	0 (０%)

施策目標２．市民が主役－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
11	4 (36.4%)	4 (36.4%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	0 (０%)

施策目標３．生涯安心－人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
11	4 (36.4%)	4 (36.4%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	0 (０%)

施策目標４．自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
16	4 (25.0%)	3 (18.8%)	2 (12.5%)	7 (43.8%)	0 (０%)

施策目標５．いきいきネットー交流と定住を支える生活基盤づくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
9	2 （22.2%）	2 （22.2%）	1 （11.1%）	2 （22.2%）	2 （22.2%）

施策目標６．産業間連携で拓くー雇用と活力を生み出す産業づくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
13	5 （38.5%）	5 （38.5%）	1 （7.7%）	2 （15.4%）	0 （０%）

施策目標７．市民が築くーみんなで取り組む参画と協働のまちづくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
7	1 （14.3%）	1 （14.3%）	2 （28.8%）	1 （14.3%）	2 （28.6%）

施策目標８．市民と築くー開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
7	0 （０%）	5 （71.4%）	1 （14.3%）	1 （14.3%）	0 （０%）

（４）第１期多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略の振り返り･検証

第１期多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略（平成 27（2015）年度～令和２（2020）年度）では、基本目標の下での各具体的な施策において、それぞれ重要業績評価指標（KPI）を設定しています。

「第２期多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、前戦略における KPI の達成状況を検証しました[6]。

【これまでの第１期多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略構成のイメージ図】

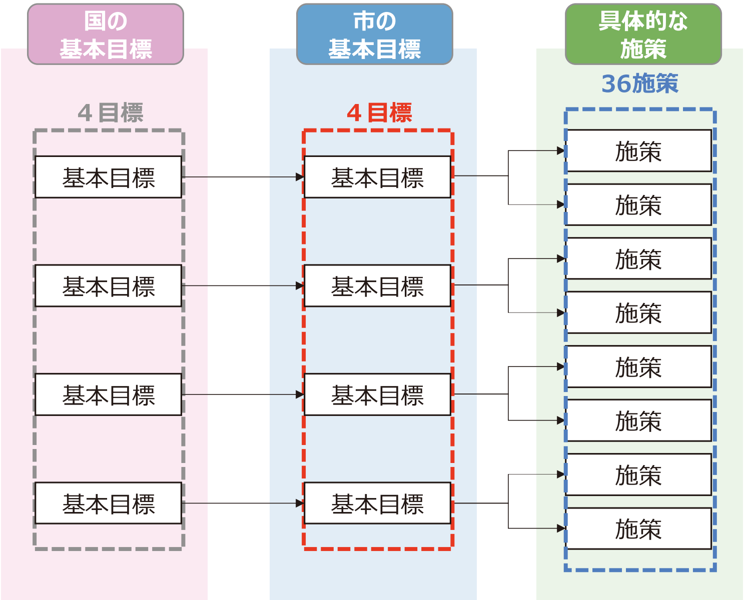

【達成状況の評価判定】

成果指標の達成状況の評価にあたっては、以下の基準により判定しています。

優	：	達成率が 100%以上
良	：	達成率が 80%以上 100%未満
可	：	達成率が 60%以上 80%未満
要検討	：	達成率が 60%未満
評価なし	：	指標が未公表、あるいは廃止されたなどにより評価できないもの

6 詳細については、資料編参照。

- ✓ 全 40 指標のうち、優が 19 項目、良が 7 項目、可が 5 項目、要検討が 8 項目となりました。（評価なしが 1 項目）
- ✓ 基本目標 2「多久市の魅力を PR し、新しい人の流れをつくる」、基本目標 3「多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、及び基本目標 4「多久市らしい地域づくりを行い、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、優及び良の合計が 6 割以上を占めており、一定の成果がみられました。
- ✓ 他方、基本目標 1「多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する」では、要検討の割合が比較的高くなっており、改善の余地があります。

基本目標 1．多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
12	6 (50.0%)	0 (0%)	1 (8.3%)	5 (41.7%)	0 (０%)

基本目標 2．多久市の魅力を PR*し、新しい人の流れをつくる

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
5	3 (60.0%)	2 (40.0%)	0 (0%)	0 (０%)	0 (０%)

基本目標 3．多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
10	5 (50.0%)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)

基本目標 4．多久市らしい地域づくりを行い、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

指標数	優	良	可	要検討	評価なし
13	5 (38.5%)	4 (30.8%)	3 (23.1%)	1 (7.7%)	0 (0%)

※同一基本目標内で、再掲となっている指標については、表記から除いている。

Ⅰ　はじめに

（５）アンケート調査結果

「第５次多久市総合計画」の策定にあたり、令和２（2020）年２月に市民アンケート調査（対象者 2,000 人、有効回答者 663 人、回収率 33.2%）を実施しました。

その中で、本市における各取り組みについての満足度及び重要度を調査し、満足度が低く、かつ、重要度が高い分野である「重点課題分野」を抽出したところ、前回（平成 27（2015）年調査）と同様に、「道路・公共交通の充実」をはじめ、「社会保障等の充実」、「商業の振興」や「工業の振興」などについて、重点課題分野として把握されました。

これらの重点課題分野については、本計画期間においても、重点的に取り組むこととします。

【前回（平成 27（2015）年調査）】

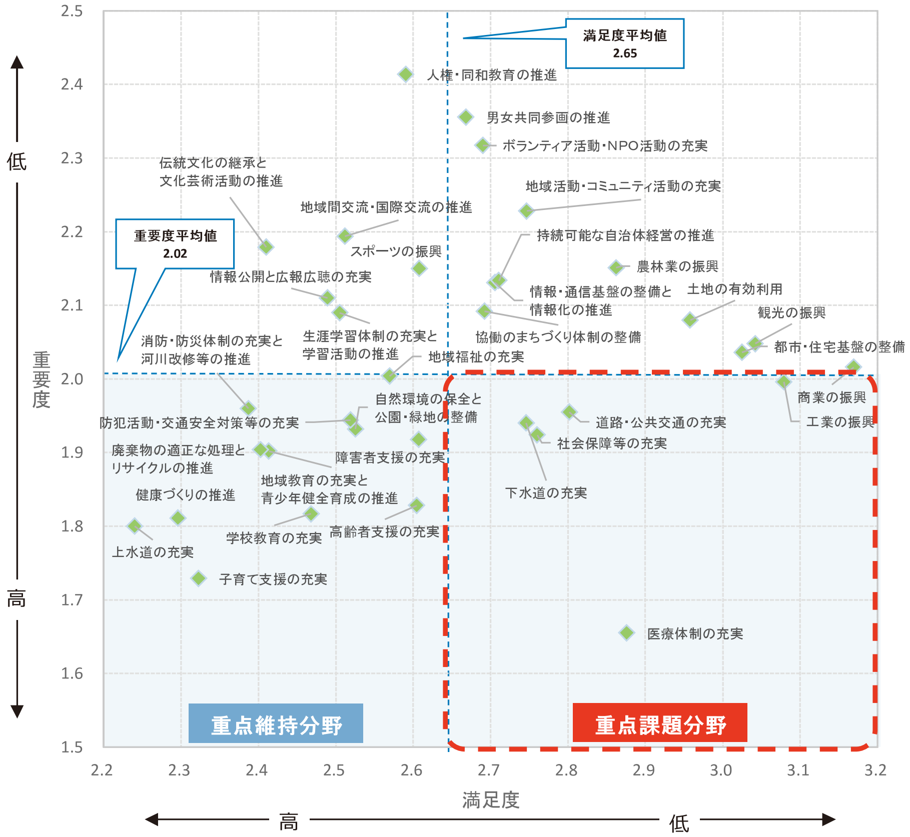

【今回（令和２（2020）年調査）】

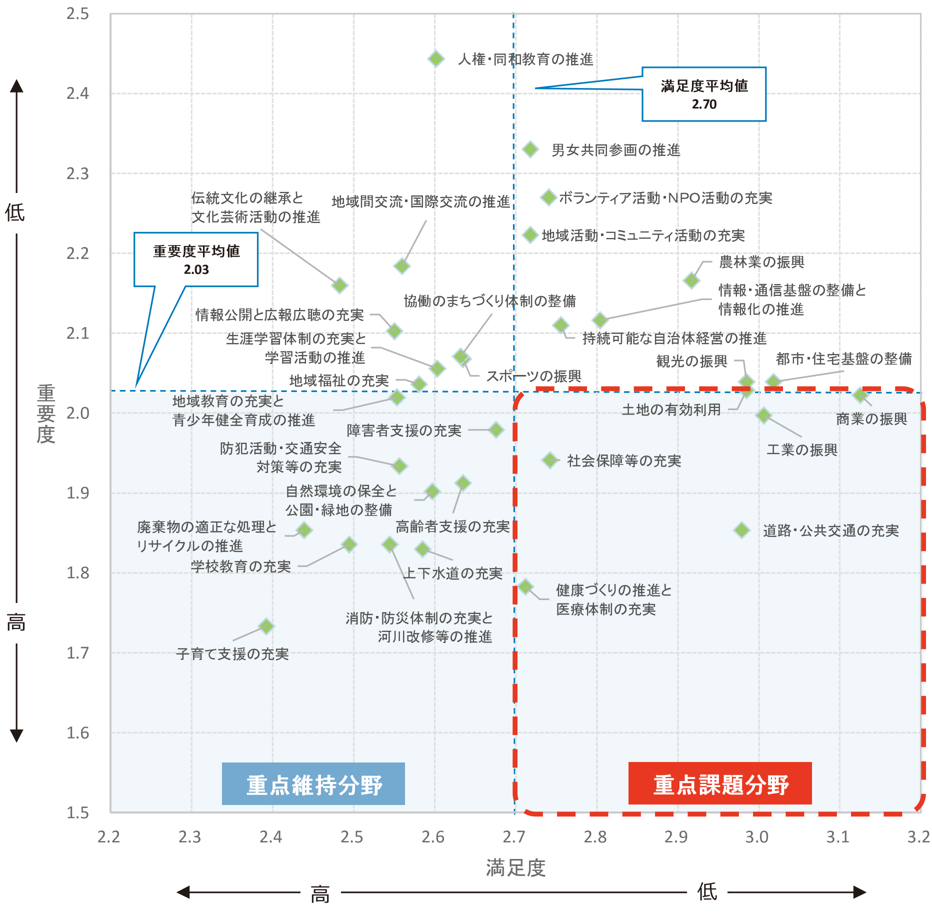

Ⅰ　はじめに

（６）市を取り巻く環境や課題

本市を取り巻く社会・経済情勢の変化はめまぐるしく、「令和」という新しい時代のまちづくりを進めていくためには、時代の潮流がもたらす、現在と将来の社会的変化を見据えながら、あらゆる課題を的確に捉え、柔軟かつ機動的に対応していくことが必要です。

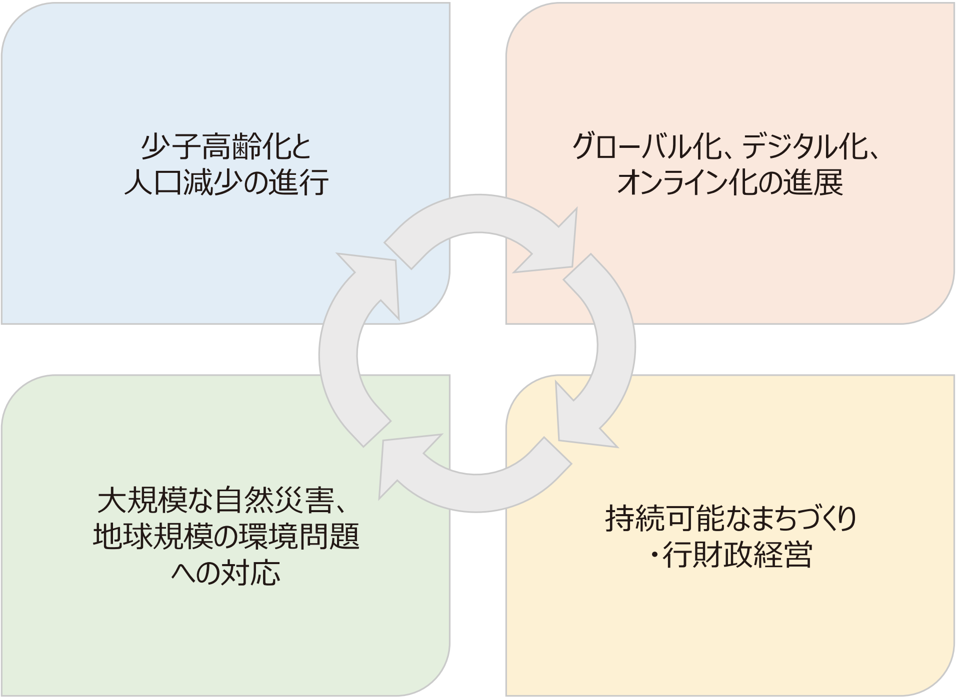

１．少子高齢化と人口減少の進行

【取り巻く環境】

我が国の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少局面に入っており、令和元（2019）年 10 月 1 日現在の人口推計によると、1 億 2,616 万 7,000 人であり、9 年連続の減少となっています。

また、総人口に占める 65 歳以上の老年人口の割合（高齢化率）は 28.4%と過去最高を更新する中で、15 歳未満の年少人口は 12.1%と過去最低となっています。

このように、急速に進む人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況であり、対策が急務となっております。

【多久市の現状と課題】

本市の人口は平成 27（2015）年に行われた国勢調査では 19,749 人となっており、人口の減少傾向が続いています。年齢区分別にみると、15 歳未満の年少人口が 12.0%、15～64 歳の生産年齢人口が 55.9%、65 歳以上の老年人口が 32.1%となっており、調査時点は異なりますが、全国に比べて少子高齢化が進行していることがうかがえます。

子育て世代から高齢世代まで、すべての世代が安心して快適に暮らせるよう、それぞれの世代のニーズを丁寧に汲み取り、子育て支援、教育環境の整備をはじめ、医療・介護分野での支援の拡充等、ソフト面の取り組み内容を充実させていく必要があります。

【PDCA サイクルに基づく検証結果】

検証対象	関連する項目	検証結果
第４次多久市総合計画	施策目標３「生涯安心－人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり」－例：高齢者支援の充実	優及び良の割合 72.8%
第１期多久市総合戦略	基本目標３「多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」－例：子育て支援の充実	優及び良の割合 60.0%
市民アンケート調査	子育て支援の充実	重点維持分野（満足度高い、重要度高い）
	社会保障等の充実	重点課題分野（満足度低い、重要度高い）

Ⅰ　はじめに

2．グローバル化、デジタル化、オンライン化の進展

【取り巻く環境】

世界的な情報通信技術（ICT[7]*）の発展・普及に伴い、人・モノ・情報等が国境を越えて行き交い、経済、社会、文化など様々な分野でボーダーレス化[8]*、グローバル化が進展しています。IoT*、AI*をはじめ、次世代通信規格である５G*など、ICT は今後も更なる発展を遂げようとしています。

こうした中で、世界的な感染症の流行・拡大を機に、デジタル化、オンライン化の機運は一気に高まっています。テレワークを中心とした新しい働き方、教育・医療等のオンライン化、スマートシティ[9]*の推進など、様々な分野での活用が進んでいます。

それぞれの地域に合った形での未来技術の実装に向け、データや知識の活用、デジタル人材などの専門技術を持った人材の育成・確保等も推進していく必要があります。

【多久市の現状と課題】

本市においては、これまでも ICT 教育に力を入れるなど、全国に先駆けて先進的な取り組みを実施してきました。こうした実績を踏まえ、他分野にも ICT の活用を推進していく必要があります。

また、テレワーク*の活用を通じて、場所にとらわれず仕事ができるという認識が広まりつつある中で、新たな人の流れをつくる機会にもつなげる観点からも、ICT の活用により、産業をはじめ、まち全体の活性化・利便性の向上を図っていくことが求められます。

【PDCA サイクルに基づく検証結果】

検証対象	関連する項目	検証結果
第４次多久市総合計画	施策目標５「いきいきネットー交流と定住を支える生活基盤づくり」 －例：情報・通信基盤の整備と情報化の推進	要検討の割合 22.2%
第１期多久市総合戦略	基本目標１「多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する」 －例：地域産業の競争力強化	要検討の割合 41.7%
市民アンケート調査	商業の振興	重点課題分野 （満足度低い、重要度高い）
	工業の振興	

[7] 「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

[8] あること（もの）に対して、境界がなくなることや意味をなさなくなること。経済活動や社会活動、情報通信、環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な活動や事象について使われる。

[9] スマートシティは「都市の抱える諸課題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区」と定義される（出所：国土交通省都市局）

3．大規模な自然災害、地球規模の環境問題への対応

【取り巻く環境】

近年、地震や大型台風、局地的な集中豪雨などによる大規模な自然災害が全国各地で多発しており、電気・水道などのライフラインの断絶、広範囲の浸水被害、交通機関の麻痺など、甚大な被害をもたらしています。インフラ対策のみならず、避難体制の確保など、これまで以上に総合的な災害対策が求められています。

また、地球温暖化や海洋プラスチックごみ*による海洋汚染問題など、地球規模での環境問題が深刻化しており、世界全体でその解決に取り組んでいくことが重要です。ごみの減量化、資源の再生・再利用、省資源・省エネルギー対策、再生可能エネルギーの活用、循環型社会[10]*に向けた環境保存活動など、自然環境に配慮し、自然と共生していく社会の形成に取り組む必要があります。

【多久市の現状と課題】

本市においても、大規模な自然災害の発生は例外ではなく、これまでの教訓を生かした防災・減災の観点から、インフラ面のみならず、避難体制の構築など、市民と行政が連携して、防災対策に取り組んでいくことが必要となっています。

また、低炭素社会*・循環型社会の実現に向け、家庭や事業者に対する啓発活動を徹底するなど、資源の再循環やごみ減量化をさらに加速させ、環境負荷の少ないまちづくりを推進していく必要があります。

【PDCA サイクルに基づく検証結果】

検証対象	関連する項目	検証結果
第４次多久市総合計画	施策目標４「自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり」 －例：廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	要検討の割合 43.8%
市民アンケート調査	消防・防災体制の充実と河川改修等の推進	重点維持分野 （満足度高い、重要度高い）

[10] 廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。

Ⅰ　はじめに

4．持続可能なまちづくり・行財政経営

【取り巻く環境】

市民の価値観の多様化に伴い、地域社会で直面する様々な課題に対して、行政のみでは十分に解決できない状況となっています。今後の地方創生においては、SDGｓの理念を踏まえ、誰一人取り残されることのない包摂的な社会の実現を通じて、企業、NPO、自治組織など、多様な主体との協働により、地域課題解決に向けて取り組んでいく必要があります。

また、今後さらなる人口減少・少子高齢化の進展が予測される中、持続可能な行財政経営も重要な課題です。行政資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を効率的・効果的に配分し、PDCA サイクルを確立することで、データに基づく分析を踏まえた施策の実施を推進していく必要があります。

【多久市の現状と課題】

本市では、これまでも市民と行政による協働のまちづくりを進めてきたところですが、今後もさらに多様な主体との協働によるまちづくりを進めると同時に、持続可能なまちづくりに向けて、ICT 等を活用し、地域課題の解決につなげるスマートシティの実現に取り組んでいく必要があります。

また、本市の財政指標は、決して余裕がある状態とはいえません。PDCA の手法に基づく行政評価を活用することで、様々な財政需要に対応できるよう、効率的・効果的な予算配分や政策立案を推進していきます。

【PDCA サイクルに基づく検証結果】

検証対象	関連する項目	検証結果
第４次多久市総合計画	施策目標７「市民が築く－みんなで取り組む参画と協働のまちづくり」 －例：地域活動・コミュニティ活動の充実	優及び良の割合 28.6%
	施策目標８「市民と築く－開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり」 －例：持続可能な自治体経営の推進	優及び良の割合 71.4%
市民アンケート調査	道路・公共交通の充実	重点課題分野（満足度低い、重要度高い）

1　策定の趣旨

平成26（2014）年11月、「まち・ひと・しごと創生法」が公布・施行され、本市では、平成27（2015）年 10 月に、「多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定するとともに、人口減少及び地方創生関連施策に特化した「第１期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「第４次多久市総合計画」とともに一体として推進してきました。

今般、「第２期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、その前提となる、「多久市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」について、改訂を行いました[11]。

【総合計画及び総合戦略と人口ビジョンの関係】

項目	計画期間	概要
総合計画	令和３年度～12 年度 (10 年間)	市の最上位計画
総合戦略	令和３年度～7 年度 (５年間)	総合計画のうち、 人口減少・地方創生関連施策に特化した計画
人口ビジョン	令和３年度～ (約 40 年間)	総合戦略の前提となる、 人口動向や将来展望を踏まえた基本的な方向を示す計画

[11] 詳細については、資料編参照。

Ⅱ　人口ビジョン

2　人口動態と推移

（1）総人口の推移

本市の人口は、平成 27（2015）年に行われた国勢調査では 19,749 人となっており、年々減少し続けています。

年齢３区分別でみると、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（０～14 歳）は減少傾向で推移する一方、老年人口（65 歳以上）の増加が続き、老年人口比率（高齢化率）は 32.1%まで上昇しています。

【総人口の推移】

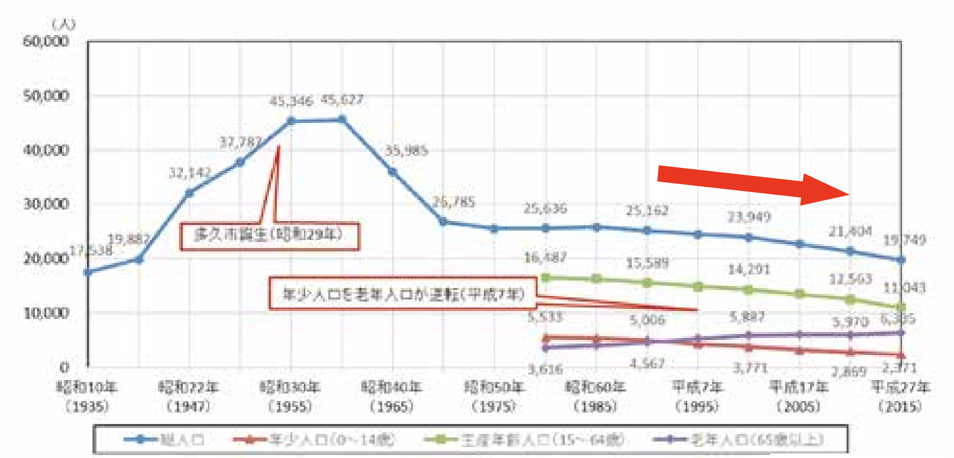

資料：国勢調査

【年齢３区分別人口比率の推移】

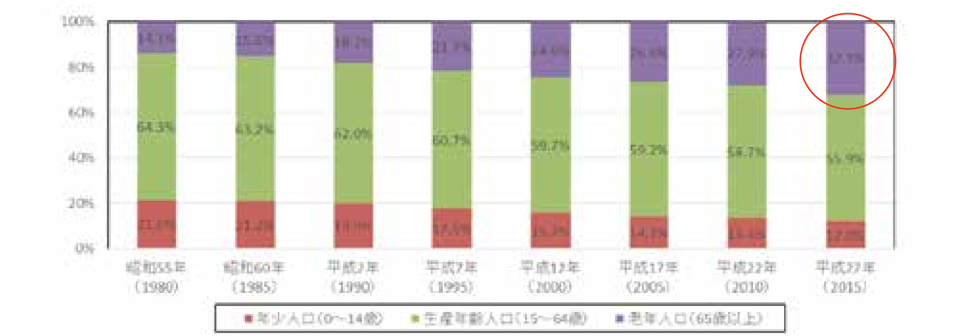

資料：国勢調査

（２）人口動態の推移

　自然増減については、平成２（1990）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減となっています。社会増減についても、昭和 55（1980）年以降、転出数が転入数を上回る社会減となっています。

　社会増減を年齢階級別でみると、10 代から 30 代の転出数が多くなっており、進学や就職の機会に市外へ転出している者が多いことがうかがえます。

【人口動態（自然増減・社会増減）の推移】

資料：総人口は国勢調査、人口動態は市統計資料より

【年齢階層別人口移動数の推移】

資料：平成 27 年国勢調査「現住地又は５年前の常住地（10 区分）による年齢（５歳階級），男女別人口（転入・転出ー特掲）」

3 人口の将来展望

（１）目指すべき将来の方向

人口減少に歯止めをかけるためには、社会移動による人口減少を抑制するとともに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、出生数を増加させる必要があります。

また、本市において今後も活力ある地域社会を維持するためには、本市への新しいひとの流れや安心・安全なまちづくりによる本市の創生に取り組むことが必要です。

この実現に向けて本市が目指すべき将来の方向について、以下４つの基本方向を提示します。

① 多久市の資源を活かし、稼ぐ地域をつくるとともに、誰もが安心して働ける環境をつくる

○ 本市から転出する理由としては「就職、転職、転勤」が最も多く、特に若い世代の比率が高い傾向がみられます。このことは、本市における人口減少の要因ともなっています。

○ これに歯止めをかけるためには、地域企業の稼ぐ力を向上するとともに、若い世代がやりがいや魅力を感じる仕事の創出が必要です。そのためには、企業誘致や市内企業の経営安定や高度化への支援などはもとより、自然、歴史など本市の資源・環境を活かした新たな事業展開や起業の促進に取り組む必要があります。

○ また、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえ、誰もが安心して力を発揮できる地域社会の形成が必要です。

② 多久市の魅力をＰＲし、新しい人のつながり・流れをつくる

○ 本市への新しいひとの流れをつくる取り組みとして、これまで本市のことを知るきっかけづくりや本市の知名度アップを図るためのプロモーション*戦略を強化し、積極的に本市を全国へ売り出すことに併せ、定住支援金制度などにより、UIJ ターン*を促進してきました。

○ 今後は、これらに加え、多くの人に本市への関心や関わりを深めてもらい、そこで生まれる縁を将来の移住につなげる取り組みが求められます。そのためには、観光による交流の強化に留まらず、実際に本市での暮らしを体験する取り組みや、ふるさと納税*などを通じてつながりを強化することが必要です。

③　多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○　出産・子育ての希望を多くの若年層が持ちながら、その希望がかなっていない状況がみられており、子どもの数においても理想と現実に大きなギャップがみられます。結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには、前述の雇用の創出に加え、経済的な負担の軽減や相談体制の整備などの支援や教育環境の充実など、安心して子どもを育てられる環境づくりや経済的な支援が必要です。

④　多久市らしい地域づくりを行い、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

○　人口減少に伴い、税収が減る一方で、高齢化によって社会保障費の増大につながる可能性があります。今後の市の財政状況を見据え、公共サービスのあり方を検討し、人口減少をはじめとした、まちの状況に対応した、身の丈にあったまちづくりを行うことが重要です。

○　また、安心して暮らすことができる地域をつくるためには、都市機能を維持することが必要です。このためには、既存の公共施設や空き家・空き店舗等を最大限活用するなど、ストックマネジメント*に取り組み、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図るほか、疾病予防や健康づくりを推進しながら、医療・福祉サービス等の機能を確保していくことが求められます。

○　加えて、市内各地域の状況は様々であるため、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりを行うとともに、地域と地域のつながりを強化し、相互に補完することで、持続可能なまちづくりを実現していきます。

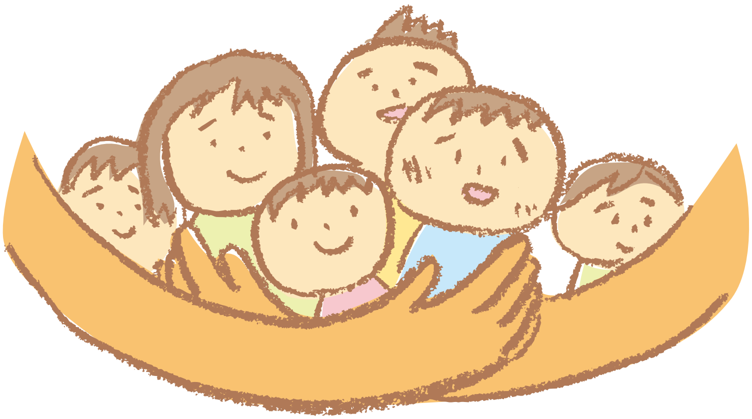

（２）人口の将来展望

【将来展望の考え方】

○　平成 27（2015）年に策定した人口ビジョンでは、本市の人口の将来展望について、「令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す」としています。

○　本市では、前回の人口ビジョンで示した方向性を踏まえ、「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」（平成 27（2015）～令和２（2020）年）を策定し、これまでの５年間、人口減少対策を実施してきたところであり、長期的な人口の目標である将来展望人口を見直すには時期尚早であることから、引き続き「令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す」こととします。

○　なお、将来展望人口の達成に向け、平成 30（2018）年の国立社会保障・人口問題研究所の推計条件に加え、前回の人口ビジョンと同様に、合計特殊出生率*を令和 22（2040）年までに、現在の 1.52[12]から 2.07 に向上させることを目指します。これを達成した場合においても、令和 42（2060）年時点での人口は 7,559 人となる見込みであり、将来展望人口に対して、6,041 人不足することから、これについては、各種施策の実施による純移動数の増加により補うことを目指します。
（第２期「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」の数値目標として、純移動数を設定します。）

【将来展望人口】

○　**令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す**

【将来人口の現状推移と将来展望人口】

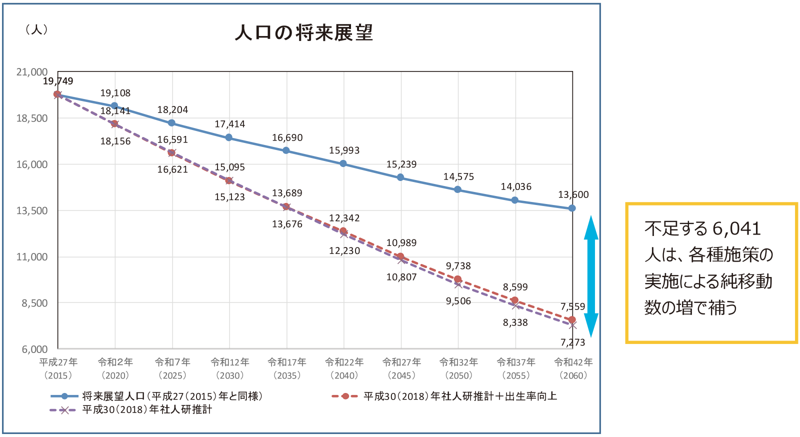

12　人口動態保健所・市区町村別統計（平成 25 年～平成 29 年）より

基本構想

Ⅲ　まちづくりの基本方針
　1　市の将来像
　2　まちづくりの基本目標
　3　将来像を実現するための施策目標

Ⅲ　まちづくりの基本方針

1　市の将来像

将来像は、本市が 10 年後に目指す姿を示すものであり、今後のまちづくりの目標となります。第４次多久市総合計画では、「緑園に輝く　みんなで創る　文教・安心・交流のまち　多久」という将来像を掲げ、これまでの 10 年間、行政と市民が一体となって、まちづくりを進めてきました。

豊かな自然や孔子の里など、本市の資源・特性を生かしたこれまでのまちづくりを継承するとともに、新しい時代の潮流を捉えてまちを創生するという想いを込め、本計画における本市の将来像を次のとおり定めます。

【多久市の将来像】

緑園に輝くまち　多久

～ 時流を感じる　文教・安心・交流・協働のまち ～

『緑園』	●盆地の立地で周囲を緑豊かな環境に囲まれ、緑の庭園のイメージにふさわしい環境
『輝く』	●地域として「小さくともきらりと光る」まち ●そこに暮らす人びとも「個性や才能を伸ばして輝く」まち
『時流を感じる』	●これまでの歴史・文化、令和という新しい時代を迎え、SDGs や Society5.0、行政のデジタル化など新しい時代の潮流を捉えるまち
『文教』	●教育重視・子育て応援の心豊かな子どもを育むまちづくり ●生涯学習・文化活動の充実で市民一人ひとりが輝くまちづくり
『安心』	●生涯安心の健康・医療・福祉のまちづくり ●様々な危機から市民の命と生活を守る、安心・安全のまちづくり
『交流』	●交流と定住を支える生活基盤づくり ●観光振興と産業間連携で雇用と活力を生み出す産業づくり
『協働』	●みんなで取り組む参画と協働のまちづくり ●行財政改革の推進と市民に開かれた自治体経営

2　まちづくりの基本目標

本市の将来像「緑園に輝くまち　多久～時流を感じる　文教・安心・交流・協働のまち～」の実現のため、施策の基本的な方向として、次のとおり、４つの基本目標を定めます。

【基本目標１】みんなの希望がかなうまち　多久

仕事と子育てを両立できる「子育てがしやすいまち」、子どもたちが豊かな心ですくすく育つ「教育が充実したまち」、文化・スポーツ等を通じて「自己実現ができるまち」を目指します。

［施策目標１］子どもすくすく－教育・子育て応援のまちづくり
［施策目標２］市民が主役－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり

【基本目標２】安心で魅力的なまち　多久

乳幼児からお年寄りまで生涯にわたって健康でいられる「安心して暮らせるまち」、一人ひとりが環境を大事にする「自然と共に生きるまち」、有事の際にもみんなが安全な「災害に強いまち」を目指します。

［施策目標３］生涯安心－人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり
［施策目標４］自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり

【基本目標３】活力ある稼ぐまち　多久

日々の暮らしが便利で快適な「都市基盤が整ったにぎやかなまち」、誰もが働く場がある「産業が盛んなまち」を目指します。

［施策目標５］いきいきネット－交流と定住を支える生活基盤づくり
［施策目標６］産業間連携で拓く－雇用と活力を生み出す産業づくり

【基本目標４】つながり集うまち　多久

地域内外を問わず「人と人がつながるまち」、いろんな地域から「人が集まるまち」、将来にわたって持続可能な「未来へつながるまち」を目指します。

［施策目標７］市民が築く－みんなで取り組む参画と協働のまちづくり
［施策目標８］市民と築く－開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり

Ⅲ まちづくりの基本方針

3 将来像を実現するための施策目標

本市の将来像「緑園に輝くまち 多久～時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち～」の実現に向けた、まちづくりの４つの基本目標を具体化する取り組み方針として、次のとおり、８つの施策目標を定めます。

施策目標１． 子どもすくすく－教育重視・子育て応援のまちづくり

●孔子の里にふさわしい心豊かで確かな学力のある子どもの育成を目指し、小中一貫教育などの推進や学校教育環境の充実を図ります。

●体験型学習や地域社会活動等の充実を図るとともに、家庭・地域と連携して、健全な青少年育成を進めます。

●保育所・学童保育の充実や地域で支える子育て支援ネットワークの充実、子育てへの経済的負担への支援の充実等に努め、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進めます。

施策目標２． 市民が主役－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり

●すべての市民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成、スポーツ・文化交流活動の促進を図ります。

●有形・無形の貴重な文化財・伝統文化芸能の保存を図ります。

●孔子の里としての地域の特性等を生かして、国内外の関連する都市との活発な交流活動の推進に努めるとともに多文化共生社会[13]*づくりを進めます。

施策目標３． 生涯安心－人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり

●充実した保健・医療・福祉環境や市民活動が活発な地域性等を生かし、市民の健康寿命*の延伸に向けた健康づくり体制・地域医療体制の充実に努めます。

●助け合い支え合う地域福祉体制づくりを進めながら、まち全体で高齢者や障害者の介護・自立支援体制の整備等を図ります。

●生活保護制度等の適正な運用により低所得世帯の経済的自立を促します。

---

[13] 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会。

施策目標４．自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり

●自然環境・景観の保全を図るとともに、温室効果ガス*の削減に取り組むなど、循環型社会づくりを推進することで、緑豊かな生活環境づくりを進めます。

●下水道などの維持更新・整備を計画的に進めるとともに、ごみの分別徹底や減量化・リサイクルの推進、不法投棄防止に努めます。

●消防・防災体制、防犯・交通安全・消費者対策の強化・充実を図りつつ、河川整備や危険箇所の改善も行い、安心安全な生活環境づくりを進めます。

施策目標５．いきいきネット－交流と定住を支える生活基盤づくり

●まちの持続的発展を見据えた計画的な土地利用を推進します。

●市営住宅の老朽化対策や、利活用を含めた空き家対策などにより、住宅環境を整備するとともに、本市の魅力を積極的に発信するなど、市外からの移住・定住を促進します。

●幹線道路網の整備、民間が運営する路線バスや市が運営するふれあいバスなどの交通網等をはじめとした地域公共交通の充実を図ることで、快適で便利な生活基盤づくりを進めます。

施策目標６．産業間連携で拓く－雇用と活力を生み出す産業づくり

●担い手の育成・確保や生産基盤の一層の充実をはじめ、スマート農業*の導入や地産地消体制の充実など、環境の変化を踏まえた多様な農林業支援施策を推進します。

●地域の特性を生かした観光・交流機能の強化やこれと連動して取り組む地域商工業の振興等による産業振興・雇用対策の充実を図ります。

施策目標７．市民が築く－みんなで取り組む参画と協働のまちづくり

●地域おこし協力隊や集落支援員などを積極的に配置するなど、各地域のコミュニティ活動を支援し、市民と協働してまちづくりを進めます。

●人権教育・啓発活動を推進するとともに、男女共同参画社会*を引き続き推進します。

施策目標８．市民と築く－開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり

●情報公開の推進、広報広聴活動の充実を図って、市民とともに行政情報を共有し、まちづくり意識の共有化に努めます。

●組織機構改革の推進や職員の人材育成等の充実、行政評価制度等による効率的な事業運営等に努めます。また、情報通信技術を活用することで、効率的な自治体経営に努めます。

基本計画

Ⅳ　施策体系表
Ⅴ　基本計画
Ⅵ　第２期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
　１　総合戦略の位置づけ
　２　総合戦略の構成
　３　基本目標
　４　基本的方向・数値目標
　５　具体的な施策・具体的な取り組み・重要業績評価指標（KPI）

<table>
<tr><th>施策目標</th><th>施策</th></tr>
<tr><td rowspan="2">【施策目標１】
子どもすくすく　－　教育重視・子育て応援のまちづくり</td><td>１－１　学校教育の充実</td></tr>
<tr><td>１－２　子育て支援の充実</td></tr>
<tr><td rowspan="4">【施策目標２】
市民が主役　－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり</td><td>２－１　生涯学習体制の充実と地域学習活動の推進</td></tr>
<tr><td>２－２　文化遺産の保存活用と文化芸術活動の推進</td></tr>
<tr><td>２－３　スポーツの振興</td></tr>
<tr><td>２－４　地域間交流・国際交流の推進</td></tr>
<tr><td rowspan="7">【施策目標３】
生涯安心　－　人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり</td><td>３－１　医療体制の充実</td></tr>
<tr><td>３－２　健康づくりの推進</td></tr>
<tr><td>３－３　地域福祉の充実</td></tr>
<tr><td>３－４　高齢者支援の充実</td></tr>
<tr><td>３－５　障害者支援の充実</td></tr>
<tr><td>３－６　社会保障等の充実</td></tr>
<tr><td>３－７　困窮者支援等の確立</td></tr>
<tr><td rowspan="6">【施策目標４】
自然と共生　－　安全で緑豊かな生活環境づくり</td><td>４－１　自然環境の保全</td></tr>
<tr><td>４－２　上・下水道の充実</td></tr>
<tr><td>４－３　廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進</td></tr>
<tr><td>４－４　消防・防災体制の充実</td></tr>
<tr><td>４－５　河川整備等の推進</td></tr>
<tr><td>４－６　防犯活動・交通安全対策等の充実</td></tr>
</table>

Ⅳ 施策体系表

施策目標	施策
【施策目標５】 いきいきネット － 交流と定住を支える生活基盤づくり	５－１ 土地及び施設の有効利用
	５－２ 住宅施策の充実
	５－３ 道路整備等の推進
	５－４ 公共交通の充実
【施策目標６】 産業間連携で拓く － 雇用と活力を生み出す産業づくり	６－１ 農林業の振興
	６－２ 商業の振興
	６－３ 工業の振興
	６－４ 観光の振興
【施策目標７】 市民が築く － みんなで取り組む参画と協働のまちづくり	７－１ 地域活動・コミュニティ活動の充実
	７－２ 人権・同和教育及び男女共同参画の推進
【施策目標８】 市民が築く － 開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり	８－１ 情報公開と広報広聴の充実
	８－２ 持続可能な財政運営の推進
	８－３ 公正で円滑な自治体経営の推進

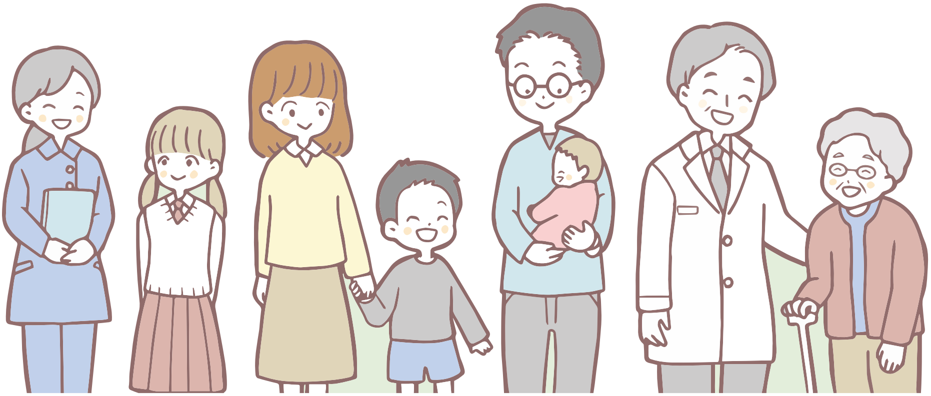

１－１　学校教育の充実

＜目指す姿＞

孔子の里・文教のまちにふさわしい心豊かで確かな学力のある子どもたちの育成を目指すとともに、国際化や情報化の急激な進展によってめまぐるしく変化する21世紀の社会をたくましく生きるために、自ら主体的に問題を解決する力や判断力、表現力などを身につけた子どもたちが育つまちを目指します。

（１）現状と課題

新しい時代にふさわしい学校教育の実現に向けて学習指導要領が改訂され、新学習指導要領に沿った学習がスタートしています。新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びにより、これまで重視してきた知・徳・体の育成の意義を、変化する社会の中で改めて捉え直し、子どもたちが「生きる力」を育むことを目指しています。また、現在の学校には、児童生徒の学力面の不安、いじめや不登校、学級崩壊、問題行動の低年齢化、いわゆる中１ギャップ*など、心の問題をはじめ、多くの課題が山積しています。

このような状況の中、本市においては、平成28（2016）年度に市内全学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを目指す、「コミュニティ・スクール*」をスタートし、一定の成果が認められています。

また、社会の情報化が急速に進展し、ICT（情報通信技術）は多様な学習のための手段として活用されてきており、これらを適切に活用した学習活動の充実は急務です。

そのほか、国際化に対応した人材育成、教育における様々な危機管理への適切な対応や、一人ひとりの個性や特性に応じた適切な指導や就学支援など特別支援教育の充実も求められています。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性　【総合戦略】

- 小中一貫教育を創造性、協働力、コミュニケーション能力、ICTリテラシー*など、いわゆる21世紀型スキルの習得向上の観点より、さらに充実させます。あわせて、本市への愛着や誇りを育てるための多久学（ふるさと教育）の学習時間を充実させます。
- 毎年教育委員会が任命する学校運営協議会委員により、コミュニティ・スクール推進の実働組織である「学校運営協議会」を運営し、学校と地域をつなぐコーディネーターとして地域学校

協働活動推進員を配置します。また、保護者や地域住民による学校応援隊活動を推進し、授業や行事、教育環境整備などにおいて学校支援を進めます。

1　小中一貫教育の強化

●義務教育９年間（４・３・２制の導入）を通して、発達成長段階に即した計画的・継続的な教育実践により、学力を高め規範意識等を身に付けることができるようにします。
●中１ギャップのさらなる解消に努め、不登校生徒の割合について、現状値（5.0%）の半減以上を目指します。また、不登校児童生徒に対して、教育支援センターや関係機関とのつながりを構築するために、相談体制の充実を図ります。
●異学年間の交流を通して、豊かな人間性や社会性を育成します。
●児童生徒の個別の指導・支援計画を作成することで、特別支援教育をさらに充実・深化します。
●地域人材や地域素材を活用した新たな教育としての「多久学」を推進し、郷土を愛し、誇りに思う心情を育みます。

2　地域とともにある学校づくり「コミュニティ・スクール」の推進

●「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域が共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と市民が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」を推進し、学校と地域が一体となって多久の子どもたちの成長を支えていきます。具体的には、学校運営協議会の開催のための運営支援や、コミュニティ・スクールに関する研修会等を行います。

3　ICT 整備推進

●新型コロナウイルス感染症による臨時休業などの緊急時においても子ども達の学びを保証できるよう、児童生徒に対し、1 人 1 台の端末を整備するとともに、ICT 機器の計画的な整備・更新を行います。また、学習者用端末を家庭でも使用できるよう、必要な家庭に通信機器を貸与します。
●教育の質の向上を図るため、ICT 活用環境の整備をソフト・ハードの両面で効果的に進めます。

4　ICT 利活用教育の推進

●子どもたちが「生きる力」を身に付けるうえで重要となる「情報活用能力（調べる・まとめる・発信する）」の育成を、学校の教育活動のみならず、家庭でのタブレット端末使用の推奨や ICT 機器を活用したドリル教材の活用を通して推進し、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない、公正で個別最適化された学びを実現します。
●電子黒板、可動式端末、デジタル教材などを効果的に活用した「わかる授業づくり」を推進します。また、ICT 支援員配置によるスムーズな授業の展開や担任・教科担任との連携を進めます。

5　英語教育・国際化教育の充実

●授業研究会やイングリッシュ・サマーフェスタ、１年生からの英語活動の導入、さらに、小学校英語活動支援員配置事業や外国語指導助手(ALT)配置事業を推進し、１年～６年生の担任や外国語活動・外国語・英語担当教員の指導力を向上させ、児童生徒の国際理解の進展へつなげます。

6　通学安全対策の推進

●通学路の安全対策、危険箇所について、多久市通学路安全推進会議等で継続的に対策を検討し、児童生徒が安心して通学できる環境整備に取り組みます。
●スクールバスを安全第一で運行するとともに、事故につながるような運行上の問題や課題、児童の乗車マナーなどについて、多久市スクールバス運営委員会での検討・協議を行い、児童の安全を確保します。

7　老朽化した学校施設の改修

●学校施設は子どもたちの学習・生活の場であるとともに、防災拠点としての役割も果たすよう、危険個所や修繕が必要な個所がないか日常・定期・臨時の確認を行い、必要に応じて改修を行います。
●老朽化した体育館やプール等の学校施設の大規模な改修については、計画的に行います。

8　安全な学校給食の提供

●引き続き、給食センター方式で市内すべての義務教育学校へ安全な学校給食を提供します。また、今後も関係各所と連携し、食育や地産地消の推進を継続して行います。
●給食センターは開設から 20 年以上経過していることから、機器・施設を計画的に整備、更新します。

9　21 世紀型スキルの研究と実践

●基礎力（言語・数量・情報を道具として目的に応じて使いこなす力）・思考力（よりよい解や知識を創り出し、さらに次の問いを見つける力）・実践力（他者や社会の重要性を感得できる力）の育成を目指した 21 世紀型スキルを身につけられるよう、児童生徒が主体的に課題解決に取り組めるような授業実践・授業改善を、すべての教科において推進します。
●SDGｓの視点を取り入れた義務教育９年間の教育課程を編成し、持続可能な社会へ参画する児童生徒を育成します。

（３）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
研究発表会や講演会の参加者数 【総合戦略】	220 人	240 人
地域学習に取り組む学校の割合 【総合戦略】	100%	100%
地域ボランティアの参加人数（延べ） 【総合戦略】	100 人	200 人
児童生徒の交通事故件数	6 件	0 件
不登校生徒の割合	5.0%	2.4%
学校施設改修工事の実施件数	4 件	4 件

（４）役割分担

<市民・個人>

〇家庭・保護者

・小中一貫教育やコミュニティ・スクールについて理解を深めます。

・学校運営方針を理解し協力します。

・家庭における基本的な学習・生活習慣、躾(しつけ)を身に付けさせます。

〇児童生徒

・心豊かに、自ら学び、たくましく生きます。

<自治会・地域>

〇地域・PTA

・義務教育学校やコミュニティ・スクールの推進に向け、協議の場を設け、推進に向け努力します。

・学校での学習や多久学などの活動に積極的な参加・支援を行います。

・登下校時の児童生徒の見守りを行い、安心安全確保のための協力を行います。

・国際理解、語学学習に努めます。

・学校と連携し、通学路をはじめとする地域の防犯、交通安全活動を行います。

・地域一体となり児童生徒の安全対策を進めます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市学校教育系施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和３年度～
多久市第２期子ども・子育て支援事業計画	令和２年度～令和６年度

１－２　子育て支援の充実

＜目指す姿＞

すべての子育て家庭において、子育てに対する不安や孤独感、子育てと仕事の両立の負担感等が軽減され、ゆとりを持って子どもと過ごし、安心して楽しく子育てができるよう、地域・行政・社会一体となった子育て支援に取り組むまちを目指します。

（１）現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人が身近にいないなど、子育てに対する不安感や孤独感が高まっています。また、時間に追われ、ゆとりある子育てが難しくなっている状況から、子育てと仕事の調和の実現が求められています。

こうした中、本市においては、家庭・地域・学校・行政など地域社会が一体となった子育てを支援するために、「多久市第２期子ども・子育て支援事業計画」を令和２年３月に策定しました。これに基づき、子育てに関する相談、情報提供体制の整備、子育て支援サービスの充実、子育て世帯への経済支援など、様々な取り組みを推進し、一定の効果がみられているところです。

今後は、子育てに関する情報提供・相談体制をさらに充実し、地域における子育てネットワークを形成することが求められています。

また、児童虐待対応件数については増加傾向にあり、重篤な事案を未然に防ぐための取り組みが急務となっています。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- 「多久市児童センター（あじさい）」を中心に、子育て相談、交流の場を提供します。
- 保育料の軽減や医療費助成（0～18 歳の通院、入院費助成）を継続して行い、子育てに係る経済的負担を軽減します。
- 共働き家庭等の多様な働き方に合わせた保育サービスを充実します。
- 児童虐待の発生を未然に防ぐために必要な、切れ目のない支援を行うための体制を強化します。

1　子育て支援拠点の充実

- 教育、保育、保健、地域の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供、相談を行います。
- 子育て支援センターにおいて、０歳～3 歳の子どもと家族を対象に、育児不安等の軽減に繋がる助言を行うとともに、子育て中にある家族の交流や子育てに関する講演会などの学びを提供します。また、義務教育学校９年生が乳幼児とふれあいを通して、子育てについて考える機会を作ります。
- 児童館において、子どもたちに遊び場と遊びを提供し、子どもの生活の安定と能力の発達を支援します。また、育児不安に陥りがちな未就学児の家族を支援し、簡単な運動や工作など家庭でも実践できる内容で事業を行います。他にも幼児（保護者が同席）・小学生を対象とした工作やお菓子づくりなど、子どもたちが楽しみながら興味が膨らむような内容で事業を行います。
- ファミリーサポートセンターでは「子育ての援助を受けたい人」と「子育てのお手伝いを行いたい人」が会員となり、子育てを助け合う有償のボランティア活動の支援を行います。
- ０歳～就学前の発達の気になる子どもに対して、保護者の意思を尊重しながら、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応訓練や早期の療育訓練の事業を行います。

2　保育サービスの充実

- 共働き家庭が増加していることなどを踏まえ、通常の保育サービスに加え、多様な働き方に対応した保育ができるよう、延長保育・休日保育・障害児保育や、一時的に保育ができない場合に利用できる一時預かり保育を引き続き実施します。
- 病児・病後児保育については、市内に実施する保育施設がないため、引き続き近隣市町にある５施設と協定を結び、対応を行うとともに、ほかの施設との協定を行うなど利便性の向上に取り組みます。
- 快適で安心した環境で保育サービスが提供できるよう、保育の質の向上や保育体制の強化に取り組むとともに、老朽化による大規模改修等に関する施設整備補助などを有効活用し、保育環境の整備支援を行います。

3　子育てにかかる費用の軽減

●教育・保育の無償化と併せて、これまでの保育料の市独自の階層区分を継続して用いることで保育料の負担を軽減します。

●医療費助成（0～18 歳の通院、入院費助成）を継続して行うことで、子育てに係る経済的負担を軽減します。

4　要保護児童対策の充実

●子どもが通う施設（保育園・幼稚園・認定こども園・学校）、児童相談所や警察などとの連絡調整を行い、要支援児童及び要保護者等の早期発見、個々の子どもに応じた支援の早期対応により、子どもの安心・安全を確保します。

●すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、助言、情報の提供、相談等への対応を行うための体制を強化し、児童虐待の発生を未然に防ぐために必要な切れ目のない支援を実施します。

5　ひとり親世帯への支援の推進

●ひとり親世帯が抱える問題や心配事に対し、引き続き支援員を配置します。

●安定した収入が得られ、家族が安心して生活ができるように関係機関と連携を取り、資格取得や就労先などの情報提供を行い、将来に向けた就労に繋がるよう支援します。

●子どもの進学に関する貸付事業など、子どもの将来に向けた情報提供や支援を行います。

●医療費助成を行い、ひとり親世帯への経済的負担の軽減を行います。

（3）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
児童センター「あじさい」利用者数 【総合戦略】	36,516 人	32,845 人
保育待機児童数 【総合戦略】	0 人	0 人
子ども家庭総合支援拠点対応件数 【総合戦略】	365 件	562 件
利用者支援事業対応件数	286 件	197 件
子育て支援センター利用者数	10,863 人	7,521 人

（４）役割分担

<市民・個人>

・家庭の養育力の向上を図ります。
・保護者が愛情と責任を持って子育てを行います。
・子育て中の不安や負担が軽減できるよう、早期相談ができる機会を活用します。
・虐待や虐待と思われることは、他人事と思わず、通告できる市民になります。

<自治会・地域>

・子どもと子育てを地域社会全体で見守ります。
・気軽に相談できる体制を継続します。
・義務教育学校や高校と連携し、思春期のいのち・性に関する教育を推進します。

<企業・NPO 団体>

・従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくります。
・出産や育児等で退職した女性が再就職しやすい環境をつくります。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市第２期子ども・子育て支援事業計画	令和２年度～令和６年度

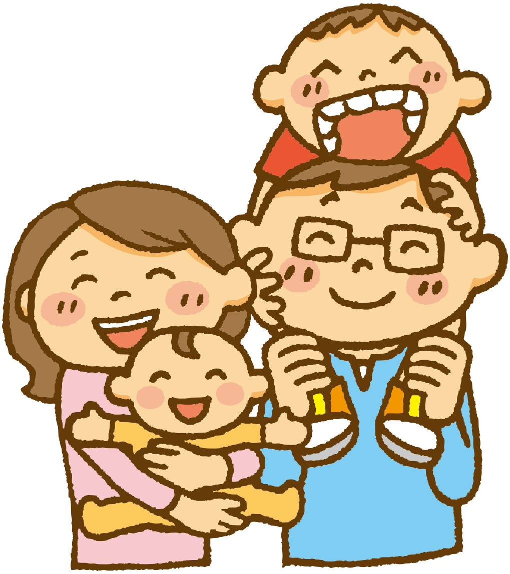

２－１　生涯学習体制の充実と地域学習活動の推進

＜目指す姿＞

地域学習、文化･スポーツ環境を充実し、すべての市民が学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習社会の形成、市民主導のスポーツ･文化交流活動、貴重な文化遺産の保存が実現できるまちづくりを目指します。これらによって、新たな時代を担う人材の育成と生涯にわたる地域学習、文化･スポーツ交流を実現します。

（１）現状と課題

社会情勢が多面にわたり常に変化する中、生活スタイルの変容や広域化が起こるとともに、働き方や余暇の在り方も変化しています。このような社会の変容に伴い、市民の学習意欲やニーズも多様化･高度化し、市民それぞれが豊かな人生を送るために必要な学びの機会の提供について、実情に即した在り方を見極め対応することが必要です。

地域学習活動については、子どもクラブをはじめとする地域活動団体等のほか、古くから息づく歴史や伝統文化があり、地域での定着が一定程度認められます。今後も、子どもの頃から健全で豊かな人間性が育まれ、市民が自主的に参加し、学び過ごせる時間が途切れることのないよう、学校･家庭･地域がそれぞれに持つ機能を十分に発揮し、地域全体が人を育てるという意識を高めていくことが必要です。

あわせて、これからの社会を担っていく子ども･若者が、ふるさと多久市で成長したことを誇りに思う郷土愛とともに未来に向け歩み続けていくことができるよう、子ども･若者を育む環境を整備することが大切です。

（２）市が取り組むべきこと

１　生涯学習推進体制の充実と公民館における講座･サークル活動支援

- 市民の日常の様々な活動に学びの要素が自然と溶け込んでいるような、すべての市民が学べる生涯学習推進体制を築くため、公民館活動が核となり市民自らが学びの機会を作りだす機運を高めていけるよう、公民館が企画するイベントや講座などの事業に取り組みます。
- この取り組みを各種サークル活動の活性化につなげ、その成果の発表の場を確保するとともに、学びに関する市民の声に耳を傾け、これまで公民館･図書館を活用したことのない市民が学びや本を手に取ることの素晴らしさを体感できるよう、講師を招いた各種講座や本に関するイベントを開催します。

２　生涯学習のための公民館･図書館活動の基盤強化

●「文教の里　多久市」として、文化的で豊かな本市を支える学びと知の拠点であるよう、公民館と図書館の活用を促進します。

●小さな子どもからシルバー世代に至るまで、生涯にわたり学ぶことの素晴らしさ、本に触れる喜びを体感できる施設として、公民館と図書館がその役割を果たしていくことができるよう、利用者にとって利便性の高い施設であるために必要な環境整備を行います。

３　地域学習等の推進

●家庭や地域社会、学校が相互に連携を図りながら地域ぐるみで健全な青少年を育成するため、多久市青少年育成市民会議及び各町支部が行う青少年健全育成事業と共同し、啓発活動を行います。

●多久市子どもクラブ連合会など社会教育団体の育成支援を推進するとともに、地域全体で学びのすそ野がより広がり継続的な活動が可能となるよう、公民館が活動拠点となるような新たな組織づくりの支援を行います　。

（３）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
多久市子ども教室参加者	760 人	760 人
各町子ども教室参加者	2,500 人	2,500 人
公民館利用者数	84,600 人	85,000 人
図書館入館者数	9,000 人	12,000 人

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・地域全体で子どもたちを見守り、育成します。
・保護者としての姿勢や責任に対する自覚を高め、家庭での教育の必要性について意識を高めます。
・自らの生涯学習に積極的に取り組みます。
・学び合う仲間づくりを進めます。

＜自治会・地域＞

・地域の大人が連携し、子どもたちの健全育成のための環境づくりを進め、地域での教育の必要性について意識を高めます。
・社会教育団体や各種サークルは、人材と組織活動の活力を生かし、市民の生涯学習に積極的な協力支援を行います。
・市民ニーズに応えるための魅力的で多様な学習機会を提供します。

＜企業・NPO 団体＞

・未成年者を、たばこ・酒、有害サイト等の有害情報から守ります。
・市民の生涯学習の場づくりに協力します。

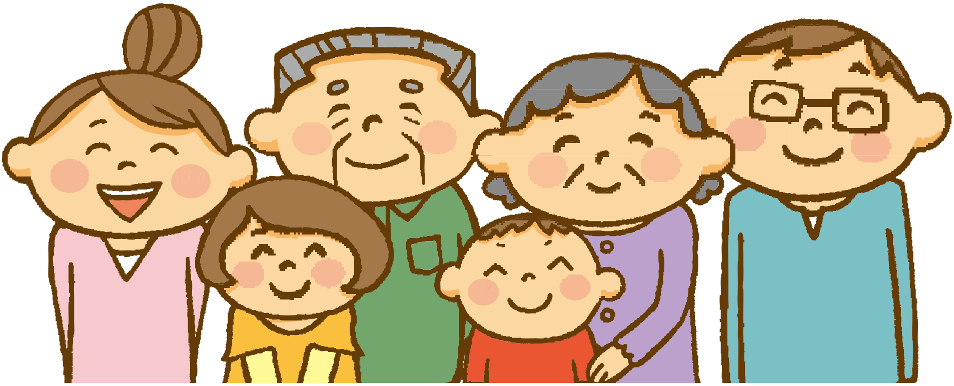

２－２　文化遺産の保存活用と文化芸術活動の推進

＜目指す姿＞
先人たちが築き上げた建造物や史跡、伝統文化などの文化遺産を、市民の共有財産として将来に引き継いでいけるよう、保護に取り組むとともに、観光資源としての活用を推進し、市民一人ひとりがこれら文化遺産を生み出した地域に対して愛着と誇りを持てるまちを目指します。

（１）現状と課題

多くの自治体で地元の文化財を再評価し、整備活用していく機運が醸成されつつあります。しかし、一方では近年の社会の急速な変化により、地域における歴史文化の担い手の減少等、文化遺産の保護のうえで様々な課題が浮き彫りになっています。その諸問題を市民と共有し、周辺地域の実情に沿った、地域別の保護と活用計画の策定に取り組む必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

１　文化連盟、公益財団法人孔子の里などとの連携・支援

- 文化芸術活動の振興を図るため、文化活動の拠点である文化連盟、公益財団法人孔子の里、各種文化団体との連携を深め、新たな取り組みへの支援を行うなど事業の発展を目指します　。
- 積極的に情報発信を行うことで、市民の機運を高め、よりよい文化芸術活動の風土を醸成します。

２　地域の文化遺産の保護と活用の推進

- 地域で培われてきた文化遺産の保存と保護に取り組みます。
- 埋蔵文化財や遺跡等の調査を継続するとともに、資料館での企画展の開催を行うなど、あらゆる文化遺産の活用に取り組みます。とりわけ、牟田辺遺跡の出土品や西日本最大規模の安山岩を産する石器原産地遺跡群の調査を行うとともに、国や県の文化財指定を目指します。

３　ふるさと先人の顕彰事業の推進

- 本市の先人顕彰事業の成果を情報発信しつつ、先人顕彰を行う全国の自治体と情報交換を行います。また、新たな視点から先人の再検証にも取り組みます。
- 先人学習や郷土学習を推進し、義務教育学校や生涯学習の取り組みに活かし、郷土愛の醸成を図りつつ「ふるさとの先人を活かしたひとづくり、こころ育て」に取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
文化連盟加盟団体数	18 団体	18 団体
資料館入館者数	7,697 人	8,800 人
文化財の指定・登録件数	48 件	51 件
東原庠舎利用者数	3,344 人	4,500 人

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・市民が主体的に、文化・芸術に興味を持ち、自ら文化・芸術活動を行います。
・文化財を大切にし、保存・伝承活動に参加します。
・市民自ら、歴史・伝統・文化財の保護・保存に努めます。
・多久の先人についての学習を深めます。

＜自治会・地域＞

・地域における芸術・文化活動の振興に努めます。
・地域間の文化交流に努めます。
・地域の文化財は、地域で維持管理に努めます。
・先人の顕彰を、地域・団体としても取り組みます。

＜企業・NPO 団体＞

・市民の文化活動や文化財の保護を支援します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市歴史文化基本構想	平成 30 年３月～
多久市社会教育系施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和３年度～

２－３　スポーツの振興

＜目指す姿＞

スポーツを通じ、多くの市民が健康で豊かな生活を実現できるよう、誰もが気軽に参加できるスポーツ環境の充実したまちを目指します。また、競技スポーツでは、ジュニア世代から選手の育成支援及び指導体制を充実させます。

（１）現状と課題

本市のスポーツ活動の中核となっている総合型地域スポーツクラブ*「多久スポーツピア」の会員数は、平成 26 年（2014）度から上昇に転じ、令和元年度には 949 人まで増加しました。一方、少子化により、義務教育学校後期課程の部活動等への影響がみられ、今後、社会体育への移行の検討や、多久スポーツピアの体制強化と指導者の確保などが課題です。

また、競技スポーツにおいては、陸上競技やバドミントン、スポーツクライミングなど、ジュニアサークルや高校の部活動において育成された選手の活躍なども見られるようになりました。市民のスポーツに対する意欲・関心を高めるためには、競技スポーツの向上・躍進が重要であり、引き続き体育協会及び各種目協会の充実と相互連携を強化し、選手育成の支援等を行っていく必要があります。

さらに、スポーツ施設の利用促進においては、学校体育施設の開放も含め、既存施設の適切な管理運営を行っていく必要があります。なお、佐賀県で開催される国民スポーツ大会会場として、弓道場の新設や、施設の長寿命化計画を踏まえた整備が必要です。

（２）市が取り組むべきこと

１　多久スポーツピアの育成支援とスポーツの普及

●「多久スポーツピア」の活動を支援し活性化を促すとともに、地域の社会体育活動の活性化にもつなげていきます。

●部活動の社会体育移行検討については、指導者等の人的支援も必要なことから、体育協会やスポーツ推進委員、学校の部活動顧問などが多久スポーツピア事業に関わるよう、より一層の協力体制をつくりあげていきます。

●スポーツ推進委員と共に出前講座を行い、幅広い年齢層にわたり、多くの市民が気軽に体験できるニュースポーツ*の普及に努め、地域でのスポーツ・レクリエーションイベントの充実や広域的な交流大会の開催など、市民によるスポーツ交流事業を推進します。

２　スポーツ団体・指導者の育成と競技力の向上支援

- 一般財団法人多久市体育協会等が行う自主事業を支援するとともに、義務教育学校部活動顧問のスポーツピアサークル指導者への登録を目指します。
- 地域社会の活性化や市民のスポーツに対する意欲、関心を高めるために、多久市体育協会、多久スポーツピアなどと連携し、選手・指導者・スポーツ団体の育成と競技力の向上支援に取り組みます。

３　施設の整備の推進

- 施設の長寿命化計画による、安全な施設の提供を進めていきます。老朽化が進む既存施設は、施設利用者数と利用者ニーズに基づき、優先順位を定め、計画的な整備を行っていきます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
社会体育施設利用者数	155,221 人	160,000 人
総合型地域スポーツクラブ「多久スポーツピア」会員数	949 人	900 人
ピアサークル指導者数	25 名	40 名

（４）役割分担

<市民・個人>

・日頃からスポーツやレクリエーションを自ら実践し、健康づくりに役立てます。
・サークル指導者として登録促進を行い、様々なスポーツが行える環境づくりに協力します。

<自治会・地域>

・スポーツやレクリエーションを通じ、地域住民の健康増進と体力づくりを促進し、地域間や世代間の交流を促進します。
・高い競技力を有する選手の育成やジュニア層の育成を目指し、市民のスポーツ活動を支援します。
・スポーツピアの活動を支援していきます。

<企業・NPO 団体>

・市民のスポーツ活動を支援します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市スポーツ・レクリエーション系施設長寿命化計画（個別施設計画）	令和３年度～

２－４　地域間交流･国際交流の推進

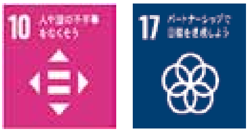

＜目指す姿＞

孔子の里としての地域の特性等を生かして、国内外の関連する都市との交流活動が活発に行われるとともに、市民主導の国際交流活動を通して国際理解が促進される、多文化共生社会が根付いたまちづくりを目指します。

（１）現状と課題

国際的な通信ネットワークの進展や交通体系の整備、経済のグローバル化などを背景に、人･物･情報の交流が世界的な規模で行われ、急速に国際化が進んでいます。

本市においては、孔子の里としての地域の特性等を生かし、平成５年 11 月に孔子生誕の地である中国の曲阜市と友好都市の盟約を締結以降、相互に派遣事業を展開してきました。また、市民レベルの国際交流の推進として、公益財団法人孔子の里では、平成 12 年度より中国の旅を毎年実施し、平成 19 年度からは市内に立地している企業の全面的資金援助等により、毎年中学生対象に、海外へ短期語学留学生の派遣を進めています。

現在、本市には 200 人程の外国籍市民が居住しています。国籍、言語及び文化の違いにとらわれず、互いの価値観を認めあう社会づくりとしての地域間交流を進め、人材育成や地域活性化の契機とすることが求められています。

（２）市が取り組むべきこと

１　国際交流の推進

- ●市民が主体となった多様な交流･活動を支援することにより、市民の国際理解の推進を図ります。
- ●孔子生誕の地である中国山東省曲阜市との交流事業を公益財団法人孔子の里と連携を図って進めるとともに、「孔子の里･多久」のイメージアップとして活用していきます。
- ●国際交流団体の支援については、本市において永年中国との友好交流を主体的に担っている「多久市日中友好協会」の活動に支援を行うことによりその活動の活性化を図ります。

２　地域間交流事業の推進

- ●本市の特性を踏まえ、中国や儒学･孔子の教えと関係が深い自治体や過疎地域の活性化に取り組む自治体などとの連携･交流の推進について検討し、展開します。
- ●嚶鳴協議会*を通じ、本市を全国にＰＲしていきます。加盟自治体による持ち回りで開催されるフォーラム等を、地域づくり等に関わる市民にも案内し、地域間交流を進めます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
市等が主催する国際交流イベント等への参加延べ人数	15 人	20 人
地域間交流イベント参加者数	0 人	5 人

（４）役割分担

＜市民・個人＞
・市内在住の外国人と日常的な交流を図ります。
・国際交流団体に参加します。
・自主的な国際交流活動・地域間交流活動を行います。

＜自治会・地域＞
・積極的に国際交流・国際協力を行います。
・市内在住の外国人と日常的な交流を図り、相互に理解し合い、尊重し合える環境をつくります。
・地域間交流活動を行います。

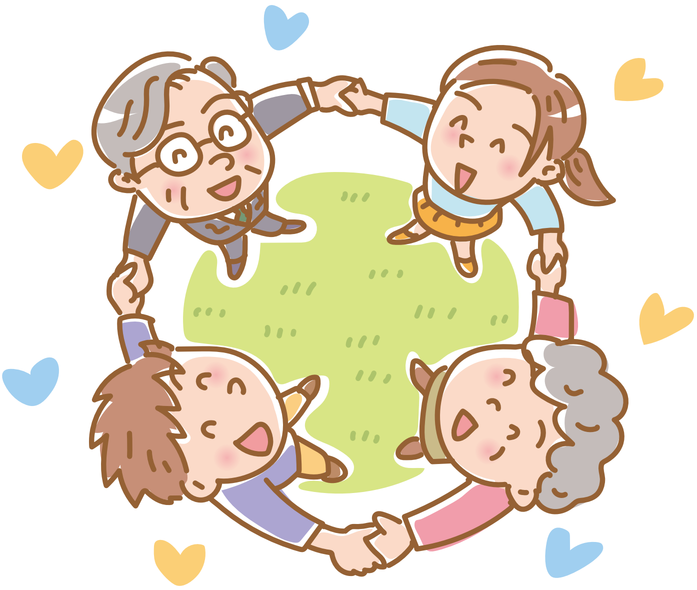

３－１　医療体制の充実

＜目指す姿＞

必要な時に必要な医療を地域の中で受けられる医療体制を構築し、地域医療体制の充実を図ることで市民が安心して健康に暮らし続けられるまちを目指します　。

（１）現状と課題

団塊の世代が全員後期高齢者となる令和７（2025）年を控え、我が国は、医療・介護提供体制の改革期を迎えています。平成 26（2014）年に、医療法、介護保険法など医療・介護に関連する 19 法律を一括して改正したいわゆる「医療介護総合確保推進法」はこの一つの表れであり、これにより、都道府県は地域医療構想*を策定し、医療提供体制の改革に取り組むこととなり、市町村は介護保険法の地域支援事業を充実するなど地域包括ケアシステム*の構築を一層推進することとなりました。

本市において、医療機関は減少しており、眼科等市内で受診できない診療科もあり、患者の市外流出率が高くなっています。また、市立病院については、施設の老朽化や医師確保の課題があり、患者数、病床利用率、救急搬送の受入率等は減少傾向であり、経営も厳しい状況が続いています。

このような中、今後とも市民から求められる医療機能を発揮する公立病院を継続させるという観点から、公立病院としての医療の公共性と経済性を両立させることが重要です。

将来、人口減少に伴う医療需要のピークアウトが迫る中、患者や必要病床及び医師を始め医療人材など限られた医療資源を集約し、効率的な活用をするための整備が急務です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

●新統合病院では、市外への流出が多く地域に不足する診療科の拡充及び新設を目指します。

1　新たな公立病院の整備

●多久市立病院と小城市民病院を統合することにより、病院の諸施設、高度医療機器、必要病床及び医師をはじめ医療人材などの限られた医療資源を効率よく活用します。

2　市立病院の医師確保及び医療機器・施設等の整備

●継続的な医療の提供のために、医師及び医療スタッフの確保とともに、必要な高度医療機器等の整備を行います。また、安全で快適な療養環境を提供します。

3　救急医療体制の整備

●地域医師会と行政が連携して、病院群輪番制*や在宅当番医制*、救急外来診療体制等を整備し、救急医療体制を確保します。

●市立病院は救急告示病院*として、２次医療圏における市内の救急医療体制を補完します。

●新統合病院では多領域にまたがる救急患者を診察できるように総合診療医*を招聘します。

（3）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
新たな公立病院整備の進捗度【総合戦略】	-	100%（新病院竣工）
救急車による患者数	275 人	265 人
手術件数	351 件	340 件
健康診断件数	309 件	310 件
訪問看護件数	121 件	150 件
臨床研修医の受入人数	5 人	7 人
運動器リハビリ件数	19,979 件	21,000 件
消炎鎮痛リハビリ件数	3,604 件	5,500 件
健康相談件数	1,058 件	1,200 件

（4）役割分担

＜市民・個人＞

・自分の健康を維持するため健診（検診）など受けます。

・かかりつけの医者を持ちます。

＜企業・NPO 団体＞

・安全で質の高い医療を提供します。

・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市立病院改革プラン	令和３年度～令和７年度（予定）
多久・小城地区新公立病院建設基本構想・基本計画	令和２年度～令和７年度（予定）

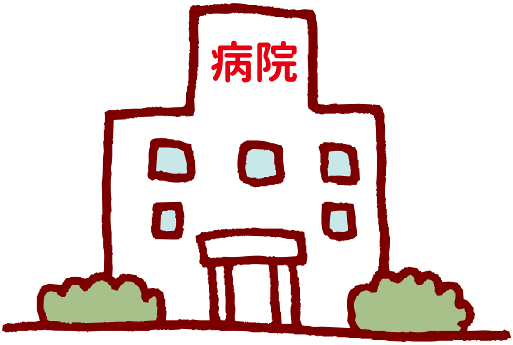

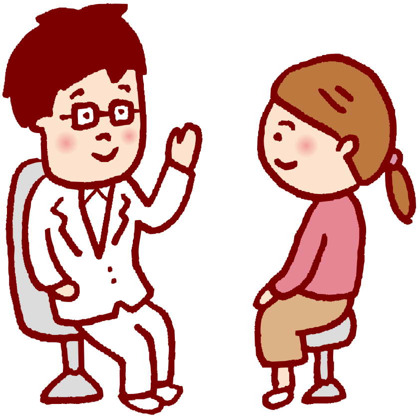

３－２　健康づくりの推進

＜目指す姿＞
人生 100 年時代を迎え、市民が健やかな生活習慣を形成し、子どもを産み育てやすく、誰もが健康で長生きし、生涯現役で活動できるようなまちを目指します。また、かかりつけ医等と連携した生活習慣病*の重症化予防への取り組みなど、医師会等関係機関と連携が強化され、地域医療体制が整備されたまちを目指します。

（１）現状と課題

本市では、健康増進法、母子保健法、高齢者の医療の確保に関する法律などの関係法に基づき、健診データやレセプト*データの分析を行い、本市全体の健康実態を分析・把握し、健康課題を見極め、ライフサイクルに応じた健診（検診）及び疾病予防のための相談・教育・保健指導に取り組み、生活習慣病予防対策を推進しており、市民の健康づくりに対する意識は高まっています。

また、生活習慣病の発症予防と重症化予防のため、市民への徹底した情報提供を行い、日頃の生活習慣の行動が変わるように支援するとともに、市民が市の健診（検診）等を受けやすいよう、さらなる充実と体制整備が必要です。そのためには、ライフステージごとに関係する機関と連携することが不可欠であり、情報共有・意見交換を図り、事業を推進できるようにしていくことが大切です。

これらに加え、公衆衛生の観点から、非常時への備えや感染症拡大防止に向けた健康危機管理体制の整備も必要です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性【総合戦略】

●健康づくりの推進

・特定健診、一般健診、がん検診、乳幼児健診、多久っ子健診、後期高齢者健診等あらゆる世代の健診データを基に個別に対応した保健指導を実施し、生活習慣病を予防します。

●出産期・不妊治療への支援

・出産を望む夫婦が安心して妊娠、出産に臨めるよう、不妊治療の治療費への一部助成、支援を必要とする妊婦への家庭訪問等により、妊娠から出産、子育てまで切れ目なく支援します。

Ⅴ　基本計画

（施策目標３ ：生涯安心 ー 人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり）

1　健康づくりに関する情報の提供及び啓発

●乳幼児期から高齢期まで、あらゆる世代の健診（検診）等で得た情報から本市が解決すべき健康課題をあらいだし、医療や教育、商工など市民と直接関わる機関で方策を話し合い、地域と協働して解決へ向かいます。

●地域での健康講座、市報、行政放送、市ホームページ等を活用し、市民をはじめ関係機関へ情報を提供します。

2　地区担当制による生活習慣病対策の推進

●生活習慣病の発症予防・重症化予防のため、保健師は市民個々の生活を重視し、主体的かつ中長期的に関わるために地区担当制で活動します。地区担当制をとることで、市民のライフステージに合わせた情報を提供し、個に応じた切れ目ない支援を実施します。

●生活習慣病予防のための健診（検診）の項目などの拡大や保健指導を充実します。

3　年齢各期における要観察者（要フォロー対象者）等を対象とした事後指導の充実

●健診（検診）では、受診することを最終的な目的とするのではなく、健診（検診）後の血液検査データと生活習慣を結び付け、健診（検診）結果から見出された健康課題の解決のために要観察者（要フォロー対象者）の生活習慣の改善に向けて「ほっとかない」「重症化しない」を目標として個別に受診勧奨や保健指導を実施します。

4　健康づくり推進体制の整備と活用の推進

●市医師会など市民の健康づくりに関する団体の代表者で組織され、健康づくりに関する対策を審議・検討し、市民の疾病予防、健康増進を図るために設置された保健対策推進協議会や市の食育関係の代表で組織され、食育の推進と評価、情報の収集、共有、周知等に関する協議を行うために設置した食育推進協議会等で検討した「多久市すくすく健康プラン」「多久市データヘルス計画」を関係機関、関係団体での取り組みに活かすなど、地域に密着した健康づくりを推進します。

5　出産期・不妊治療への支援

●出産を望む夫婦が安心して妊娠、出産に臨めるよう、不妊治療への治療費の一部助成による経済的支援、また、若年の妊婦や家庭環境に課題を抱える妊婦への地区担当保健師による出産前からの家庭訪問等による精神的支援により、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援を継続します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
特定健診受診率【総合戦略】	60.0%	65.0%
メタボ該当率【総合戦略】	19.9%	19.0%
高血圧重症者【総合戦略】	1.7%	1.5%
糖尿病重症者【総合戦略】	6.5%	6.0%
出産等アンケート「家族外に相談できる人がいる」回答率【総合戦略】	97.3%	98.0%
出産等アンケート「子育てへの住居・環境に満足」回答率【総合戦略】	81.1%	85.0%
がん検診受診者延数	7,513 人	7,500 人
乳児健診受診率（４～６か月児）	97.2%	100%
３・６歳児健診受診率	93.2%	95.0%

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・自分の健康を維持するため健診（検診）など受けます。
・体を動かすなど、日々の運動に努めます。
・健康を維持するのに必要な食事をします。
・両手いっぱいの野菜を食べます。
・かかりつけの医者を持ちます。
・健康情報の収集に努め、生活に役立てます。

＜自治会・地域＞

・地域活動の充実に努めます。
・地域における健康づくりを行います。

＜企業・NPO 団体＞

・事業所での健康診査、労働環境の向上に努めます。
・安全で質の高い医療を提供します。
・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
第２次多久市すくすく健康プラン	平成 28 年度～令和４年度
第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30 年度～令和５年度
第２次多久市食育推進計画	平成 27 年度～令和３年度
いのち支える多久市自殺対策行動計画	平成 30 年度～令和４年度

３－３　地域福祉の充実

＜目指す姿＞

子どもからお年寄りまで、障害の有無に関係なく、全ての市民が共に支え合い、助け合う地域づくりを推進し、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の協働によるネットワークを充実させるとともに、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」が実現するまちを目指します。

（１）現状と課題

全国的な状況と同様に少子高齢化や核家族化、ひとり親世帯の増加などが進行し、価値観の多様化や地域社会とのつながりの希薄化とともに、地域活動に参加しない人が少なくありません。

このような中、生活をしていく上で生じる課題は、子育て、貧困、社会的孤立、介護といった課題を同時に複数抱えるケースが増加することなどで、複雑化・多様化しています。

また、複雑化する課題を抱えた市民は地域で孤立する傾向があり、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民や多職種等が連携・協働する取り組みの推進等を通じて、一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

１　民生委員・児童委員の地域活動支援の推進

●民生委員・児童委員連絡協議会の開催時に市が実施する福祉関連事業などの情報提供や、県などが主催する各種研修会への参加の推進を通じて、民生委員・児童委員が地域活動を行うためのスキルアップの支援を行います。

２　社会福祉協議会への支援

●社会福祉協議会が取り組む長寿社会振興事業、生活困窮者自立支援事業、シルバー人材センター*事業などの社会福祉関連事業に関して支援、助言、情報提供を実施します。

３　福祉意識の高揚と福祉ボランティアの育成

●社会福祉協議会を軸としたボランティア・ネットワークの充実・拡大を支援します。

●学校ボランティア育成事業などの福祉教育等の充実を図り、児童、生徒及び市民の福祉意識の高揚に努めます。

●ボランティア情報の提供体制の確立や福祉ボランティアの育成・登録の拡充等を進めます。

Ⅴ 基本計画

（施策目標３：生涯安心 ー 人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり）

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
シルバー人材センター会員数	66 人	70 人

（４）役割分担

<市民・個人>

・地域の福祉・ボランティア活動に積極的に参加します。

・高齢者・障害者を理解・尊重し、社会参加を支援します。

・要介護者・障害者及びその家族は、相談により不安や悩み事を解消します。

・高齢者・障害者及びその家族は可能な限り積極的に社会参加を行います。

・緊急時に適切な対応ができるよう、応急・救命手当て方法を学びます。

<自治会・地域>

・地域の高齢者、障害者に対する支援活動を主体的に行います。

・ボランティアの育成や活動支援を行います。

・要介護者や障害者及びその家族が不安や悩みごとについて相談できる体制をつくります。

・緊急時に適切な対応ができる体制をつくります。

<企業・NPO 団体>

・ボランティア活動に参加します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 29 年度～令和３年度

３－４　高齢者支援の充実

＜目指す姿＞

市民主体の通いの場を中心とした地域の支え合い、互助による地域づくりが根付くことで、高齢者が住み慣れた地域において、生きがいを持って自立し、いきいきと健康的に生活ができる社会の実現を目指します。

（１）現状と課題

本市の高齢化率は、令和２年７月現在 35.9%で、今後 40%に達する見込みです。介護保険の認定率も約 20%（約 1,200 名）前後で推移していますが、その中で、要支援１・２認定者の割合（約 400 名）が高い状況にあります。なお、要支援１・２認定者の利用サービスは、在宅支援サービスが 90%を超えています。

こうした中、介護保険制度が３年ごとに改正され、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防などの充実と、これらの支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

今後は、高齢者の生活習慣病予防や高齢者の特性からの疾病（骨折・関節疾患や認知症等）の予防や、社会参加を促し、フレイル*を予防することがますます重要となります。

また、施設での介護予防事業は、利用人数や送迎、利用料などが課題となる場合もあることから、自分で歩いて行ける範囲で、顔見知りの人々と交流できる通いの場活動、サロン活動や介護予防教室などが必要です。

このような地域の活動を推進するためには、中心となるマンパワーも必要なため、人材育成や、市民に主体的に解決に向けて活動することの必要性を理解してもらい、継続してもらうことが重要です。

特に、関係機関と情報を共有し、連携した活動ができる体制の整備と在宅での生活支援サービスの選択肢も増えていることも含め、高齢者の実情にあったサービス提供等の充実は急務です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- ●健康で自立した生活が送れる高齢者を支援するために、介護予防・生活支援サービスを充実させて、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防の視点での活動を実施します。
- ●認知症高齢者の支援、在宅医療連携による支援、生活支援体制整備事業による地域の課題解決のための支援を充実させ、関係機関と連携し、保健、医療、福祉連携による地域包括ケア体制の深化・推進を進めます。

1　健康づくりの推進

- ●後期高齢者健診や特定健診の結果から、自分の健康は自分で守るという意識のもとに、必要な生活習慣の改善に取り組めるよう保健指導を充実・実施します。
- ●必要な治療の継続と服薬管理ができ、健康管理のための食生活と運動に取り組めるよう指導内容を充実します。

2　介護保険制度及びサービスの推進

- ●市民の身近な相談窓口や高齢者福祉の総合的なマネジメントを担う「地域包括支援センター」を中心として、生活機能が低下し、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者を把握します。
- ●フレイル予防のための運動や脳トレ、飲み込み体操等の介護予防教室を広く啓発し、元気高齢者の継続支援を実施します。
- ●高齢者への生活支援として、「食」・「買い物・掃除等の生活」を支援するサービスを行い、在宅生活を送れるように支援します。
- ●介護保険の適切な運用のために佐賀中部広域連合と連携して必要なサービスを給付します。

3　生きがいと交流の場づくりの推進

- ●老人クラブ活動や好齢大学院など高齢者の生涯学習活動への支援を行います。
- ●地域の活動等を支援する介護予防サポーターを養成するとともに、地域の通いの場の活動が継続できるように教室の運営費補助や代表者の活動支援も併せて行います。

4　保健・医療・福祉連携による地域ケア体制の継続

- 高齢者の自立支援や包括的・継続的なケアマネジメント実施のための「地域ケア会議」、在宅医療介護連携のための「ちくたくネット会議」等を毎月開催することにより、関係機関との情報共有と連携を強化します。
- 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者への多面的な支援を展開するために、市が地域医師会等と協働し、在宅医療・介護連携を推進するなど関係機関のネットワークを構築し、多職種の連携・情報共有に取り組みます。
- 生活支援コーディネーターを配置し、区長や民生委員等をメンバーに生活支援体制整備協議体会議を開催し、市内の５町、それぞれの生活上の課題を見出し、解決に向けた活動に取り組みます。

5　権利擁護及び認知症予防対策の推進

- 高齢者の生活の安全・安心を確保するために、虐待を防ぎ、生活を守るための対策や成年後見制度*などの権利擁護事業の周知・啓発に取り組みます。そのため、高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置し、研修会や事例検討会などを開催します。
- 認知症高齢者への総合支援として、認知症ケアパス*を作成し、認知症高齢者への対応を段階的に表示し、「みんなでみまもりみまもられ」のこころで市民がそれぞれ役割をもち活動できるようにします。そのために、認知機能低下予防の教室の開催や認知症サポーターの養成、高齢者見守り支援シールの配布、市内関係機関との認知症高齢者見守り協定の締結を行います。
- 認知症地域推進員を配置し、相談活動を行い、認知症初期集中チーム（チームオレンジ多久）を設置することで、認知症の方の早期発見・早期介入を目指します。
- 認知症に関する啓発やサポートとして認知症カフェを設置・運営します。

6　安心・安全のシステムづくり

- 地域の高齢者の安心・安全を守るために、緊急通報システムの設置、地域住民グループ等による支援（愛の一声運動など）、社会福祉協議会や民生委員等が活動している緊急時要援護者見守り支援事業「まもりん」（救命時の迅速な対応につなげるために医療情報、服薬情報、緊急時の連絡先等の情報をあらかじめ備えておく活動）などを推進します。
- 郵便局等民間企業７社と締結している「高齢者の見守り活動協定」、市内社会福祉法人やNPO 法人で組織される地域貢献推進協議会による「みんなでみまもり隊事業」との連携により、パトロールの強化や市民の異変への迅速な対応を図り、安心・安全のシステムをつくります。
- 行方不明となった認知症高齢者の早期発見保護のために「見守り支援シール交付事業」を推進します。

7　養護老人ホームへの入所管理

- 65 歳以上の方で、生活環境や経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な方には、養護老人ホームへの入所を促し、安心して元気に暮らし続けられるよう支援します。

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第2期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

（3）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
通いの場等の参加率【総合戦略】	5.3%	7.3%
介護保険認定者要支援１・２の１年後の認定結果による改善率　【総合戦略】	73.0%	73.0%
後期高齢者の要介護認定者での認知症治療者の割合	40.0%	38.0%

（4）役割分担

＜市民・個人＞

・自分の健康は自分で守るという観点から、健診（検診）を活用します。

・日頃から血圧測定・体重測定や毎日の食生活や運動習慣、治療の自己中断をせず、内服の継続など自主的な健康管理に取り組みます。

・介護予防教室、通いの場等に積極的に参加します。

＜自治会・地域＞

・高齢者の社会参加（地域活動）を支援します。

・地域の福祉の担い手として、活躍します。

・ひとり暮らしの高齢者等に対する見守り支援（社会福祉協議会・シルバー人材センター・NPO 法人等）を地域との連携、行政との協働で、支援していきます。

＜企業・NPO 団体＞

・認知症サポーター養成講座を受講し、サポーターのいる事業所として表示します。

・通常の業務において、見守り支援業務を行います。

・介護予防教室など、地域の活動に協力します。

（5）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市高齢者福祉計画	令和３年度～令和５年度（予定）
第８期佐賀中部広域連合介護保険事業計画	令和３年度～令和５年度（予定）
多久市地域福祉計画・地域福祉活動計画	平成 29 年度～令和３年度

３－５　障害者支援の充実

＜目指す姿＞

障害の有無や程度、種別に関係なく、誰もが自分らしく、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指します。

（１）現状と課題

小城・多久総合支援協議会を通じて情報を共有することなどにより、障害のある人等の生活の実態を把握するなど、これまでの取り組みが一定の成果を上げています。

一方、「障害に対する理解が進んでいない」、「依然サービスが不足している」などのご意見は後を絶ちません。また、障害のある人の介護や介助の多くを、家族・親族が担っている実態があり、本人や家族からは自身の高齢化が進む中、介助者が介助できなくなった際の生活に対する不安の声が聞かれます。

今後、障害のある人が必要とする支援や社会参加のニーズは多様化していくことが考えられることから、市民一人ひとりの障害に対する理解と適切な配慮が求められています。また、障害のある人やその家族を孤立させないような環境づくりや、高齢化に伴う経済的な不利益を被らないようにする必要があります。

加えて、子どもの発達上のつまづきについても、本人やその家族への支援が求められています。

（２）市が取り組むべきこと

１　訪問系サービスの充実

●居宅介護、重度訪問介護については、月利用者数がほぼ横ばいで、同行援護についても一定のニーズがある状況です。国の方針でもある施設・入院から地域生活への移行も視野に入れ、障害のある方へのサービスの周知や利用の促進が図れるように、相談窓口での十分な説明と年１回の地域資源マップの更新を継続的に行います。

２　日中活動サービス*の充実

●本人の希望に応じて、慣れ親しんだ地域で、日中活動系サービスを利用できるように、ゆとりある活動を行う生活介護や就労を支援するサービス等の事業を継続しながら、今後の課題でもある、障害のある方の高齢化の課題について、介護保険事業の関係機関と連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

3　グループホーム等の充実と施設入所・入院からの地域生活移行の促進

- 地域生活への移行の推進にあたり、障害のある人の地域における住まいの場として、グループホームが大きな役割を担っています。その中で障害のある人の中には単身での生活をしたいというニーズがあるため、グループホームのサテライト型住居*の設置・活用など様々な支援に取り組みます。
- 長期入院をされている精神に障害がある方が、安心して地域で生活ができるように、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築も進めていきます。

4　福祉施設から一般就労への移行等の推進

- 障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるよう、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローの支援などを進めます。
- 障害のあることを理由に不当に扱われることなく、就職後も安心して働き続けられるよう、2019年からスタートした就労系サービスの就労支援と定着支援の周知を行います。

5　地域生活支援事業の推進

- 自治体が実施主体となる地域生活支援事業は、地域の特性に応じ、柔軟な支援サービスの形態をとることが可能であるため、障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な課題を把握し、適切なサービス事業を行っていきます。

6　小城・多久障害者相談支援センターの周知

- 小城・多久両市で設けている小城保健福祉センター「桜楽館」内にある小城・多久障害者相談支援センターの周知のため、市報、行政放送、市ホームページ等を積極的に利用します。
- 小城・多久障害者相談支援センターは、障害分野の総合的な窓口相談であり、地域生活支援拠点整備や障害者虐待防止支援センターも担うため、今後も継続して周知を図っていきます。

7　障害児（者）の虐待防止、差別解消

- 県が展開する障害者月間（11～12 月）を重点的に、市報、行政放送、市ホームページ等で啓発活動を行っていきます。また、継続して、多久市人権フェスタの開催時に、チラシと障害がある方が通う事業所の産物を配布し、障害者への理解啓発を行います。

8　発達上の支援が必要な子どもへの療育訓練と家族支援

- 発達上のつまづきがある子に対し、早期に療育訓練を行う場として、市独自事業を行っています。適正な支援を受けるためには障害の診断が必要ではありますが、病院を受診するために数か月の予約待ちになる現状や療育訓練を行う児童発達支援事業所が利用待機となっていることから、早期に療育訓練を行える機会を増やすことを目的として継続して事業を行います。
- 家族が子どもへの関わり方を学ぶ『ＣＡＲＥプログラム』を通し、子どもの成長を促す働きかけができる力を養います。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
グループホームの利用者数	50 人	60 人
障害者相談件数	1,316 件	1,300 件

（４）役割分担

＜市民・個人＞

○障害者及びその世帯

・可能な限り積極的に社会参加を行います。

・可能な限り自立と社会参加を行います。

○市民

・障害者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援を行います。

＜自治会・地域＞

・障害者が参加できる地域活動の機会をつくります。

・障害者が安心して生活できる環境をつくります。

＜企業・NPO 団体＞

・障害者雇用の促進や安定を図るための取組等を進めるとともに、社会資源の整備に協力します。

・障害を理由とする不当な差別的取り扱いを防止し、障害者の状態に応じた合理的な配慮に努めます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市障害者基本計画	平成 28 年度～令和７年度
多久市障害福祉計画	令和３年度～令和５年度（予定）

３－６　社会保障等の充実

＜目指す姿＞

医療保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療保険）については、国民皆保険制度の根幹としての仕組みが堅持され、被保険者に必要な給付を適切に提供できるよう安定的な制度運営を目指します。

国民年金制度については、すべての市民が安定した老後の生活を送るための社会保障制度であり、年金未加入者や未納を防ぎ市民の年金受給権が確保されることを目指します。

（１）現状と課題

　国民健康保険制度などの医療制度は、その構成員である加入者の低所得化や高齢化に加え、生活習慣病の増加や医療技術の高度化による高額医療等の傾向のため、長期的かつ安定的な運営の確保が難しくなっています。国民健康保険の安定した運営を行っていくためには、その財政基盤となる保険税収入率の更なる向上を実現し、国民健康保険の安定した運営を行って行くことが重要です。

　また、特定健康診査・特定保健指導により保健事業の強化を図り、生活習慣病の早期発見や重症化予防による将来的な医療費の適正化が必要です。

　国民年金制度は、老後の生活を支える基盤となる制度であるという理解を深め、私たちの生活は社会全体で支えあっているという意識の定着を図り、市民の年金受給権の確保をしなければなりません。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性　【総合戦略】

- 納付時の口座振替の利用拡大や財産調査等滞納整理を充実することで、収納率を向上させます。
- 生活習慣病は自覚症状がないため、メタボリックシンドローム*（内臓脂肪症候群）の予防として特定健康診査を実施します。また、状態に応じた特定保健指導を行い、合併症の発症予防や重症化予防として糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患を予防します。

1　国民健康保険事業の健全化の推進

- 医療保険制度の周知を行うとともに、被保険者が安心して医療の提供を受けられるために、健康づくりの推進はもとより、ジェネリック医薬品*の使用推進や重複薬対策による医療費適正化を進めます。また、適切な保険税率の見直しを行い収納率向上の取り組みを進めます。

2　国民年金加入促進の啓発

- 日本年金機構と連携を図りながら、広報紙やパンフレットの活用、年金相談の充実等を通じ、国民年金制度に関する市民の理解と認識を深めるとともに、老後の安定した生活を支える年金受給権や障害などを原因とする年金の受給権の確保につながるよう加入促進に努め、収納促進や免除制度を活用し、将来安心した生活が送れるよう市民の年金受給権を確保します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
国民健康保険税収納率【総合戦略】	93.8%	95.0%
特定健診受診率【総合戦略】（再掲）	60.0%	65.0%

（４）役割分担

<市民・個人>
- 年金に加入し老後の生活設計を行います。
- 健康保険に加入します。
- 特定健康診査を毎年受診します
- 国民健康保険税と介護保険料を納期内に納めます。

<自治会・地域>
- 民生委員は行政と連携し低所得世帯の相談を受け、助言・支援を行います。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成 30 年度～令和５年度

３－７　困窮者支援等の確立

<目指す姿>

生活保護制度を必要とする世帯だけでなく、経済状況に不安を抱えているすべての市民が安心し、自立した生活を送ることができるまちを目指します。

（１）現状と課題

生活保護制度は、様々な事情で生活に困窮している人々に対して、その生活を保障する制度であるとともに、自立支援促進を目的とし、本市においても経済的困窮や社会的孤立などの課題を抱える方に必要な支援が行われています。しかし、高齢化、核家族化等の社会的要因や経済・雇用情勢の影響を受け、被保護世帯は増加傾向にあります。

また、生活保護を受給している世帯では、次世代への連鎖が懸念されています。世帯内の子どもの確実な自立を目指して就学や資格取得の支援を行い、就労先の確保につなげていく必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

1　低所得者福祉の推進

- 生活保護世帯及び低所得者の経済的自立と生活意欲の向上を促すため、福祉事務所、生活困窮者自立支援センター等の相談窓口を中心に連携を強化し、相談体制の更なる充実を行います。
- 生活保護世帯の早期自立を目指し、就労先の確保の為、巡回就労相談を行い、ハローワークとの関係強化を進め支援体制の充実を行います。

2　生活困窮者への支援

- 多様化する問題に取り組むため、仕事や生活などでお困りの方に対する生活困窮者改善支援事業（自立相談支援事業、家計改善支援事業等）と生活困窮者就業準備支援事業（令和３年度より実施予定）の一体的な実施により、専門の支援員が解決に向けた多様な支援を行います。
- 定期的に支援調整会議に参画し、本市（福祉事務所、税務課、健康増進課、地域包括支援課等）、社会福祉協議会、救護施設等の関係機関と連携し、情報共有を図り、問題解決に向け協議します。

（3）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
生活保護世帯からの自立件数	14 世帯	15 世帯

（4）役割分担

<市民・個人>

・生活保護制度についてわからないことがあれば、担当窓口に相談します。

・ハローワーク等による職業相談、企業説明会、資格取得講座などを積極的に活用し、早期就労につなげます。

<自治会・地域>

・民生委員は行政と連携し低所得世帯の相談を受け、助言・支援を行います。

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第２期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

４－１　自然環境の保全

<目指す姿>

環境・景観の保全と創造に向けた施策を進め、水と緑に包まれた優れた自然環境を誇るまちを目指します。また、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減を推進し、低炭素のまちづくりを行います。

（１）現状と課題

平成 26 年に策定した多久市環境基本計画は、これまで毎年開催している環境審議会において、施策の進捗状況を確認しながら令和元年には中間見直しを行いました。今後も策定期間である令和５年度まで、計画に沿った施策となっているかチェックをしながら進め、次期計画へとつなげていく必要があります。

また、地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減率６%を目標に掲げ、平成 18 年３月に策定した「多久市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が実施するすべての事務事業を対象として温室効果ガスの削減に努めてきました。今後は、国の新たな目標設定が示された「地球温暖化対策計画」や佐賀県の「佐賀県地球温暖化対策計画」に則したものへの改定を行い、新たな目標を設定し計画を進めていきます。

市内の河川や事業所排水、生活排水の水質測定を行い、測定結果に異常が見られた場合は県と連携して指導を行っており、水質は健全な状態を保っています。今後も同様に検査を行いながら、水質を保持する必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

1　地球温暖化防止行動の推進

●地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の削減率６%を目標に掲げ、平成 18 年３月に策定した「多久市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市が実施するすべての事務事業を対象として温室効果ガスの削減に努めてきました。この計画の基本となる、国の「地球温暖化対策計画」が、平成 28 年５月にパリ協定*採択を受けて閣議決定し、それを踏まえ佐賀県も「佐賀県地球温暖化対策計画」を平成 30 年度に改定を行いました。「多久市地球温暖化対策実行計画」も、それらに沿った新たな目標を設定し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を検討しながら、温室効果ガス排出量を抑制し、低炭素のまちづくりを進めていきます。

2　緑と水質の保全対策の推進

- 河川水やゴルフ場・事業所排水等の測定及び監視を引き続き行っていきます。測定結果を基に基準値等を超える事業所等には指導を行い、改善につなげます。
- 生活排水対策等についての市民への啓発活動を行い、より良い水質保全への市民の協力を促します。
- 市内河川や山間部への不法投棄が後を絶たないため、パトロールの強化や不法投棄防止看板の設置や監視カメラの活用等を行い、また、市民等からも協力を得ながら、監視・対応を行います。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
市施設における温暖化効果ガス排出量	7,905 t	5,500 t
市内河川 BOD 調査*で環境基準を達成した箇所数	17 箇所	17 箇所

（４）役割分担

<市民・個人>

・自動車の過剰な利用を控え、エコドライブを心がけ、徒歩や自転車、公共交通機関を積極的に利用します。
・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
・生活排水路の維持管理に努めます。
・間伐材等の活用等、自然環境に配慮した商品を優先して利用します。

<自治会・地域>

・森林を適正に管理します。
・不法投棄を監視します。
・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
・河川の維持管理など地域でできる取り組みについて検討・実施します。
・間伐材等の活用等、自然環境に配慮した商品を優先して利用します。

<企業・NPO 団体>

・工場や事業場から発生する騒音や振動等について、法令や規制基準を遵守し、公害の発生防止に努めます。
・地域の景観保全、景観保護の重要性を理解します。
・事業所からの排水基準を適正に守ります。
・間伐材等を活用した商品の開発、普及を図ります。
・自然環境に配慮した開発を行います。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市地球温暖化対策実行計画	令和３年度～令和 13 年度（予定）
多久市環境基本計画	平成 26 年度～令和 35 年度

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第２期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

４－２　上･下水道の充実

＜目指す姿＞

市民が快適な生活を送るために必要不可欠なライフラインである安全･安心な水が安定的に供給されるとともに、河川、用水など公共水域も整備され続けるまちを目指します。

下水道の整備については、集合処理（公共下水道事業･農業集落排水事業*）と個別処理（浄化槽事業）の整備手法の検討を行いながら、計画的･効率的な整備促進に努めます。今後も、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善により、快適な市民生活を実現するために汚水処理人口普及率を向上させます　。

（１）現状と課題

上水道については、これまで、安全で安心できる良質な水の安定供給と市水道事業の健全経営のため、耐震管布設や老朽管更新等、運営基盤強化のために計装設備*設置、漏水調査等の事業を計画的に進めてきました。

令和２年４月の佐賀西部広域水道企業団との事業統合により、将来にわたり｢安全で安心できる良質な水の安定供給｣を継続し、持続可能なものとしていきます。

下水道については、令和元年度末の汚水処理人口普及率は、全国が 91.7%、県が 84.7%であるのに対し、本市では 56.9%であり、普及率の一層の向上が必要です。

なお、多久市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、集合処理区域と個別処理区域を定めました。集合処理区域においては早期完了の必要があります。また、個別処理区域においては、個人設置型の浄化槽設置補助を行い、水洗化を進めなければなりません。

今後も安全で快適な生活環境を維持するために必要な下水道等の整備促進を図っていくことが重要であり、とりわけ、汚水処理施設の普及により、公共用水域の水質保全及び生活環境を改善しなければなりません。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

●多久市生活排水処理施設整備構想に基づき、公共下水道事業･農業集落排水事業及び浄化槽の整備をし、汚水処理人口を向上させます。

Ⅴ　基本計画

（施策目標４：自然と共生 － 安全で緑豊かな生活環境づくり）

1　下水道の整備推進

●本市の生活排水処理については、計画的・効率的な整備計画を基に下水道事業計画を作成し、下水道の整備を推進するとともに、個別処理区においては浄化槽の普及を促進し、汚水処理人口普及率を向上させます。また、単独浄化槽を転換していきます。

2　生活排水処理の普及促進

●戸別訪問説明や地区説明会等の開催及び市報やケーブルテレビ等を活用して、生活排水処理（水質保全、環境負荷）に対する市民への理解を深め、汚水処理人口普及率を向上させます　。

（３）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
汚水処理人口普及率【総合戦略】	56.9%	58.8%

（４）役割分担

<市民・個人>

・下水道の供用が開始されたら、速やかに加入し使用します。
・供用開始区域内の浄化槽利用者は、早期の下水道への切り替えを行います。
・浄化槽を使用している場合は、適切な維持管理を行います。
・単独浄化槽については早急に転換を行います。

<企業・NPO 団体>

・下水道施設へ排出される汚水が条例に定める基準に適合しない場合は、除害施設の設置または必要な措置を講じます。
・特定事業場から下水道施設へ排出される汚水については、条例に定める基準に適合させて排出します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市生活排水処理施設整備構想	平成７年度～
多久市公共下水道事業計画	平成 10 年度～

４－３　廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進

＜目指す姿＞

市全体で４Ｒ運動（リフューズ（発生抑制）、リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化））の推進を行い、ごみの排出量が減少し、環境負荷が少ない循環型社会の実現されたまちを目指します。

（１）現状と課題

令和２年４月、小城市と共同で運営する多久・小城地区の広域ごみ処理施設「クリーンヒル天山」と、リサイクルの要となる「多久市リサイクルセンター」が供用開始となりました。両施設により廃棄物処理を適正に行い、廃棄物の減量化とリサイクル率の向上を進めます。

現在は、家庭ごみは６種類に分別収集を行い、収集されたごみはリサイクルセンター等で 18 種類の廃棄物及び資源物に区分し、適切に処理していますが、更なる廃棄物の減量化とリサイクル率の向上が求められます。

また、市内の一般廃棄物の排出量は一時減少傾向となっていましたが、ここ数年は排出量の増加とともに、廃プラスチック類の割合増加が見られます。廃プラスチック類の焼却処分は温室効果ガス排出量の増加にもつながります。

そのほか、事業所から出る事業系一般廃棄物の量が年々増加傾向にあることや、市内河川や山間地においての不法投棄が依然として行われているなどの課題があります。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性　【総合戦略】

●令和２年４月に供用開始となった、小城市と共同で運営する多久・小城地区の広域ごみ処理施設「クリーンヒル天山」と、リサイクルの要となる「多久市リサイクルセンター」より、本市の廃棄物処理を適正に行い、廃棄物の減量化とリサイクル率を向上させます。

１　循環型社会形成についての意識啓発

●廃棄物の減量化とリサイクル率の向上のために、今まで推進してきた３Ｒ運動（リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化））にもう一つのＲ（リフューズ（発生抑制））を加え、４Ｒ運動を推進します。ごみとなる物を発生させないという考え方を加え、さらに市民へ啓発します。

2　一般廃棄物におけるリサイクル率の向上

●本市の廃棄物の約 87%が可燃物であり、その内、約 52%を紙・布類、約 27%を廃プラスチック類で占めていることから、現在推進しているプラスチック製容器包装や古紙等の資源回収の啓発を強化し、回収率を向上させます。また、木くずや小型家電等の新しいリサイクル品目を検討します。

3　廃棄物処理・リサイクル施設の適切な運営

●多久・小城地区の広域ごみ処理施設「クリーンヒル天山」は、小城市と設立した一部事務組合*である「天山地区共同環境組合」がその運営を担い、事業系一般廃棄物・家庭系一般廃棄物の可燃物を処理する施設として適切に運営をしていきます。
●本市の施設である「多久市リサイクルセンター」では、家庭系一般廃棄物の可燃物以外の物を適正に分別処理し、廃棄物の減量化とリサイクル率を向上させていきます。

4　汚泥の堆肥化

●農業集落排水施設と公共下水道施設より発生する汚泥は、すべて堆肥化します。

5　不法投棄対策の強化

●ごみの不法投棄を防止し、美しい水と緑と快適な生活環境を守るため、佐賀県が委嘱する廃棄物監視員との連携を強化し、あわせてパトロールの強化や不法投棄防止看板の設置や監視カメラの活用等を行い、市民等からも協力を得ながら、監視・対応を行いきます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
市民一人当たりのごみの排出量【総合戦略】	678g/人・日	636g/人・日
事業系ごみの排出量【総合戦略】	1,471t/年	1,405t/年
一般廃棄物のリサイクル率【総合戦略】	14.3%	19.0%

（４）役割分担

＜市民・個人＞
- ごみは分別を徹底するとともに、収集日や時間等のルールを守って出します。
- ごみ集積場所は、地域で清潔に保ちます。
- 不要になったものでもすぐに捨てず、譲ることなどを考えます。

＜自治会・地域＞
- ごみ集積場所は、地域で清潔に保ちます。

＜企業・NPO 団体＞
- 産業廃棄物管理票の確認等により、事業所から排出された廃棄物が適正かつ安全に処理されているかどうか管理を行います。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市一般廃棄物処理基本計画	令和２年度～令和 12 年度

４－４　消防・防災体制の充実

＜目指す姿＞

市民、地域、行政がそれぞれの役割を認識して主体的に行動ができる、「自助」、「共助」、「公助」が有効に機能した災害に強いまちを目指します。

（１）現状と課題

安全で安心できる生活を確保するためには、自主防災組織*を育成するなど、地域における防災力の強化を図るとともに、市民は防災に対する意識をさらに向上する必要があります。特に、避難行動要支援者*の支援については、自主防災組織と連携した対応が必要不可欠であるといえます。

消防団については、将来にわたり地域防災の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、装備の強化、消防団への加入促進を図っていく必要があります。

また、消防施設については、水利が不足する地域での整備の充実や、防火水槽の耐震化が必要です。

さらに、新たな脅威として、佐賀平野北縁断層帯に起因する地震の被害想定が示され、耐震対策などの地震対策も必要となっています。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性　【総合戦略】

●市内全域で組織化ができている自主防災組織等が実施する研修会や防災訓練を支援します。

１　消防団の育成と組織力強化

●多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に行います。

●消防団は常備消防と比較すると、即時対応力・要員動員力・地域密着力に特徴があり、まさに地域防災力の中核であることから、その必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保と育成を図り、組織力を強化していきます。

2　消防施設の充実

●年次計画的に耐震性防火水槽を整備します。防火水槽の設置が困難な地区については、消火栓整備により、消防水利を確保します。また、老朽化した防火水槽の整備補修についても、年次計画的に実施していきます。

3　地域防災計画等の整備

●国土強靭化地域計画や地域防災計画、各種マニュアルについては、必要に応じて見直し修正を実施していきます。

●災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行っていきます。あわせて、流通在庫備蓄の確保を図るため、民間企業等との災害時応援協定*の締結を推進します。

4　防災・災害情報の連絡体制の充実

●防災行政無線*の効率的運用のため、放送内容等について定期的に検討を行い、充実させます。

●緊急情報メール登録者を増やすため、市報、行政放送、市ホームページ等で広報活動を実施するとともに、市民のニーズに即した情報配信を行っていきます。

●民間企業等により提供されている防災等アプリのサービスとの連携を進め、複層的に情報を提供します。

5　自主防災組織の育成

●地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実・育成するため、研修会や防災訓練を計画的に実施します。また、地域独自のマイ防災マップやマイ防災マニュアル作成の支援を実施します。

6　避難行動要支援者の支援

●避難行動要支援者について、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制を確立します。対象者ごとに個別計画を作成することにより緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受け入れ可能な福祉施設等のネットワークを充実させます。

（3）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
自主防災組織等が実施する防災研修・防災訓練延べ実施数　【総合戦略】	７回	７回
消防団員定員充足率	92.0%	100%
耐震性貯水槽設置数	38 基	46 基
緊急情報メール登録者数	579 人	1,000 人
避難行動要支援者名簿・個別計画 同意者率	53.5%	70.0%

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・「自らの身は自らで守る」という意識をもちます。
・地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。
・災害発生時に、各防災機関が行う防災活動に連携・協力します。
・消防団に参加・協力します。
・自主防災組織へ参加し、研修・訓練にも参加します。
・避難路・避難場所を確認します。
・地域で助け合うことを基本に災害に対応します。
・救急救命訓練を受けます。

＜自治会・地域＞

・地域で防災訓練の実施、防災資・機材の整備に努めます。
・地域の避難行動要支援者の把握・避難計画の作成を行います。
・自主防災組織の活動を強化します。
・消防団活動を理解し、協力します。

＜企業・NPO 団体＞

・顧客や従業員の安全確保、業務の早期再開に努めます。
・地域への貢献の役割を認識し、防災体制の整備や事業所の耐震化、防災訓練の実施に努めます。
・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市国土強靭化地域計画	令和２年度～令和７年度
多久市地域防災計画	令和元年６月～

４－５　河川整備等の推進

＜目指す姿＞
河川や危険箇所における整備がしっかり施され、環境面や防災面にも配慮された安全で安心なまちづくりを目指します。

（１）現状と課題

豪雨時に堤内地に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害といいます。内水氾濫は、川が増水して水位が上昇するため堤内地に降った雨が自然に川へ排水できなくなるため、堤内地の水路があふれ出したり、下水道のマンホールの蓋から下水が噴き出したりする現象です。

本市においては、平成２年、令和元年の大洪水をはじめ、過去に幾度となく大きな内水被害に見舞われています。市内を流れる牛津川は、屈曲河川、感潮河川、低平地、軟弱地盤など治水管理が難しいという特徴をもつ、一級河川・六角川水系の河川となっています。

河川流域の住民を内水被害から守るため、牟田辺遊水地の効率的運用や河道掘削等の流下能力を向上させてきましたが、令和元年８月の豪雨の際はその能力を超え、牛津川妙見橋水位観測所で、平成２年（6.04m）の水位を超える 7.02m を記録しました。

これを受け、国の六角川水系河川整備計画が見直され、河川激甚災害特別緊急事業等により、牛津川流域において国・県が提携して築堤、河道掘削、遊水池等の整備が行われます。

本市は今後も引き続き国・県と連携し、牛津川流域の内水対策をさらに推進していく必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

1　内水排水対策の推進

- 六角川水系河川整備計画を具現化するため、提案や要望活動を関係する自治体と提携しながら実施します。
- 国、県と提携を図り、河川浚渫や、必要とされる河川改修等を推進します。

2　市河川の維持管理及び整備

- 河川パトロールの実施により、河川の早期の補修、浚渫を行い河川の流量を確保します。
- 河川整備については、現在の社会状況に応じ計画的に進めます。

Ⅴ　基本計画

（施策目標４：自然と共生　－　安全で緑豊かな生活環境づくり）

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
緊急浚渫推進事業	０％	80.0%

（４）役割分担

<市民・個人>
・自分の住むまちの河川状況の把握に努めます。
・清掃活動や緑化等の河川維持活動や環境美化活動を行います。

<自治会・地域>
・関係地権者から同意が得られるよう国、県、市と連携し事業促進に協力します。

<企業・NPO 団体>
・災害時には、ライフラインの確保等に全面的に協力します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
緊急浚渫推進事業（市河川維持管理計画）	令和３年～令和６年（予定）

４－６　防犯活動・交通安全対策等の充実

＜目指す姿＞

市民、警察、関係団体、事業者等と一体となり、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識が高く、消費生活の安全・安心を守るための活動が継続され、歩行者も運転者も安全な通行が確保されたまちを目指します。

（１）現状と課題

防犯については、特殊詐欺など年々その手口が巧妙化し、市民生活に不安を抱かせる新たな被害が後を絶ちません。市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の高まりが大きな犯罪の抑止効果となることから、関係機関や団体と連携しながら、地域の連帯を再構築し、犯罪のない地域社会づくりが求められています。

依然として高齢者の消費者トラブルは多発し、勧誘方法は、電話勧誘・訪問販売・SF 商法*・マルチ商法*・インターネット等、多岐にわたっています。近年では、未成年者による通信販売、オンラインゲームのトラブルも増えてきています。

相談者が安心して相談できる環境を整えるため、相談体制の充実を図るとともに、相談に対して迅速かつ適切に対応できるよう、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）*の端末を設置しています。今後も老人クラブ等で積極的に高齢者への啓発や相談窓口の周知を行うとともに、被害者の掘り起こしを行い、とりわけ、一人暮らしの高齢者においては、被害の発見が遅くなる場合もあるため、引き続き関係機関や地域の方々と連携し、見守り等を強化する必要があります。また、成年年齢の引き下げを踏まえ、若年者を対象とした啓発活動等の消費者被害防止が課題となります。

交通安全については、交通事故発生件数及び負傷者数とも減少傾向にありますが、人口当たりの居住地別事故発生状況は県内でも高く、依然として予断を許さない状況です。とりわけ、高齢者が当事者となる交通事故が多いことから、その対策は急務です。

（２）市が取り組むべきこと

１　子どもの安心・安全の確保

●子ども 110 番の家登録の推進、地域防犯組織等による見回り体制の整備、安心メール配信の推進、防犯カメラの設置等、地域と一体となった危機管理を実現し、子どもの安心・安全を確保します。

- 市内義務教育学校においては、SNS*やオンラインゲームなどでのインターネット通じたトラブルを未然に防ぐため、今後も発達段階に応じた情報モラル教育を行います。

2　市防犯協会への支援と地域防犯組織の育成

- 防犯協会に対しては、防犯灯設置をはじめ継続的な事業を支援します。
- 防犯活動を中心とした組織の育成及びネットワーク化に取り組み、防犯協会と連携しながらサポートを行います。

3　社会を明るくする運動の推進と保護司会の支援

- 企業・各種団体の参加を拡充させ、啓発活動を通じて犯罪のない明るい社会を創造します。特に強化月間における活動を充実させます。
- 罪を犯してしまった人の社会復帰を支援する保護司会に対し支援を継続します。

4　消費者への啓発や消費者教育と情報の提供

- 出前講座を実施し、消費者被害を未然に防止するための啓発・教育を行います。あわせて相談窓口の一層の周知を行うことで被害者を掘り起こします。
- 市報、行政放送、市ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やチラシ等による情報提供や啓発を行っていきます。

5　相談体制の強化

- 多様・高度化する消費者被害に対して、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理できるよう、消費生活相談に関する専門相談員や職員の研修を充実し、技能の向上を図ります。
- PIO－NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用し、消費者被害の未然防止・拡大防止及び早期の問題解決に努めます。特に、高齢者の被害防止・拡大防止のため、関係機関や地域の方々と連携し、見守りを強化して救済を図り、若年層については教育機関と連携することで、相談に繋がりやすい環境構築を行います。

6　交通安全意識の改革

- 事故を未然に防止するための正しい知識の普及と意識の高揚を図るため、市内保育園、認定こども園、義務教育学校、老人会などを対象に交通安全教室を開催します。
- 交通安全運動を推進し、運転者、歩行者などの道路利用者の交通安全意識を醸成します 。

7　交通安全施設の整備

- 交通危険箇所調査に基づく優先度を考慮しつつ、国・県とも連携して、交通安全施設を整備し、安全対策を強化します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
防犯灯設置・助成基数	31 基	37 基
高齢者等の消費者啓発講座受講者数	400 人	400 人
交通事故発生件数	106 件	63 件

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識を持って日常生活を送ります（外出時の施錠、車から離れる際のドアロック、子どもに対する防犯教育等）。
・自主的な防犯・地域安全活動を行います。
・消費者被害の早期発見のため、地域の連帯意識を高めます。
・正しい消費知識を習得し、トラブルに巻き込まれないようにします。
・行政に対して、実態の情報を提供します。
・交通安全に対する正しい知識をもち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。

＜自治会・地域＞

・地域の連帯意識を高め、犯罪を抑制する機能を高めます。自治会単位のネットワークづくりと地域の防犯パトロールを実施します。
・防犯灯の設置を行います。

＜企業・NPO 団体＞

・犯罪の発生を抑止する体制整備に努めます。
・「社会を明るくする運動」への積極的な参加に努めます。
・防犯活動の推進に努めます。
・責任ある商品やサービスを提供します。
・適正な表示及び取引方法を実施します。
・消費生活情報の提供を行います。
・消費者教育、啓発事業を実施します。
・交通安全に対する意識の高揚を図り、市内保育園、認定こども園、義務教育学校、老人会などを対象に交通安全教室を開催します。
・交通安全運動を推進し、運転者・歩行者などの道路利用者の交通安全意識の普及に努めます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
第 11 次多久市交通安全計画	令和３年度～令和７年度

５－１　土地及び施設の有効利用

＜目指す姿＞

まちの一体的・持続的発展を見据えた計画的な土地利用がされることにより、定住の基盤となる中心市街地や都市基盤の整備、子育て世代に魅力的な公園の整備、住宅用地の確保などが実現し、定住人口の増加を促す居住環境が形成されたまちを目指します。

（１）現状と課題

本市では、昭和 47 年８月に都市計画区域を、昭和 54 年度に用途地域を決定し、平成８年度、平成 16 年度、令和元年度に随時、用途地域の見直しを行いました。本市の面積 96.96 km^2のうち 42.77 km^2（44.1%）を都市計画区域に指定し、また、都市計画区域のうち 4.52 km^2（都市計画区域の 10.6%）に用途地域の指定を行っています。

今後は、将来の土地利用の構想を見据え、都市計画区域・用途地域の見直しについて検討を行う必要があります。

とりわけ、多久都市計画公園である中央公園については、「スポーツ施設の拠点」・「子どもたちの憩いの場」として、地域活性化に資する施設整備と安心・安全な遊具の維持管理を行い、来園者の増員を目指していく必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

●指定管理者*と協同で、施設の維持管理や更新等の公園整備を行います。

1　地域の特性に応じた適正な土地利用の推進

●多久らしさを大切にした良好な市街地形成に向け、用途地域の見直しについて検討するとともに、関係市民の意向を踏まえて地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

2　開発指導の推進

●安心して住めるまちづくりを目指すために民間の開発事業等に対して適切な指導を進めていきます。

3　公園施設の整備

●公園施設の維持管理・更新については、体制や方針を確立するとともに、災害時には防災拠点として利用できるよう、機能強化に向けて取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
中央公園利用来園者数	7,691 人	8,083 人

（４）役割分担

<市民・個人>

・居住まわりの生活環境の維持に努めます。
・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。
・法令を遵守して秩序と調和が保たれた土地利用と管理に努めます。
・公園・スポーツ施設等利用による地域活性化を図ります。

<企業・NPO 団体>

・市の方針に沿った土地利用に協力します。
・法令の遵守だけでなく、地域住民との対話やモラルの維持を図ります。
・未利用地の土地等を開発し、有効利用を図ります。
・市との連携により、より良い整備を検討します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市都市計画マスタープラン	令和３年度～令和 22 年度（予定）

５－２　住宅施策の充実

＜目指す姿＞

安全で快適な市営住宅が整備されていることを始め、市内の住宅環境が充実することで、管理不全な空き家を発生せず、コミュニティ機能の維持を実現し、そのことが人を呼び込み、ずっと住み続けたくなるような魅力あるまちを目指します。

（１）現状と課題

ずっと住み続けたくなるようなまちを目指し、住宅施策を充実させたこともあり、移住や定住といった観点において一定の効果が現れているところです。今後は、より一層コミュニティ機能が充実するように、若者・子育て世代を増やしていく必要があります。

市内の持ち家比率は８割を超えているものの、核家族の受け皿として住宅需要は増加しています。定住促進策のためにも、集合住宅整備と併せて、空き家を活用した施策や住宅団地の整備も求められています。

また、今後、少子・高齢化社会の一層の進展が予測されており、高齢者や障害者等の生活に対応できるよう、段差解消や手すりの設置等のバリアフリー化対策を検討する必要があり、市営住宅については、計画的に改修し、長寿命化を進めて行く必要があります。また、市営住宅の供給・管理のあり方について、新たな計画策定とマネジメントに取り組むことが重要であり、建て替え・用途廃止を含む今後の維持管理について検討すべきものもあります。

移住や定住を加速化させるためには、増加する空き家問題を解決する必要もあります。全国的に増加している空き家は、本市において例外ではなく、その状況は平成 28 年度の空き家実態調査で把握されています。空き家の増加はコミュニティ機能の低下や治安悪化などに繋がることから、所有者等に対して、適切な管理が求められます。その上で、移住や定住の観点から有効な資源へと変えていくことは急務です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

●定住奨励金制度の利用促進

・本市の定住人口の増加を図るため、定住奨励金制度の利用促進を行います。特に子育て・若者世帯の定住に結び付くような支援を継続して実施します。

●地方創生移住支援金制度の活用

・東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）からの UIJ ターン、市内事業所の人手不足解消・創業を促進するため、県と共同で地方創生移住支援金制度に取り組みます。

●空き家バンク制度を通じ、本市に住んでもらうための有効な資源として空き家を活用します。

1　市営住宅の整備

●市営住宅の長寿命化計画を基に補修を行うとともに、段差解消や手すり設置等のバリアフリー化を進め、質を向上させます。また、老朽化した市営住宅は、建て替えや用途廃止を含め新たな計画策定を検討します。

2　空き家対策の推進

●空き家バンク制度の周知広報を徹底し、更なる充実に取り組みます。

●多久市空家等対策計画に基づき、効果的かつ効率的な空き家対策を行います。空き家の管理については、第一義的には、所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提であることから、市民へ空き家の管理・活用に向けた意識啓発を行い、管理不全な空き家の発生を抑制します。管理不全な空き家の自主的な対応を行う所有者等に対し、積極的な支援を行うとともに、放置を続ける所有者等に対しては、法に基づいた措置を行います。また、適切な相続登記が行われるよう市民に対し、啓発を行います。

3　定住促進

●定住奨励金制度の利用を促し、本市での定住人口増加を図ります。

●市外からの移住者を増やすために、多久の魅力を移住フェアやイベント等で発信するとともに、特に若者・子育て世帯の増加に向けた支援を行います。

4　住宅団地の開発の検討

●遊休地活用の検討や民間事業者との連携を図るなど、多様な視点から定住を促進する住宅団地の開発を検討します。

Ⅴ 基本計画

（施策目標５：いきいきネット － 交流と定住を支える生活基盤づくり）

（3）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和6年）
定住奨励金制度の利用者数（累計）【総合戦略】	116件	120件
空き家バンク成約数【総合戦略】	112件	190件
管理不全な空き家の新規相談件数	20件	10件

（4）役割分担

<市民・個人>

・居住まわりの生活環境の維持に努めます。

・本市の魅力を市内外にPRします。

・空き家、空き地情報の提供と登録を行います。

・適切な相続登記を行います。

<自治会・地域>

・地域の生活環境の維持に努めます。

・自分たちで力を出し合って日常の住環境管理を行います。

・本市の魅力を市内外にPRします。

・空き家、空き地の情報を提供します。

<企業・NPO団体>

・安全性と快適性に優れた住宅を供給します。

・まちの美観や景観に配慮した事業所を建築します。

・適正な空き家管理を行うよう所有者等に管理方法や支援策等の情報支援を行います。

（5）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市公営住宅等長寿命化計画（個別施設計画）	令和3年度～（予定）
多久市耐震改修促進計画	令和元年度～
多久市空家等対策計画	平成29年度～令和3年度

５－３　道路整備等の推進

＜目指す姿＞

まちの骨格を形成している幹線道路網などを始めとした市道が整備されることで、誰もが安全で安心して移動できるとともに、人・物・情報の交流を生み出すまちを目指します。

（１）現状と課題

本市を横断する主要幹線道路の国道 203 号線は、平成６年に高規格道路「佐賀唐津道路」として約 40ｋｍ指定を受け、整備が進められています。同道路は、現在、多久原 IC*から相知長部田 IC までの約 11ｋｍが供用開始しています。

多久・佐賀間については、平成 28 年３月に都市計画決定の公告・縦覧が行われ、現在、多久東IC（仮称）から三日月IC（仮称）間の約５ｋｍと鍋島IC（仮称）から佐賀JCT*（仮称）間の約４ｋｍについて整備が行われています。今後も、整備区間の早期完成及び未指定区間の着手に向けて関係機関と連携し、さらなる整備を促す必要があります。

県道多久若木線においては、女山トンネル開通に伴う通行車両の増加や大型車両の流入増加が懸念されているため交通危険箇所の安全対策を急ぐ必要があります。

本市における都市計画道路の決定延長は 41.59ｋｍで、現在整備が完了している道路延長は約 11.9ｋｍの約 28.6%、暫定供用している延長は約 7.6ｋｍの約 18.3%の進捗となっており、整備が進んでいない状況です。今後、長期間着手されていない道路の見直しを行う必要があります。

市道橋については、多久市橋梁長寿命化計画をもとに平成 25 年度より橋梁の修繕を計画的に進んでいます。橋梁点検は、５年毎の近接目視による点検が義務化され１巡目の点検が平成 29 年度に完了し、平成 30 年度に多久市橋梁長寿命化修繕計画に反映しています。

（２）市が取り組むべきこと

１　市道の維持管理及び整備

- 道路パトロールの実施により、市道の早期の補修を実現し、道路の安全を確保します。
- 道路整備については、現在の社会状況に応じた道路新設、改良を計画的に進めます。
- 交通危険箇所や通学路の安全対策については、関係機関と現地調査を実施し、対策が必要な箇所においては整備を行い、道路利用者の安全を確保します。

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第２期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

Ⅴ　基本計画

（施策目標５：いきいきネット　―　交流と定住を支える生活基盤づくり）

2　橋梁長寿命化事業の推進

●本市が管理する道路橋及び横断歩道橋は、現在 290 橋あります。１巡目の定期点検の結果、Ⅲ判定（早期措置段階）は 25 橋で、このうち 17 橋（R2.4 現在）の修繕が完了しています。　２巡目の橋梁定期点検についても（５年に１度の頻度）、事業費の平準化や、コスト削減等を実施しながら点検を行い、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害を防止していきます。

3　道路建設事業の提案・要望活動の推進

●佐賀唐津幹線道路の整備区間の指定や整備推進に向け、道路財源の確保及び予算の拡大に関する提案や要望活動を、関係する自治体と連携しながら実施します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
橋梁長寿命化の進捗度	Ⅲ判定 ８橋	Ⅲ判定 ２橋
道路長寿命化事業の推進	30.0%	100.0%

（４）役割分担

<市民・個人>

・自分の住むまちの道路状況の把握に努めます。

・清掃活動や緑化等の道路維持活動や環境美化活動を行います。

<自治会・地域>

・関係地権者から同意が得られるよう地域としても国、県、市と連携を強化し事業促進に協力します。

<企業・NPO 団体>

・交通環境のバリアフリー化に努めます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市橋梁長寿命化修繕計画	平成 26 年度～
市道舗装の個別施設計画	平成 30 年度～令和３年度
附属物（道路照明）の個別施設計画	平成 30 年度～令和３年度
側溝、小規模構造物の個別施設計画	平成 31 年度～令和３年度

５－４　公共交通の充実

＜目指す姿＞

市民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保され、生活の質を維持し、外出機会の促進による地域活性化（まちづくり）につなげます。多様な交通モード、特にバス（幹線及び市内）及びＪＲのネットワークの維持・形成による交通網の結節機能充実により、市民の通勤圏の拡充や人・物・情報の交流が可能となるまちを目指します。

（１）現状と課題

国においては、令和２年６月に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取り組みを推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「地域が自らデザイン」「地域の移動ニーズにきめ細かく対応」等の視点による施策展開を計画されています。

人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴い、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、本市を取り巻く状況としては、平成 30 年３月の JR 九州ダイヤ改正による減便、JR 多久駅体制の変更、地域間幹線バス路線の再編、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっています。

このため、継続的な検証による各交通形態の確保維持改善のため、市民、民間運送事業者及び行政が一体となった地域公共交通事業の推進、市民の公共交通利用の推進が必要です。

とりわけ、市内の高齢者を中心に、地域住民の移動手段である自家用有償バス（ふれあいバス）及び予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）の運行継続、利便性向上が必須です。

Ⅴ　基本計画

（施策目標５：いきいきネット － 交流と定住を支える生活基盤づくり）

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

●自家用有償バス（ふれあいバス）及び予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）の運行を継続するとともに、利用者の利便性の向上及び利用促進することで地域公共交通を充実させます。

1　地域内交通の充実

●自家用有償バス（ふれあいバス）及び予約型乗合タクシー（ふれあいタクシー）の運行における利用者ニーズ等の把握、運行ルート・ダイヤ改正など、利用者の利便性向上に取り組みます。

2　地域間交通の確保

●通勤、通学を中心とした生活移動手段である JR 路線、広域幹線民間バス等の運行確保・維持のため、関係機関で構成する「唐津線利活用・電化促進期成会」「佐賀県地域公共交通活性化協議会」等とのさらなる連携のもと、利便性向上による利用者数向上を目指し、「総合時刻表の作成」等の利用促進策に取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
ふれあいバス・タクシー年間利用者数 【総合戦略】	31,384 人	35,000 人

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・積極的に公共交通機関を利用します。

＜自治会・地域＞

・積極的に公共交通機関を利用します。

＜企業・NPO 団体＞

・他公共交通機関との連携、利便性・快適性を向上します。

６－１　農林業の振興

＜目指す姿＞

良好な農業生産基盤が整備され、農業経営者が、効率性や生産性の高い農業を営むことができるまちを目指します。また、農業経営の持続性の確保と自立的で発展的な好循環の実現を目指します。

（１）現状と課題

農業について、国は「食料の安定供給の確保」、「多面的機能*の発揮」、「農業の持続的発展及び農村の振興」という４つの基本理念と、農業の成長産業化を図る「産業政策」と多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」の２つの施策を展開しており、本市も、これらを基に取り組んできました。

具体的には、農業生産基盤の整備を進めるとともに、中山間地域等直接支払制度*等による農地保全、農業経営支援や担い手支援、都市農村交流支援や環境保全型農業支援などに取り組んできたところであり、本市の農業は一定の振興が認められる状況にあります。

今後は、国・県の施策の動向を見ながら、ほ場の再整備や老朽農業施設の長寿命化、ため池の防災・減災、農業所得の向上と農業経営の安定化、担い手の育成と確保、農地集積・集約化とスマート農業の推進等の必要があります。

また、本市の林業については、森林所有規模が小さく採算性が低いことから放置された森林が増加しています。このため、小規模森林の集約化による施業コストの低減や、高性能林業機械を活用するための森林内路網等を整備していく必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- ●農業経営の持続と安定、また、発展できるように関係機関と連携して経営相談や助成制度の活用と充実を図り支援します。
- ●農業の持続及び発展と農地の保全のため、経営感覚に優れた認定農業者や認定新規就農者などの地域農業の担い手を確保・育成します。

Ⅴ　基本計画

（施策目標６：産業間連携で拓く － 雇用と活力を生み出す産業づくり）

1　かんがい排水事業の促進

●国営筑後川下流土地改良事業により完成した幹線水路から、各受益農地へ農業用水を送水していくための末端施設を整備する県営かんがい排水事業（多久導水路地区、羽佐間水道地区）を推進することで、農業用水の安定供給に向け取り組みます。

2　優良農地の整備促進

●平坦部の未整備農地（鉱害復旧田も含む）における生産基盤の整備を推進するとともに、ほ場整備完了地区については、担い手による農地の集積・集約化や大型農業機械による作業効率向上のための畦畔除去等によるほ場の大区画化を推進します。

●排水不良田解消のため暗きょ排水を整備し水田の汎用性を高めます。

3　農業水利施設の長寿命化

●農業生産活動の基盤となる土地改良区等が所有・管理している農業水利施設について、将来にわたる施設機能の安定化を図るため、老朽化した施設について適時適切な補修・更新を推進します。

●多面的機能支払交付金制度等を活用し、農地・農業用施設水等の地域資源や農村環境の適切な保全管理を推進します。

4　農業の振興

●農作業の効率化・省力化や農畜産物の高品質化並びに生産規模の拡大などによる農業経営の安定化と農業所得の向上に取り組む農家等を支援します。また、AI や IoT、ロボット技術などを活用した新技術のスマート農業の導入についても推進していきます。

●伝統的農産物の振興を図るとともに、栽培されている在来種等伝統野菜の保存・伝承に努めます。

●農地の受け皿となる集落営農組織*の改善へ向けた協議や話し合いを深めながら法人化への推進を支援します。

●農業生産を通じ、地域社会の維持に重要な役割を担う中小経営・家族経営などの多様な経営体に対し、各種施策による支援を行います。

●市内農産物の学校給食での提供拡大や農産物直売所での販売など、地産地消に対する意識向上に向けた取り組みを継続し、多久産農産物のブランド化に重点を置いた販売促進活動を進めます。

●市内事業者における農商工連携や 6 次産業化*を推進し、付加価値のある商品開発など農業経営の多角化を支援します 。

●効率的で生産性の向上に向け、農地中間管理機構*の活用や人・農地プラン*により農地の集積・集約化を図っていきます。

5　農村の振興

●山間地域農業対策として、中山間における課題の抽出やビジョンの作成など行い、中山間地域の農業生産を維持するための取り組みや棚田地域の保全・活性化活動を支援します。

●中山間地域直接支払制度に取り組む団体への支援や、環境保全型農業及び耕畜連携による資源循環型農業*を支援します。

●有害鳥獣被害の対策として、その捕獲活動に取り組む団体等への支援や、侵入防止策に取り組む農家等を支援します。

6　耕作放棄地・遊休農地対策の推進

●毎年増加傾向にある耕作放棄地・遊休農地対策として、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局で農地パトロールを実施し、その発生を防止するとともに、土地の所有者に農地利用状況調査を行います。再生利用が可能な農地については、草刈りや耕起による解消勧告や、新規就農希望者や地域の担い手への集積を行います。

●柑橘類及び落葉果樹維持拡大支援事業により、耕作放棄地・遊休農地に新たに果樹苗木を植栽した農業者に対し、苗木購入費を一部助成しその解消を図ります。

7　森林の持つ多面的機能の発揮

●森林の持つ水源涵養、山地災害防止、地球温暖化防止等の多面的機能を維持・発揮するため、と林内路網（林道等）の基盤整備及び適正な維持管理を行い、林業事業体（森林組合等）による施業を集約し、高性能林業機械の活用による生産コスト削減や間伐材の有効利用を促進します。また、荒廃した森林を整備し、森林の再生を図っていきます。

（３）成果指標

指標名	現状値 （令和元年）	目標値 （令和６年）
新規就農者数 【総合戦略】	０人	５人
認定農業者数 【総合戦略】	81 人	81 人
森林整備事業実施面積	100ha	100ha
有害鳥獣による農産物の被害額	5,485 千円	2,743 千円

（４）役割分担

＜市民・個人＞

〇市民

・農業について理解し、地産地消に協力します。

・農地や農業用水等の資源を農村地域共有の資源であることを理解し、その保全活動に参画します。

〇農業者

・質が高く、安全な農産物を生産します。

・消費者に対する農産物情報の提供を行います。

・担い手（認定農業者・認定新規就農者、集落営農組織などの中心経営体）に農地を集積・集約します。

・農業所得の向上と農業経営の安定化に努めます。

〇林業者

・森林管理の促進（造林、間伐等）と経営の安定化に努めます。

・森林の適正管理を行います。

・森林の保全・育成に努めます。

＜自治会・地域＞

・地域の農業・農地と、それを取り巻く伝統や文化、自然環境などと一緒に、どのように守っていくか地域の将来について、皆で話し合いを行います。

＜企業・NPO 団体＞

〇農業関係団体（農業協同組合）

・農業振興に関する多面的な活動を行います。また、農家の生産性向上の取り組みに対する支援を行います。

・耕作放棄地に係る再生利用活動や耕作者の確保に積極的に調整を図っていきます。

・経営感覚に優れた農業者を育成します。

・農業者の経営改善を指導します。

・集落営農組織の法人化に向けた支援を行います。

・就農希望者に対する情報提供や支援を行います。

・安心・安全な農産物づくりと供給への支援を行います。

〇農業関係団体（土地改良区）

・土地改良区(任意団体含む)の生産性向上に向けた基盤整備、施設の補修や更新を行います。

〇農業関係団体（法人・ＮＰＯ団体）

・農業法人として、農業分野に参入し、新たな担い手として参画していきます。

〇林業関係団体（森林組合）

・林内路網の整備、間伐等に対する補助、県産材の利用促進を行います。

・森林管理の代行等を行います。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市農業振興地域整備計画	平成 26 年度～令和５年度
多久市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成 28 年度～令和６年度
多久市農業振興計画	令和３年度～令和７年度（予定）

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第2期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

６－２　商業の振興

＜目指す姿＞

商工会をはじめとする関係機関との連携により、市内企業の経営基盤が強化され、経営の安定化と地域経済の活性化を目指します。
また、佐賀県の中心にあり、高速道路のインターチェンジがあるという地域の特性を生かした地域商業が根付き、市民のいきいきとした生活を支える豊かで活力に満ちたまちづくりを目指します。

（１）現状と課題

本市の商業地域においては、人口減少に伴う消費購買力の低下や商店の老朽化、商店主の高齢化、後継者不足、空き店舗の増加に加え、近隣都市への大型店舗の進出や車社会の進展による消費行動の広域化などにより地域商業の停滞が続いています。

ICT（情報通信技術）は、今やあらゆる社会経済活動の基盤となっています。時間と距離の制約を超越可能とする ICT は、地域の地理的条件などの様々な課題を解決するツールであり、地域産業の活性化のために積極的な利活用が求められています。

とりわけ、商業者の経営安定化、市内経済の活性化につながる商工事業者による新たな商業の仕組みづくり、キャッシュレス化*への対応や、ICT を活用したクラウドソーシングワーカー*の育成が重要です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- ●多久市商工会と連携して、市内商工事業者を対象とした経営安定への支援、事業承継問題の解決等を行います。
- ●起業支援を行います。
  - ・起業を目指す方の育成を目的に、一定期間実際に店舗を経営しながら経営者として必要なノウハウを学ぶ場の提供を行います。
  - ・創業支援事業計画に基づき、各関係機関と連携し創業希望者の状況に応じた支援を行います。
- ●クラウドソーシングワーカーを育成します。

1　商業経営基盤の強化への支援

- 国・県・市等の融資制度の紹介やあっせんを商工会、市内金融機関と連携して行い、商業経営基盤を強化します。
- 商工会と連携し、国・県等の支援事業の活用を行います。

2　ICT を活用した新たな産業の構築

- 商工会等と連携し、ICT を活用した地元物産等の PR・販売・販路拡大について検討・実施するとともに、キャッシュレス化推進など様々な ICT 活用策について検証し、展開します。
- ワーキングサポートセンターを中心に ICT を活用したクラウドソーシングワーカーを育成し、幅広い世代の収入の安定を図ります。

3　中心市街地の活性化

- 多久駅周辺の中心市街地の活性化に向けて、まちづくり会社である一般社団法人たく 21 や商工会等と連携します。
- 「reco：plays」を中心に若い世代が集まるイベントを開催し、中心市街地の賑わいを創出します。

4　空き店舗対策の取り組み

- 商店街の活性化や地域の賑わいづくりにつなげていくため、空き店舗を活用し、新たな事業を実施する事業者等を支援します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
新規創業者数 【総合戦略】	３件	３件
開業支援数 【総合戦略】	１件	１件
クラウドソーシングワーカー育成数 【総合戦略】	35 人	50 人
キャッシュレス導入店舗数	43 件	100 件

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・市内での消費に努めます。

・アイデア等を積極的に提案します。

・市民が楽しく語らい合えるコミュニティに参加します。

＜企業・NPO 団体＞

○商店

・おもてなしの心を持って接客にあたります。

・顧客ニーズにあった魅力ある店づくりを行います。

・経営の ICT 化を行います。

○商店街

・組織の強化と、共同販売の推進を行います。

・顧客のニーズに合った魅力ある商店街づくりに努めます。

・商店街の環境整備を行います。

○商工会

・市内商業の振興に繋がる施策を検討し、会員や関係機関等と連携し事業を展開します。

・商業者に対する経営の指導を行います。

・商業振興に関する多面的な活動を行います。

・商工会会員の事業や商品等の積極的なＰＲに努めます。

・起業化、新産業創出に取り組みます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市創業支援事業計画	平成 29 年９月～ 令和４年３月

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第2期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

６－３　工業の振興

＜目指す姿＞
今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、IT 関連産業を中心とする事務系企業など、本市の成長を牽引するような企業を誘致し、若者が市内でいきいきと働けるような雇用の場の創出を目指します。また、技術革新や新商品開発、販路拡大に向けた各種支援を通じて、市内工業の活性化と生産力向上を目指します。

（１）現状と課題

令和元年 12 月に多久北部工業団地Ｃロットに２社が進出し、市が所有する工業団地への誘致はすべて完了しましたが、市内には民間企業等が所有する工場適地が複数存在しており、このような工場適地への企業誘致が課題です。

また、既存企業においては、厳しい経済状況と経営者の高齢化が進行する中、事業所数は減少し、市内の工業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

今後は、地域社会に活力を生み出す商工業を担う人材の確保や、後継者としての育成など事業承継を円滑に行える環境づくりが必要とされています。

さらに、今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、IT 関連産業を中心とする事務系企業など、多様で魅力ある企業の誘致が求められます。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】
●民間所有物件を活用し、今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、IT 関連産業を中心とする事務系企業など市内における多様な雇用の創出のため誘致活動を行います。

１　企業誘致活動の推進

●長崎自動車道多久 IC の利便性や、県央かつ九州北西部の中央という立地条件を生かし、今後の成長が見込める分野の製造業をはじめ、IT 関連産業を中心とする事務系企業など良質な雇用の場を確保すべく、誘致活動により新規企業を市内に進出させます。

V　基本計画

（施策目標６：産業間連携で拓く ― 雇用と活力を生み出す産業づくり）

2　多久市産業連絡協議会活動の充実推進

●多久市産業連絡協議会（構成組織：多久市、市内誘致企業、佐賀公共職業安定所、佐賀県立産業技術学院、佐賀県立多久高校、多久市商工会）が産学官の連携拠点となり、安定した企業経営と人材育成・確保のための有効な情報交換を充実させます。

3　企業経営の安定、高度化の推進

●本市の融資制度や国・県等の融資制度に関する情報を発信し活用してもらうことで、企業経営の安定に資するとともに、新分野、新製品、新技術開発、販路開拓等の経営高度化を実現します。

●商工会が行う経営指導等を支援することで市内企業の経営体質を強化します。

4　若者等の定住化に向けた就業機会の拡充等の推進

●市報、行政放送、市ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を通した情報提供によるＵターン雇用の促進や、誘致企業への地元雇用の拡大を要請します。

●市内企業のＰＲパンフレット等を発行し、学生向けに情報発信を行います。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
企業誘致実現件数【総合戦略】	５件	３件
誘致企業の市内従業員の割合【総合戦略】	30.0%	40.0%
誘致企業の市内新規雇用者数	49 人	60 人
事業所数（従業者４人以上）	36 事業所（6/1 現在）	40 事業所
製造品出荷額（従業者４人以上・１事業所あたり）	195,890 万円	230,000 万円

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。

＜企業・NPO 団体＞

・健全な経営を行います。

・環境に配慮して事業を行います。

・新産業創出に取り組みます。

・市内からの雇用を推進します。

６－４　観光の振興

＜目指す姿＞

本市ならではの歴史や文化、自然など多様性に富んだ観光資源を活用し、観光関係者のほか農林業や商工業団体とも連携して観光商品の造成や誘客活動に取り組むことで、観光振興を通じて観光関連産業が活性化する「儲かる」観光の実現を目指します。

（１）現状と課題

県や県内市町も観光推進体制を整え、魅力アップ、観光による地域の活性化に力を注いでいます。本市においても市内経済が低迷する中、農商工・観光・市民団体等が連携して計画的に観光の振興を図ることで市の認知度やイメージの向上、経済の活性化を実現することが急務です。

本市内に点在する観光地を訪れる観光客は多いものの、回遊する観光客は少なく、「滞在型の観光地」にはなっていません。また、近年、外国人観光客を含め、個人や小団体の旅行形態が主流となり、「観る」観光から「体験する」観光にシフトしています。

こうした観光ニーズに対応し、本市ならではの歴史や文化、自然などを実感できる観光商品を造成し、市内滞在時間を延長させることで、宿泊や観光消費の拡大につながる「滞在型の観光地」を目指すとともに、受入体制の充実に取り組み、「また訪れたくなる」観光地づくりを進めていく必要があります。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- 多久聖廟、西渓公園を中心とした観光・交流拠点を形成するため、（公財）孔子の里と連携し周辺を含めた観光・交流拠点として PR を行います。
- 農業体験や歴史遺産を活かした体験プログラムなど本市でしか体感できない体験型観光を提供します。
- 温泉保養宿泊施設（天山多久温泉タクア）を活用し、観光振興を図ります。

１ 「孔子の里　多久」の魅力の創造

- 国重要文化財「多久聖廟」や「東原庠舎」の歴史、日本初の工学博士の志田林三郎や石炭王の高取伊好など多久が輩出した賢人を、孔子の教え（論語）と関連した観光資源として活用することにより論語を核とした本市の魅力を創造します。

Ⅴ　基本計画

（施策目標６：産業間連携で拓く – 雇用と活力を生み出す産業づくり）

2　地域連携による観光の振興

● 多久市観光振興協議会を中心とし、市内の観光に関わる事業者や地元グループの活動を支援します。多久市観光振興協議会を構成する３つの部会、①イベント部会・②名物料理土産品部会・③観光地部会に分かれ、①本市の魅力をPRするイベントの開催②孔子みその多久ブランドとしての構築及びその販路拡大とPR事業③多久聖廟周辺の散歩道コースを活用する事業等を実施し、本市の観光振興に取り組みます。

3　おもてなし体制の整備

● 観光客が気軽に観光し、回遊できるように、観光関連事業者や地域住民と一緒に、施設や樹木等の整備・維持管理などを行い、物産館に賑わいをもたらします。
● 多久聖廟へのおもてなし体制として、孔子の里ボランティアガイド、ジュニアガイドへ組織強化の支援を行います。

4　魅力ある観光地づくりの推進

● 市内 50 の団体で組織する多久市観光振興協議会の「観光地部会」、「イベント部会」「名物料理・土産品部会」の３つの部会を柱として、本市の魅力をPRするイベントの開催などを行い、魅力ある観光地づくりを目指します。

5　観光宣伝の強化

● 観光パンフレット、インターネット、ケーブルテレビ、マスメディア、観光フェア等を活用し、本市を広くPRするとともに、旅行業者等を対象とした説明会や佐賀県観光連盟と連携した観光PR活動等に積極的に参加します。

6　広域観光の推進

● 県内の経済や農業、観光、交通、報道関連の民間団体と県内全市町の連携が進められています。これらの動きと連動して、広域的に観光や物産のPRを行います。
● JR唐津線沿線自治体との連携による事業展開や、佐賀広域観光等推進協議会において、観光や商工の分野の情報を共有し、広域観光による交流人口の増加を目指します。

7　天山多久温泉タクアの観光の振興

● 天山多久温泉タクアは、株式会社タクアに無償貸与し、経営を行っています。本市の観光の拠点として観光振興と市内経済の活性化につなげます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
観光入込客数【総合戦略】	553,919 人	600,000 人
観光案内ボランティアの案内人数	5,854 人	6,146 人
体験型観光の利用者数【総合戦略】	74 人	80 人

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・もてなしの心の醸成に努めます。

・観光ボランティアとして協力します。

・一人ひとりが本市の自然や食文化など観光資源を理解し広くＰＲをしていきます。

＜自治会・地域＞

・観光客への案内等観光による活性化に協力します。

・観光ＰＲ活動及び誘客活動に協力します。

＜企業・NPO 団体＞

・観光協会は、観光振興に関する多面的な活動を行います。

・観光振興協議会は、今後も各団体が協力しながら情報の共有・発信に努め、観光振興の活性化に取り組みます。

・株式会社タクアは、雇用の確保や観光振興、市内経済の活性化に貢献します。

７－１　地域活動・コミュニティ活動の充実

＜目指す姿＞

地域コミュニティが活性された姿として、地域に根ざした独自性のある活動や団体がいきいきとし、地域活動も盛んに行われるなど、参画と協働が実現されたまちを目指します。

（１）現状と課題

　少子高齢化の進行や、市民の価値観や生活様式の多様化、生活行動圏の拡大などにより、主体的に地域活動やコミュニティ活動といった地域のまちづくりに参画しようという市民が減少し、地域連帯感や地域の特性が低下しつつあります。

　また、高齢者や子育て家庭に対する支援や環境保全、防災・防犯、教育など、市民生活に直結する様々な分野で多くの地域課題が発生し、こうした状況に行政の対応が追い付かない部分があります。

　市民と行政それぞれの役割を分担しながら、地域の課題に対して市民が行政とともに取り組む意識を醸成し、まちづくり活動を活性化させていくことが重要です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

●地域おこし協力隊や集落支援員の配置やコミュニティ活動継続の支援を行い、各地域活動の促進、拠点運営のための組織を形成します。

１　コミュニティ組織への支援

●外部人材を活用した地域おこし協力隊や集落支援員などを積極的に配置し、公益的な事業や自主的に実施されるコミュニティ活動を支援します。

●多久市ふるさと振興助成金制度を活用し、コミュニティ活動を支援します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
ふるさと振興助成金申請件数（イベント事業）	10 件	60 件
地域おこし協力隊・集落支援員の配置数【総合戦略】	１人	３人

（４）役割分担

＜市民･個人＞

・地域社会を支える主体である市民が、個々の能力等を地域のために還元します。

・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。

＜自治会･地域＞

・地域の課題・問題について地域住民が関心を持ち、自治会、NPO　やボランティア団体を活用し、コミュニティでの課題解決に努めます。

・行政課題や地域の課題に関心を持ち、協働への意識を高め、実践します。

・公共的サービスの担い手として各種の地域づくり活動を行います。

７－２　人権・同和教育及び男女共同参画の推進

＜目指す姿＞

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、年齢、性別、国籍の違い、障害の有無等にかかわりなく多様性を認め合う「ダイバーシティ」の考え方を持ち、だれもが安心して、いきいきと輝き暮らせるまちを目指します。

男女共同参画の視点に立った意識を醸成し、審議会等への女性の積極的登用や男女が互いに支え合い、多様な生き方を選択できる環境づくり、家庭内の暴力（DV）の根絶など、男女がともに輝く社会環境づくりを進めます。

（１）現状と課題

近年では、インターネット等を利用した差別的情報の書き込みなどが顕在化しており、それらの対応は本市においても急務です。また、平成 28 年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、部落差別は許されないものであること、その解消のために本市においても「相談体制の充実」や「教育及び啓発」に取り組んできました。

同和問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障害者、外国人の問題等、社会情勢の変化に伴い人権問題も複雑・多様化しています。誰もが、「命」に係る極めて重要な人権・同和問題を自らの課題として受け止め、一人ひとりの人間の尊厳を尊重するという原点を改めて認識した上で、日常生活のあらゆる場において、常に人権意識を持った行動を心掛けることが必要です。

そのような中、「多久市人権教育・啓発基本方針」を平成 31 年３月に改訂しました。この方針をもとに国、県、関係機関、団体等と連携を図りながら、同和問題をはじめ、性別、世代、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人が互いに人権を尊重し、あらゆる差別を許さない人権感覚を育む住みよい社会の構築を推進していく必要があります。

男女共同参画の視点では、多様化、高度化する諸課題に対応し、豊かで活力ある地域をつくるためには、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠と認識し、平成 30 年３月に第 3 次となる「多久市男女共同参画計画」、「多久市 DV（ドメスティック・バイオレンス）対策基本計画」、「多久市女性活躍推進計画」を策定し、実現に向けて取り組んでいます。

しかしながら、少子・高齢化に見られる人口構造の変化や家族形態の変化、男女の生き方の多様化が進む一方で、これまでの男女における格差が存在する社会制度や慣行が障壁となり性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っています。

男女がともに社会のあらゆる分野で活動に参画するためには、家庭や仕事との両立が不可欠であり、育児や介護などを社会全体で支える環境の整備と、男女共同参画に関する教育などの、男女共同参画政策が市民や CSO（市民社会組織）*と行政が一体となった取り組みとして展開されるよう推進していくことが必要です。

市民一人ひとりが男女平等・男女共同参画社会への理解を深め、男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、市民や CSO と行政が一体となった取り組みとなるよう、各種団体への支援や連携を密にし、市民の意識向上を目指します。

（２）市が取り組むべきこと

1　同和教育をはじめとする人権教育の推進

●差別のない明るい社会づくりのため、市民をはじめ各種団体や企業等での幅広い年齢層を対象とした研修会を開催します。

●市報、行政放送、市ホームページ等を活用し広報活動を行うとともに、パンフレット・チラシ等の配布などにより市民意識を喚起します。

●SNS 等インターネットを通じたトラブルを未然に防ぐため、情報モラルについての啓発を行います。

●事業所等を訪問し、研修会等において同和問題をはじめとして女性、子ども、高齢者、障害者、外国人の問題等、社会情勢の変化に伴う人権問題に関する講座等を開催してもらうよう働きかけ、人権・同和問題に関する理解を促進します。

2　人権相談等の充実

●人権全般

・人権擁護委員が、市民の身近な相談相手として人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員と協力して、人権侵害による被害者の救済をします。また、市民に関心を持ってもらえるような啓発活動も行います。

●同和問題

・日常生活の中で起こっている部落差別などに関する相談や、えせ同和行為*に関する相談等について、人権・同和対策課で直接または電話で受けます。

3　女性の社会参画の推進及び啓発

●男女共同参画推進市民委員会では、調査・研究を行い街頭での啓発や各町で開催するイベント企画による政策の総合的な推進を図るとともに、男女共同参画ネットワークによるフォーラムの開催等によって、女性の社会参画意識の一層の向上や性別による役割分担意識の改革と地域社会活動への参加を促進します。

●事業所等における男女の雇用状況の平等化、適正化を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進や出産や介護等を契機に就業を中断した女性が再就職しやすい環境づくりへの支援ができるよう情報提供等を行います。

４　ＤＶ（家庭内暴力）を許さない取り組み

●ＤＶ根絶に向けた啓発、相談等支援の充実を図ります。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
心のセミナー（人権･同和問題研修会、講演会、人権フェスタ）参加者数	1,000 人	1,250 人
人権相談件数	０件	３件
審議会等女性登用率	36.8%	40.0%
社会全体における男女平等感	17.1%	30.0%

（４）役割分担

＜市民･個人＞

・人権基準を考えて、それに対する行動を実践します。
・人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
・職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めます。
・家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行います。
・お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重します。

＜自治会･地域＞

・人権尊重の啓発や行動を実践します。
・人権推進事業を理解し、構成する団体等を啓発します。
・性別役割分担に基づく慣習等を見直し、地域における男女共同参画を推進します。
・男女共同参画に関する各種の活動を実践します。

＜企業･NPO 団体＞

・事業所内での人権学習及び啓発を実践します。
・事業所内での男女共同参画の啓発を実践します。
・雇用における男女の均等な機会と待遇を確保します。
・女性が能力を発揮できる職場環境をつくります。
・ワーク･ライフ･バランス支援のための環境づくりを行います。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市人権教育･啓発基本方針	令和元年度～
多久市男女共同参画計画 （多久市ＤＶ対策基本計画･多久市女性活躍推進計画）	平成 30 年度～令和４年度

８－１　情報公開と広報広聴の充実

＜目指す姿＞

市民が行政に関する情報を必要な時に確実に得ることができ、市民のニーズを行政が的確に把握できる広報・広聴が実現されることで、公正で開かれた信頼されるまちづくりを目指します。

（１）現状と課題

市民と協働のまちづくりを進めるためには、お互いの情報を積極的に公開し、共有することが必要です。このため、本市ではこれまで市民にわかりやすく市政の状況を説明するために、ケーブルテレビを利用した行政放送や「市報たく」、市のホームページの CMS（コンテンツマネジメントシステム）*化に加え、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など広報手段を多様化させてきました。また、「声の市報」による視覚障害者への広報など、市民目線に立った広報が一定程度充実してきたところです。

しかし、広報活動では、広報媒体間の連携が十分とはいえず、効果的な情報発信に課題が残っています。今後は、シティセールスの強化も踏まえ、動画共有サービスの活用など視覚的要素を用いた情報発信が求められます。

広聴活動については、広く市民の声を集め、行政にいかすことを目的としていますが、市民全体にはまだ浸透しているとは言えません。「広聴」という言葉の意味を市民に理解してもらえるように、制度の周知を含め、今後も継続した取り組みが必要です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- 視覚的な効果によるわかりやすい情報発信として、本市の PR や啓発活動等様々な動画を作成し、ホームページや SNS での配信を行い、戦略的かつ効果的な広報活動を行います。
- 市民との情報交換の場の拡充やインターネットなどの情報技術を活用した広聴活動を行い、市民ニーズを的確に把握し、市政に反映させます。

Ⅴ　基本計画

（施策目標８：市民が築く － 開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり）

1　市民への広報活動の充実

●「市報たく」やケーブルテレビを利用した行政放送、また、ホームページを充実させ、SNS や動画共有サービスの活用などにより一層効果的な広報を実現します。

●「多久市伝わる広報戦略プラン」に基づき、市民にわかりやすい、親しみの持てる「伝わる広報」を目指します。

2　市外への魅力発信の取り組みの強化

●移住定住等の取り組みの PR や多久聖廟釈菜や多久山笠などのイベント等の動画を用い、市外者に向け積極的に情報発信を行います。

●効果的、効率的な PR のため、YouTube、Instagram、Facebook などの SNS 広告等を活用し、年齢層などターゲットを絞りながら、多久の魅力ある情報を発信することでシティセールスにつなげます。

3　広聴活動の充実

●「ホームページの問い合わせフォーム」、「市長へのメール」や「市政提案箱」などにより市民の要望、疑問やニーズを把握し 、迅速かつ的確に対応します。

●「市政報告会」を開催し、市が取り組んでいる諸施策等についてわかりやすく説明し、市の施策に対する市民の理解や信頼を深めます。

●インターネットなどの情報技術を用い、双方向性を備えた動画配信やパブリックコメント*制度等を活用し、幅広い市民の意見を集めるとともに、集めた意見を市政に的確に反映します。

4　情報公開の推進

●情報公開制度をさらに充実させるとともに 、個人情報の保護に留意し、積極的な情報公開を推進することなどにより、市民の理解と信頼を高めます。

●市が所有する公共データを、インターネット等を通じて容易に利用できるよう、オープンデータ*の取り組みを推進し、市民や企業の利便性を高め、新たなサービスの創出につなげます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
市ホームページへの訪問者数（月間）【総合戦略】	24,000 件	30,000 件
SNS 登録者数【総合戦略】	1,200 人	1,800 人
SNS での情報発信	5 件/月	15 件/月

（４）役割分担

<市民･個人>

・市報、行政放送、市ホームページ等で発信される行政情報に関心を持ちます。
・パブリックコメント制度、市民アンケート、市政報告会などを利用し、政策・施策の形成過程に参画します。
・地域の話題や活動などの地域情報を積極的に発信します。

<企業･NPO 団体>

・地域の話題や活動などの地域情報を積極的に発信します。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市伝わる広報戦略プラン	平成 28 年度～

8－2　持続可能な財政運営の推進

＜目指す姿＞

人口減少や少子高齢化が進む中、市民の行政ニーズの多様化に的確に対応できるよう、将来にわたって安定的に行政サービスを提供する持続可能な財政運営を目指します。

（1）現状と課題

歳入においては、安定した行政運営のためには、財源の根幹をなす市税などの確保が必要ですが、生産年齢人口の減少による市税収入の減少など、今後は一層厳しくなることが見込まれます。

歳出においては、扶助費*などの社会保障関連経費の増加が今後も見込まれますが、当該経費の抑制はもとより、その他の経常経費*の抑制が求められます。

公債費*については、今後増加が見込まれますが、将来に過大な負担を残さないために、適正な財源配分と既存施設の維持管理の効率化などによる支出の抑制に加え、施設の統複合化や廃止も視野に入れた適正配置に努め、将来的な支出の抑制に向かうことが求められています。

また、近年毎年のよう発生している大雨や台風による災害等についても、その復旧を早急に進める為に、健全な財政運営が重要です。

（2）市が取り組むべきこと

1　財政改革の推進

- 本計画に基づき、行政評価により、毎年度各事業のローリングを行い、それを反映させた中期財政計画を策定し、限られた財源を有効に活用するとともに、事業効果を最大限に引き出すため、事業の優先度・緊急度・事業効果等を総合的に判断し、事務事業の徹底的な見直しと経常経費の削減を行います。

2　安定的な財源確保

- 市税においては、納税に対する市民の理解を深め、自主財源を確保します。
- 国・県支出金等の特定財源については、本市の行財政の動向や、事業の費用対効果を的確に把握し、補助制度を有効活用するとともに、公益法人や各種民間補助制度についてもできる限り活用します。
- ふるさと応援寄附を有効に活用し、使用料、手数料等などの受益者負担等の見直しや、公有財産の適正な管理及び運用、未利用地等について計画的な売却により財源を確保します。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
経常収支比率	103.6%	99.0%
実質公債費比率*	11.0%	10.5%
市税徴収率	97.0%	97.3%

（４）役割分担

＜市民・個人＞

・少子高齢化に伴う就労人口の減少や福祉サービスの増加など、行財政運営を取り巻く環境は今後ますます厳しいものとなっていくことを認識し、行政が行うべきことと、市民が自助努力で行うべきことは何かを明確にして、市民ができることは積極的に行います。

・市の行財政への関心を持ちます。また、財政状況について理解を深めます。

・納税者としての義務を果たし、自主財源確保に協力します。

＜自治会・地域＞

・団体運営について、補助金等を財源としている組織運営を見直し、自立運営に努めます。

＜企業・NPO 団体＞

・行政のアウトソーシング*や指定管理者制度等への対応に努めます。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
多久市中期財政計画	令和元年度～令和５年度
第 10 次多久市行政改革大綱	令和２年度～令和６年度

8－3　公正で円滑な自治体経営の推進

＜目指す姿＞

限られた行政資源を有効活用し、市民ニーズに応じた効率的且つ公正で開かれた信頼できる質の高い行政運営を目指します。とりわけ、市が抱える様々な課題（地域経済の活性化、社会保障費の増大、大規模災害対策等）に対応するため、様々な分野（農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティ*等）における ICT の効果的な利活用により、市民の利便性の向上、行政の効率化につながるまちを目指します。

（１）現状と課題

地方分権、地域主権の進展とともに、自治体としての自主・自立性と自己責任による行政運営が求められ、将来にわたって、市民から信頼され、その負託に応えていくという大きな責務を負っています。一方で、人口減少・団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年問題や公共施設の老朽化などへの対応により、財政状況はますます厳しくなることが見込まれます。また、国においては、自治体戦略 2040 構想研究会における新たな自治体行政の方向性や SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みが行われています。

このような状況下、持続可能な行政サービスを提供できる経営基盤の確立に向けた取り組みと地方分権にふさわしいまちづくりを進めるため、職員の政策形成能力、行財政基盤を強化し、高度・多様化する市民ニーズ等に対し、地域の実情に応じた主体的かつ積極的な対応ができるように行財政改革に取り組んで行く必要があります。

また、令和元年 12 月、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（以下「デジタル行政推進法」という。）により、個々の手続やサービスを一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」、一度行政機関等に提出した情報を再度提出させないようにする「ワンスオンリー原則」などの基本原則が定められ、国の行政手続に係る申請や処分通知について、オンライン実施が原則化され、地方公共団体についてもオンライン化の努力義務を課しており、地方公共団体の行政手続きのデジタル化が求められました。

これを受け、令和２年 12 月には、「自治体 DX*推進計画」が発出され、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術や AI 等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められました。特に、計画内の重点取組事項として求められる「自治体の情報システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進」「行政手続のオンライン化」などに対応していく必要があります。

加えて、「都会に住んでいても、自分の意志でふるさとに納税できる制度があってもいいのではないか」という視点から、総務省は平成 20 年にふるさと納税制度を創設しました。本市においても制度に参画し、いただいた寄附金を活用して学校給食の調理設備改修や児童センターの遊具導入など、多くの事業に取り組んでいます。

この「ふるさと納税制度（ふるさと応援寄附）」による納税者（寄附者）とのつながりをきっかけとし、関係人口の確保・拡大を図る観点からも、寄附の活用事例の全国発信などにより、今後とも多くの寄附者へ認知していただくことが必要です。

（２）市が取り組むべきこと

重点事業の方向性 【総合戦略】

- ●マイナンバーカードの普及を進めます。
- ●マイナンバーカードの活用による行政事務の簡素化を始め、ICT を活用した市民サービスの向上を図ります。
- ●ふるさと納税制度を通じて（活用し）、関係人口の確保・拡大を図ります。

1　行政改革の推進

●「行政が何をどれだけ行うか」ではなく、「将来のまちの姿にどのくらい近づいたのか」「それぞれの事業が貢献したのか」を評価し、その結果を次の企画や実施、予算配分などに反映していく「行政評価」の手法により、市が実施している個々の事業について妥当性・有効性・効率性の観点から評価を実施します。その評価結果をもとに、事業のスクラップ＆ビルドを行います。

2　行政のデジタル化の推進

●市民目線に立った利便性向上を第一に、マイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた更なる普及のため、国の動向に即した行政手続のデジタル化を推進していきます。

3　ふるさと納税の推進

●総務省が創設したふるさと納税制度に参画し、寄附を受け入れることにより、寄附者の目的に沿った市の事業を行う際の財源を確保すると共に、市の地場産品を寄附者への返礼品とすることで、市の地場産品を市外へ広く周知します。また、この寄附者とのつながりをきっかけとし、関係人口の確保・拡大を図ります。

4　職員の人材育成等の推進

●多様化する市民ニーズに対応すべく、職員は政策形成能力や法務能力が一層求められることから、人事評価制度の充実活用や、多様な研修機会の提供を促進し、人材育成に積極的に取り組みます。

（３）成果指標

指標名	現状値（令和元年）	目標値（令和６年）
マイナンバーカード取得率【総合戦略】	12.89%	100%
ふるさと応援寄附者数（※概数）【総合戦略】	36,000 人	36,000 人
委員構成に公募委員を設置している審議会数	5 審議会	10 審議会

（４）役割分担

<市民・個人>

・行政改革に関する情報等について関心を持ち、意見を伝えます。

・マイナンバーカードを積極的に取得します。

・個人情報の適切な管理に努めます。

<企業・NPO 団体>

・ICT を利活用した情報の発信や新たな事業を展開します。

・情報セキュリティに対する教育を実施します。

・市と連携のもと、地域情報化の基盤整備を行います。

（５）関連する個別計画

計画名	計画期間
第 10 次多久市行政改革大綱	令和２年度～令和６年度

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第２期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

1　総合戦略の位置づけ

国では、平成 26（2014）年 12 月に、本格的な人口減少社会と地域経済の縮小に対応するための対策として、その後の５か年の目標や施策の基本的方向をまとめた「まち･ひと･しごと創生総合戦略」を策定し、全国の自治体に示しました。

これを受け、本市では、平成 27（2015）年度に、「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」を策定し、これまでの６年間※、市民、企業、行政などが一体となって、人口減少克服･地方創生に向けた取り組みを推し進めてきました。

国が第２期「まち･ひと･しごと創生総合戦略」（令和元（2019）年 12 月）を策定したことを受け、本市のこれまでの取り組みをさらに加速させ、地方創生の実現に向けた新たなステップを踏み出すべく、令和７（2025）年度までの５年間を期間として、第２期「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」（以下、第２期総合戦略という。）を策定します。

※計画期間については、当初、平成 27 年度から令和元年度までの５年間であったが、第２期「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」を第５次多久市総合計画と一体的に推進を図るため、令和２年度まで延長（令和元年度改訂）

【総合計画及び総合戦略と人口ビジョンの関係】

項目	計画期間	概要
総合計画	令和３年度～12 年度 (10 年間)	市の最上位計画
総合戦略	令和３年度～7 年度 (５年間)	総合計画のうち、 人口減少･地方創生関連施策に特化した計画
人口ビジョン	令和３年度～ (約 40 年間)	総合戦略の前提となる、 人口動向や将来展望を踏まえた基本的な方向を示す計画

2　総合戦略の構成

　第２期総合戦略は、４つの基本目標を定め、各基本目標に対し、目標の実現に向けた基本的方向、数値目標、具体的な施策、重要行政評価指標（KPI）で構成しています。

　なお、市として一つの大きな計画の下、総合的かつ一体的にまちづくりに取り組んでいくため、第２期総合戦略については、第５次多久市総合計画と統合することとしており、第２期総合戦略で取り組むべき具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）については、基本計画の中にすでに記載をしています。

　したがって、本章では、第２期総合戦略における基本目標及び基本的方向、数値目標などを明確にした上で、具体的な施策及び重要業績評価指標（KPI）については、記載をしているページなどを示すことに留めます。

項目	説明
基本目標	人口の現状と将来の展望を踏まえた上で、それぞれの地域の実情に応じながら、一定のまとまりの政策分野ごとに、国及び県が示す戦略や基本目標を踏まえ設定する目標
基本的方向	基本目標の達成に向けてどのような施策を推進していくかの方向性を定めたもの
数値目標	基本目標について、目標設定や効果検証などを行う上での指標
具体的な施策	基本目標ごとに、それぞれの地域の実情に応じながら計画期間（5 年間）のうちに実施する具体的な施策
重要業績評価指標（KPI）	具体的な施策について、目標設定や効果検証などを行う上での指標

3　基本目標

本市の将来像「緑園に輝くまち　多久～時流を感じる　文教・安心・交流・協働のまち～」の実現に向け、国の第２期総合戦略の趣旨を踏まえて、次の４つの基本目標を定め、人口減少克服・地方創生に取り組みます。 なお、２つの横断的な目標については、４つの基本目標を達成するための手段として位置づけます。

■国の基本目標

【基本目標１】
稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

【基本目標２】
地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

【基本目標３】
結婚・出産・子育てしやすい環境の希望をかなえる

【基本目標４】
ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

【横断的な目標１】
多様な人材の活躍を推進する

【横断的な目標２】
新しい時代の流れを力にする

■本市の基本目標

【基本目標１】
多久市の資源を活かし、稼ぐ地域をつくるとともに、
誰もが安心して働ける環境をつくる

【基本目標２】
多久市の魅力をＰＲし、新しい人のつながり・流れをつくる

【基本目標３】
多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・
子育ての希望をかなえる

【基本目標４】
多久市らしい地域づくりを行い、安心なくらしを守るとともに、
地域と地域を連携する

【横断的な目標１】
多様な人材の活躍を推進する

【横断的な目標２】
新しい時代の流れを力にする

４　基本的方向・数値目標

基本目標１　多久市の資源を活かし、稼ぐ地域をつくるとともに、誰もが安心して働ける環境をつくる

○　就職や転職などを機とした若い世代の流出をとどめ、地域外から呼び込むため、既存産業の発展・持続を図ることはもとより、企業誘致や起業支援などにより、若い世代がやりがいや魅力を感じる仕事を創出します。

○　多様化するライフスタイル・ワークスタイルに対応する働き方を推進し、幅広い世代が活躍することのできる地域社会を形成します。

（横断的目標の視点）
・情報通信基盤を活用した IT 関連産業等の誘致（横断的目標１）
・クラウドソーシングワーカーの育成による多様な人材の活躍促進（横断的目標１・２）

【数値目標】

目標指標	基準値（R1）	目標値（R6）
納税義務者１人あたり課税対象所得	2,457 千円	2,457 千円

基本目標２　多久市の魅力を PR し、新しい人のつながり・流れをつくる

○　多くの人に本市への興味を持ってもらい、将来の移住・定住につなげるため、本市の歴史や自然を生かした観光による交流の充実を図るとともに、農業体験など本市での暮らしを体験してもらう取り組みや、ふるさと応援寄附などを通じて、本市との強いつながりを築きます。

○　本市からの人口流出が多い若い世代を中心とした移住・定住を促進するため、ソーシャルメディア*などを活用して、本市の魅力を発信するとともに、定住奨励金制度や空き家の活用などにより、若者の UIJ ターンを促進します。

【数値目標】

目標指標	基準値（R1）	目標値（R6）
純移動数	▲123	±０

基本目標３　多久市の子育て･教育環境を向上し、若い世代の結婚･出産･子育ての希望をかなえる

○　若い世代などが希望どおり、子どもを持ち、安心して結婚･出産･子育てができるよう、出産期や不妊治療への支援に取り組むとともに、子育て支援や保育サービスの充実、各ライフステージにおける経済的な負担の軽減を実施します。

○　本市の未来を担う人材を育成するため、また、子育て世代にとって魅力的なまちとするため、本市の特長である小中一貫教育を充実させ、全国をリードする教育環境を構築するとともに、コミュニティ･スクールを推進し、地域全体で魅力ある学校づくりを行います。

（横断的目標の視点）
･ICT を活用した教育環境の充実（横断的目標２）
･地域の多様な人材の活用によるコミュニティ･スクールの推進（横断的目標１）

【数値目標】

目標指標	基準値(R1)	目標値(R6)
出生数（５年累計）	―	486 人

基本目標４　多久市らしい地域づくりを行い、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

○　市民にこれからも本市に住み続けたいと思われるまちとなり、また、市外からの移住者を呼び込むため、次のことに取り組むことで、生活環境を維持･充実させます。

・ 誰もが健康に生き生きと暮らすことができるよう、市民の健康意識を高め、健康管理や健康づくり活動を促進するとともに、医療体制を充実させます。

・ 環境にやさしい持続可能な地域社会の形成を目指し、廃棄物の減量化やリサイクル率の向上を図るとともに、排水施設の整備により、汚水処理人口を向上させます。

・ 各地域のコミュニティ機能や防災機能を維持･充実させるため、地域の特色を生かしたコミュニティ活動の継続支援や自主防災組織の育成を行うとともに、地域間をつなぐ地域交通を充実させます。

・ ICT を活用し、市民サービスの向上を図るとともに、地域課題の解決を行います。

（横断的目標の視点）
･外部人材（地域おこし協力隊等）を活用した地域コミュニティ活動の支援（横断的目標１）
･ICT を活用した市民サービスの向上及び地域課題の解決（横断的目標２）

【数値目標】

目標指標	基準値(R1)	目標値(R6)
住みやすさ度 （基本目標４の KPI のうち、達成できた割合）	―	17 指標中 14

5 具体的な施策・具体的な取り組み・重要業績評価指標（KPI）

基本目標	具体的な施策に該当する施策（基本計画）		具体的な取り組み（例）	重要業績評価指標（KPI）（基本計画再掲）	基本計画該当ページ
1	6－1	農林業の振興	・経営の持続・安定などへの相談及び助成 ・担い手の確保・育成	・新規就農者数 ・新規認定農業者数	p.98-102
	6－2	商業の振興	・経営安定や事業承継問題への支援 ・起業支援	・新規創業者数 ・開業支援数	p.103-105
	6－3	工業の振興	・製造業や IT 関連産業などの誘致	・企業誘致実現件数 ・誘致企業の市内従業員の割合	p.106-107
	6－2	商業の振興【再掲】	・クラウドソーシングワーカーの育成	・クラウドソーシングワーカー育成数	p.103-105
2	6－4	観光の振興	・観光・交流拠点の形成（多久聖廟等） ・体験型観光プログラムの提供 ・天山多久温泉タクアを活用した観光振興	・観光客入込客数 ・体験型観光の利用者数	p.108-110
	8－1	情報公開と広報公聴の充実	・市 HP や SNS を用いた本市の PR	・市ホームページへの訪問者数 ・SNS 登録者数	p.116-118
	8－3	公正で円滑な自治体経営の推進	・ふるさと納税を通じた関係人口の確保	・ふるさと応援寄附者数（※概数）	p.121-123
	5－2	住宅施策の充実	・定住奨励金による定住支援 ・空き家バンクによる空き家の活用	・定住奨励金制度の利用者数 ・空き家バンク成約数	p.91-93
3	1－1	学校教育の充実	・21 世紀型スキルの取得・向上 ・多久学（ふるさと教育）の充実 ・コミュニティ・スクールの推進	・研究発表会や講演会の参加者数 ・地域学習に取り組む学校の割合 ・地域ボランティアの参加人数	p.36-39
	1－2	子育て支援の充実	・子育て支援や交流の場の提供 ・多様なニーズに合った保育サービスの提供 ・児童虐待防止のための体制強化	・児童センター「あじさい」利用者数 ・保育待機児童数 ・子ども家庭総合支援拠点対応件数	p.40-43
	3－2	健康づくりの推進	・不妊治療への治療費助成 ・支援を必要とする妊婦への家庭訪問	・「家族外に相談できる人がいる」回答率 ・「子育てへの住居・環境に満足」回答率	p.56-59

基本目標	具体的な施策に該当する施策（基本計画）		具体的な取り組み（例）	重要業績評価指標（KPI）（基本計画の再掲）	基本計画該当ページ
4	3－1	医療体制の充実	・新病院における診療科の拡充・新設	・新たな公立病院整備の進捗度	p.53-55
	3－2	健康づくりの推進【再掲】	・各種健診データを基にした保健指導による生活習慣病の予防	・特定健診受診率 ・メタボ該当率 ・高血圧重症者数 ・糖尿病重症者数	p.56-59
	3－4	高齢者支援の充実	・介護予防・生活支援サービスの充実による生活習慣病の重症化やフレイル予防 ・地域包括ケア体制の深化・推進	・通いの場等の参加率 ・介護保険認定者要支援１・２の１年後の認定結果による改善率	p.62-65
	3－6	社会保障等の充実	・納付時の口座振替の拡大や財産調査等滞納整理 ・特定健診、特定保健指導による合併症発症や重症化の予防	・国民健康保険税収納率 ・特定健診受診率【再掲】	p.69-70
	4－2	上・下水道の充実	・公共下水道事業、農業集落排水事・浄化槽の整備	・汚水処理人口普及率	p.76-77
	4－3	廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	・「クリーンヒル天山」と「多久市リサイクルセンター」による適正な廃棄物処理	・市民一人当たりのごみの排出量 ・事業系ごみの排出量 ・一般廃棄物のリサイクル率	p.78-80
	4－4	消防・防災体制の充実	・自主防災組織が実施する防災研修・防災訓練の支援	・自主防災組織等が実施する防災研修・防災訓練延べ実施数	p.81-83
	5－4	公共交通の充実	・ふれあいバス・タクシーの利便性向上	・ふれあいバス・タクシー年間利用者数	p.96-97
	7－1	地域活動・コミュニティ活動の充実	・地域おこし協力隊や集落支援員の配置 ・コミュニティ活動の継続支援	・地域おこし協力隊・集落支援員の配置数	p.111-112
	8－3	公正で円滑な自治体経営の推進【再掲】	・マイナンバーカードの普及 ・ICT を活用した市民サービスの向上	・マイナンバーカード取得率	p.121-123

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第2期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

資料編

Ⅰ　第４次多久市総合計画の振り返り検証
Ⅱ　第１次多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略の振り返り検証
Ⅲ　人口ビジョン
Ⅳ　総合計画の財政フレーム
Ⅴ　用語集
Ⅵ　策定経過
Ⅶ　多久市総合計画条例
Ⅷ　多久市総合計画審議会条例
Ⅸ　多久市総合計画審議会委員名簿

施策目標１　子どもがすくすく－教育重視・子育て応援のまちづくり

- ✓ 施策項目３「子育て支援の充実」については、一定の成果がみられています。今後も、子育て相談ができる環境整備を進めるとともに、支援内容に対する満足度の把握等に努めることで、更なる充実を図っていきます。
- ✓ 他方、施策項目１「学校教育の充実」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。今後、関係機関との連携を密に図りながら、交通事故ゼロや不登校生徒数の割合の減少に向けて、一層取り組みを充実させていく必要があります。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	学校教育の充実	児童生徒の交通事故数	0 件	5 件	要検討
		中学校における不登校生徒数	1.1%	5.0%	要検討
		学校運営協議会の開催数	6 回	5 回	良
		小中一貫教育研究発表会、教育講演会開催数	2 回	2 回	優
2	地域教育の充実と青少年健全育成の推進	朝ごはんを毎日食べている子どもの割合	90.5%	84.7%	良
3	子育て支援の充実	各町子ども教室参加者数	2,400 人	3,263 人	優
		放課後児童指導員研修会参加階数	5 回	4 回	良
		妊娠届出を妊娠 11 週までに行う妊婦の割合	94.0%	89.3%	良
		子育ての相談ができる方がいる割合	96.0%	92.6%	良
		待機児童数	0 人	0 人	優
		子育て支援センター利用者数	2,160 人	10,863 人	優
		児童館の来館者数	7,800 人	36,516 人	優
		ファミリーサポートセンター事業登録者数	120 人	110 人	良

Ⅰ　第４次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標２　市民が主役－人が輝く文化・スポーツ交流のまちづくり

- ✓ 施策項目２「スポーツの振興」については、一定の成果がみられています。今後も、更なるスポーツの振興に向けて取り組みを継続していきます。
- ✓ 他方、施策項目１「生涯学習体制の充実と学習活動の推進」については、いずれの指標においても、目標を達成できていません。今後、公民館については、これまでの取り組みを検討・精査し、更なる活性化につなげていきます。また、市立図書館については、令和２年度から指定管理者制度を導入。特色ある事業の実施により、取り組みを改善していきます。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標(R2)	実績(R1)	判定
1	生涯学習体制の充実と学習活動の推進	中央公民館及び地区公民館の利用者延べ人数	104,000人	84,607人	良
		ゆい工房通年講座延べ受講者数	1,430人	1,297人	良
		市立図書館入館者数	12,000人	9,054人	可
2	スポーツの振興	総合型地域スポーツクラブ「多久スポーツピア」加入者数	790人	949人	優
		県民体育大会における入賞者数	12人・団体	12人・団体	優
3	伝統文化の継承と文化芸術活動の推進	文化連盟事業実施数	25件	26件	優
		資料館入館者数	9,000人※	7,697人	良
		文化財の指定・登録件数	50件	48件	良
		東原庠舎利用者数	5,000人	3,344人	可
4	地域間交流・国際交流の推進	市等が実施する国際交流事業回数	1回	1回	優
		市等が主催する国際交流イベント等への参加延べ人数	20人	11人	要検討

（※）第４次多久市総合計画後期基本計画策定時は、13,000 人としていたが、イベント開催に伴う増加要因を含んだ数字であったため、計画期間中に見直しを行った。

施策目標３　生涯安心－人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり

- ✓ 施策項目３「高齢者支援の充実」については、一定の成果がみられています。今後、高齢者の方々が自立した生活を維持できるよう、生活習慣病の重度化予防や介護予防事業を推進するなどして、取り組みを更に充実させていきます。
- ✓ 他方、施策項目１「健康づくりの推進と医療体制の充実」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。しかしながら、目標を達成できている年度もあるため、今後、継続的に維持・改善できるよう、これまでの取り組みを不断に見直しつつ、取り組みを継続していきます。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標(R2)	実績(R1)	判定
1	健康づくりの推進と医療体制の充実	がん検診受診者数延べ数	8,000 人	7,499 人	良
		特定健診受診率	60.0%	59.7%	良
		高血糖値（HbA1c6.5 以上）該当者の改善率	40.1%	32.0%	可
2	地域福祉の充実	ボランティア登録団体数	21 団体	18 団体	良
3	高齢者支援の充実	介護予防事業により重度化を防止できた高齢者数	350 人	629 人	優
		高齢者人口に対する要介護認定者の割合	21.0%	18.3%	優
		シルバー人材センター会員数	100 人	66 人	可
4	障害者支援の充実	グループホームの利用者数	54 人	55 人	優
		障害者相談件数	1,000 件	1,316 件	優
5	社会保障等の充実	生活保護世帯からの自立件数	5 世帯	2 世帯	要検討
		国保税収納率	93.45%	90.49%	良

Ⅰ　第４次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標４　自然と共生－安全で緑豊かな生活環境づくり

- ✓ 施策項目４「消防・防災体制の充実と河川改修等の推進（消防防災）」については、一定の成果がみられていますが、防災メールをはじめとした防災情報の発信に関しては、他の情報伝達手段も含め、検討・精査し、周知・啓発に努めていきます。
- ✓ 他方、施策項目３「廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。今後、ごみ排出量の削減に向けて、広報活動を工夫するとともに、事業者向けには指導を徹底するなどして、これまでの取り組みを更に加速させていく必要があります。

	施策項目名	「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	自然環境の保全と公園・緑地の整備	公共用水域河川 BOD 値平均	0.85mg/l	1.02mg/l	良
1	自然環境の保全と公園・緑地の整備	市の施設の CO_2 排出量	5,500t	7,905t	要検討
1	自然環境の保全と公園・緑地の整備	都市公園施設の更新率	60.0%	19.7%	要検討
2	上・下水道の充実（上水道）	上水道老朽管残存率	0.00%	0.38%	要検討
2	上・下水道の充実（下水道）	汚水処理人口普及率	58.6%	56.7%	良
2	上・下水道の充実（下水道）	水洗化率	84.4%	86.6%	優
3	廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	市民１人１日あたりのごみ排出量	691g /人-日	851g /人-日	可
3	廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	事業系ごみの排出量	898t	1,365t	要検討
3	廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	一般廃棄物のリサイクル率	18.4%	12.9%	可
3	廃棄物の適正な処理とリサイクルの推進	下水処理施設から発生する汚泥の堆肥化率	100.0%	100.0%	優
4	消防・防災体制の充実と河川改修等の推進（消防防災）	防火水槽設置数	273 カ所	261 カ所	良
4	消防・防災体制の充実と河川改修等の推進（消防防災）	防災メール登録者数	1,000 人	579 人	要検討
4	消防・防災体制の充実と河川改修等の推進（消防防災）	自主防災組織の防災訓練延べ実施数	4 回/年	7 回/年	優
5	防犯活動・交通安全対策等の充実（防犯）	防犯カメラ設置助成基数	30 基（累計）	0 基（累計）	要検討
5	防犯活動・交通安全対策等の充実（消費者）	高齢者等の消費者啓発講座受講者数	400 人	405 人	優
5	防犯活動・交通安全対策等の充実（交通安全）	交通安全教室の参加者	4,000 人	2,324 人	要検討

施策目標５　いきいきネット－交流と定住を支える生活基盤づくり

- ✓ 施策項目３「道路・公共交通の充実（公共交通）」については、一定の成果がみられていますが、今後も、更なる利便性の向上に向けて、利用者の声をはじめ、乗車率や利用頻度の多い経路等の把握に努め、取り組みを充実させていきます。
- ✓ 他方、施策４「情報・通信基盤の整備と情報化の推進」については、いずれの指標においても、目標を達成できていません。今後、行政サービスのオンライン化を推進していくとともに、更なる周知・啓発を行っていく必要があります。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	土地及び施設の有効利用	都市計画区域（用途地域）の電子データ化率	100.0%	－	評価なし
2	都市・住宅基盤の整備（住宅基盤）	多久駅周辺土地区画整理事業の進捗率	100%	99%	良
		バリアフリー型市営住宅数	184 戸	112 戸	可
		空き家バンクの登録	100 件（累計）	159 件（累計）	優
3	道路・公共交通の充実（道路）	橋梁長寿命化	9 カ所	1 カ所	要検討
	道路・公共交通の充実（公共交通）	ふれあいバス・ふれあいタクシーの年間利用者数	30,000 回	31,384 回	優
4	情報・通信基盤の整備と情報化の推進	ブロードバンド加入世帯割合	73.0%	－	評価なし
		市内公共施設公衆無線 LAN（Wi-Fi）整備箇所数	20 件（累計）	17 件（累計）	良
		ICT を活用した市民サービスの利用件数	7,000 件	2,476 件	要検討

Ⅰ　第４次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標６　産業間連携で拓く－雇用と活力を生み出す産業づくり

- ✓ 施策項目３「工業の振興」については、一定の成果がみられています。今後は、市内の遊休地等への誘致を実施するとともに、既誘致企業へのフォローアップ等を行うことにより、更に取り組みを充実させていきます。
- ✓ 他方、施策項目１「農林業の振興」については、その多くの指標において、目標達成できていませんが、農林業を取り巻く情勢が厳しい中、ある一定程度の成果は見られると思われ、農業振興においては、営農の在り方や農地利用の意向調査を行いつつ、地域での話し合いを進めていき、農地の荒廃防止に努めていきます。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標(R2)	実績(R1)	判定
1	農林業の振興	ほ場整備面積	752ha	697ha	良
		集落営農組織の法人数	５団体(累計)	０団体(累計)	要検討
		認定農業者数	82 人	84 人	優
		耕作放棄地解消面積	3.87ha(累計)	3.11ha(累計)	良
		森林整備事業実施面積	100ha	96ha	良
		林道の整備延長	46km(累計)	43km(累計)	良
2	商業の振興	名物料理開発数	５品(累計)	５品(累計)	優
		物産展等への出店店舗数	25 店	７店	要検討
3	工業の振興	企業誘致実現件数	２件(累計)	５件(累計)	優
4	観光の振興	観光入込客数	490,000人/件	536,919人/件	優
		ボランティアガイド登録者数	30 人	23 人	可
		観光消費額	2,363百万円/年	1,988百万円/年*	良
		観光宿泊施設における雇用者数	40 人	63 人	優

（*）R1 実績値がないため、H30 実績値を用いて評価。

施策目標７　市民が築く－みんなで取り組む参画と協働のまちづくり

- ✓ 施策項目２「ボランティア活動・NPO 活動の充実」については、一定の成果がみられていますが、更なるボランティア活動の普及・促進に向け、市民社会組織の公表を通じて、ボランティア団体の紹介・周知を図っていきます。
- ✓ 他方、施策項目３「人権・同和教育の推進」については、いずれの指標においても、目標を達成できていません。今後は、教育内容や相談体制を不断に見直していくなどして、これまでの取り組みを改善していく必要があります。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標(R2)	実績(R1)	判定
1	地域活動・コミュニティ活動の充実	区（自治会）活動に参加している市民の割合	80.0%	－	評価なし
2	ボランティア活動・NPO 活動の充実	登録市民社会組織数	85 団体	123 団体*	優
		ボランティア加入人数	280 人	277 人	良
3	人権・同和教育の推進	心のセミナー（人権・同和問題研修会、講演会、人権フェスタ）参加者数	1,600 人	1,000 人	可
		人権相談件数	2 件	0 件	要検討
4	男女共同参画の推進	審議会等女性登用率	40.0%	31.5%	可
		日常生活の中で男女差別があると答えた人の割合	0.0%	－	評価なし

（*）R1 実績値がないため、H30 実績値を用いて評価。

Ⅰ　第４次多久市総合計画の振り返り検証

施策目標８　市民と築く－開かれた自治体経営と持続可能なまちづくり

- ✓ 施策項目３「持続可能な自治体経営の推進」については、一定の成果がみられていますが、依然として財政状況は厳しい状況にあるため、全庁的な事務事業の見直しを行うなどして、更なる経費の削減を行っていく必要があります。
- ✓ 他方、施策項目２「情報公開と広報広聴の充実」については、目標を達成できていません。今後、掲載情報を充実させるとともに、探したい情報に素早くアクセスできるホームページの構築を目指していきます。

施策項目名		「第４次多久市総合計画後期基本計画」における成果指標		達成状況	
		成果指標（みんなで目指そう値）名	目標（R2）	実績（R1）	判定
1	協働のまちづくり体制の整備	委員構成に公募委員を設置している審議会数	10 団体	5 団体	要検討
		市議会傍聴者数	120 人	87 人	可
2	情報公開と広報広聴の充実	市ホームページへの訪問者数等（月間）	29,000 件 ※	26,746 件	良
3	持続可能な自治体経営の推進	経常収支比率	92.8%	101.8%*	良
		財政力指数	0.40	0.381	良
		実質公債費比率	10.5%	11.0%*	良
		市税徴収率	95.40%	93.95%	良

（*）R1 実績値がないため、H30 実績値を用いて評価。
（※）第４次多久市総合計画後期基本計画策定時は、390,000 件としていたが、システム更新に伴う抽出方法の変更の影響により、計画期間中に見直しを行った。

基本目標１　多久市の資源を活かし、安定した雇用を創出する

- ✓ 施策２「企業誘致等による雇用創出」及び施策３「新規事業化、起業の促進」については、一定の成果がみられています。
  今後も、地域おこし協力隊の事業実施相談をはじめ、新規事業等の支援を継続していきます。
- ✓ 他方、施策１「地域産業の競争力強化」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。今後、更なる農業振興の取り組みを加速させていくとともに、たく産販路拡大事業については、取り扱い商品数だけでなく、商品販売金額の増加につながるような取り組みを充実させていく必要があります。

施策名		具体的な施策名	「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」における指標		達成状況	
			指標名	目標(R2)	実績(R1)	判定
(1)	地域産業の競争力強化	① 地域農業担い手の育成及び集落営農組織の支援	新規就農者数	10 人(累計)	7 人(累計)	可
			新規認定農業者数	10 人(累計)	15 人(累計)	優
			法人化件数	5 件(累計)	0 人(累計)	要検討
		② 新商品の開発、農産物のブランド化	農商工連携、六次産業化に取り組む事業者の数	2 事業者(累計)	1 事業者(累計)	要検討
			開発商品数	2(累計)	1(累計)	要検討
		③ たく産販路拡大事業の推進【先行型】	取り扱い商品数	30	43	優
			商品販売金額	800 万円(年間)	48 万円(年間)	要検討
(2)	企業誘致等による雇用創出	① 製造業にとどまらない誘致活動の推進	進出企業数	30 社(累計)	30 社(累計)	優
		② 観光宿泊施設の整備	新規雇用者数	40 名	59 名	優
(3)	新規事業化、起業の促進	① 街なか元気プロジェクト事業【先行型】	空き店舗への出店数	5 店(累計)	1 店(累計)	要検討
		② スモールビジネスの起業家の育成	支援件数	6 件(累計)	8 件(累計)	優
		③ 企業のイノベーション活動への支援	支援件数	6 件(累計)	10 件(累計)	優

Ⅱ　第１次多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略の振り返り検証

基本目標２　多久市の魅力を PR し、新しい人の流れをつくる

- ✓ 施策２「移住・定住の促進」については、着実な成果がみられています。今後も、定住奨励金制度を不断に見直していくとともに、空き家バンク制度の広報活動等に取り組んでいきます。
- ✓ 他方、施策１「シティセールスの強化」及び施策３「観光の振興」については、目標を達成できていません。今後、既存の観光資源も活用したコンテンツの開発を進めるとともに、WEB プラットフォーム等を通じた効果的な魅力の発信方法等の取り組みを充実させていく必要があります。

	施策名	具体的な施策名	「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」における指標		達成状況	
			指標名	目標(R2)	実績(R1)	判定
(1)	シティセールスの強化	①　たく魅力発信事業【先行型】	市ホームページへの訪問者数等（月間）	29,000 人（月間）※	26,746 人（月間）	良
		②　多久ブランドの構築				
(2)	移住･定住の促進	①　移住プロモーション事業【先行型】	定住奨励金制度・空家バンクを利用しての県外からの移住者数	6 人（年間）	18 人（年間）	優
		②　定住奨励金制度の利用促進	定住奨励金制度の利用者数	450 件（累計）	544 件（累計）	優
		③　空き家バンク制度の充実	空き家バンク（家屋）成約数	40 件	79 件	優
(3)	観光の振興	①　たくたびプロモーション事業【先行型】	交流人口	480,000 人（年間）	443,068 人（年間）	良
		②　おもてなし体制の整備				
		③　多久聖廟、西渓公園を中心とした観光･交流拠点の形成				
		④　スタディツーリズムの推進				
		⑤　農村交流事業の推進				
		①　早稲田大学との手をつなごう（域学連携地域づくり）プロジェクト				

（※）第４次多久市総合計画後期基本計画策定時は、390,000 件としていたが、システム更新に伴う抽出方法の変更の影響により、計画期間中に見直しを行った。

基本目標３　多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ✓ 施策２「子育て支援の充実」及び施策３「学校教育の充実」については、一定の成果がみられています。しかしながら、形式的な結果だけでなく、特に施策２「子育て支援の充実」においては、支援内容の満足度や経済的支援の効果についても把握するよう努め、不断に見直していきます。
- ✓ 他方、施策１「出会いの場の創出」については、目標を達成できていません。これまでの実施実績を踏まえ、さらに効果的な取り組みを検討していく必要があります。

	施策名	具体的な施策名	「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」における指標		達成状況	
			指標名	目標(R2)	実績(R1)	判定
(1)	出会いの場の創出	①　婚活支援事業【先行型】	婚活イベントの参加者数	400人（累計）	165人（累計）	要検討
			カップル成立数	30組（累計）	21組（累計）	可
(2)	子育て支援の充実	①　子育て支援拠点の形成	児童センターの利用者数	20,000人（年間）	37,264人（年間）	優
		②　子育て支援拠点づくり事業【先行型】	児童館ホームページアクセス数	1,800件（年間）	104,590件（年間）	優
			スマイルフェスタ参加者	480人（年間）	764人（年間）	優
		③　子育ての経済的支援の強化	医療費助成制度の認知度	80%	－	評価なし
		④　共働き家庭等への子育て支援の実施	待機児童数	0人	0人	優
			一時保育利用者数	960人（年間）	491人（年間）	要検討
(3)	学校教育の充実	①　小中一貫教育の推進	研究発表会や講演会の実施	2回（年間）	2回（年間）	優
		②　コミュニティ･スクールの推進	学校運営協議会の開催数	6回以上（各校･年間）	5回（各校･年間）	良

Ⅱ 第１次多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略の振り返り検証

基本目標４ 多久市らしい地域づくりを行い、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ✓ 施策１「小さな拠点の形成」については、一定の成果がみられています。今後も、地域の活動拠点の整備を継続していきます。
- ✓ 他方、施策２「人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり」及び施策３「安心・安全なまちづくり」については、その多くの指標において、目標を達成できていません。医療体制の充実に関しては、住民ニーズを踏まえながら、今後も取り組みを加速していきます。

	施策名	具体的な施策名	「多久市まち･ひと･しごと創生総合戦略」における指標		達成状況	
			指標名	目標(R2)	実績(R1)	判定
(1)	小さな拠点の形成	① 地域の活動拠点の形成	地域の活動拠点数	6 箇所	6 箇所	優
		② 地域活性化組織の強化	地域活性化組織数	6 組織	4 組織	可
(2)	人にやさしい健康・医療・福祉のまちづくり	① 健康づくりの推進	がん検診の受診者数	12,000 人(年間)	7,499 人(年間)	可
			特定健診の受診割合	60%	59.6%	良
			メタボリック診断者割合	17%	20.0%	良
		② 介護予防及び生活支援サービスの推進	要支援認定数の割合	35.0%	36.1%	優
		③ 保健、医療、福祉連携による地域ケア体制の推進	住民主体の活動の増加	1,100 件	880 件	良
		④ 医療体制の充実	新規診察科	1 件	1 件	優
(3)	安心・安全なまちづくり	① 廃棄物処理施設及びリサイクル施設の整備	一般廃棄物リサイクル率	18.2%	12.9%	可
		② 防災対策の充実	防災訓練に参加した自主防災組織数	50 組織	40 組織	良
		③ ICT の活用	ICT を活用した市民サービスの利用件数	7,000 件	2,476 件	要検討
		④ 地域公共交通期間の充実	地域公共交通の利用者数	30,000 人	31,384 人	優
		⑤ 汚水処理施設の整備	汚水処理人口普及率	56.2%	56.7%	優

1．多久市の人口ビジョンの現状分析

（1）総人口の推移

（ⅰ）多久市の総人口

昭和 35（1960）年以降、炭鉱閉山により人口が急激に減少、その後もゆるやかに年々減少

本市の人口は、平成 27（2015）年に行われた国勢調査では 19,749 人となっています（対平成 22 年比：▲1,655 人）。

本市の明治時代までの主産業は農業でしたが、日本の急速な近代化に伴い需要が増大した石炭の採掘が本市でも盛んとなり、中小炭鉱が市内の各地に開坑しました。石炭の採掘が主産業となったことで、本市の人口も急増し、本市が誕生した昭和 29（1954）年頃には人口のピークを迎えますが、エネルギー革命による石炭需要の急減により、各地の炭鉱は次々と閉鎖され、人口も昭和 35（1960）年の 45,627 人を境に急激に減少しました。

全ての炭鉱が閉鎖された昭和 47（1972）年以降は、居住環境の整備等により若干の人口増加がみられたものの、昭和 60（1985）年以降再び減少に転じ、年々減少し続けています。

■多久市の総人口の推移

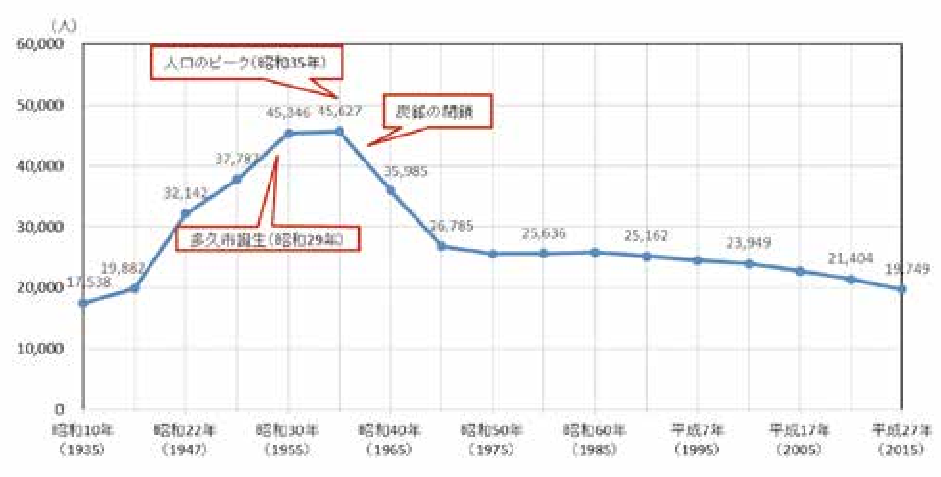

資料：国勢調査

Ⅲ　人口ビジョン

（2）年齢３区分別人口の推移

（ｉ）多久市の年齢３区分別人口の推移

老年人口は年々増加、その一方で、生産年齢人口、年少人口は減少

本市の年齢３区分別人口を見てみると、生産年齢人口（15～64 歳）は、昭和 55（1980）年の 16,487 人から平成 27（2015）年の 11,043 人まで減少を続けています（対平成 22 年比：▲1,520 人）。

老年人口（65 歳以上）は、昭和 55（1980）年の 3,616 人から平成 27（2015）年の 6,335 人まで増加を続けており（対平成 22 年比：＋365 人）、平成 7 （1995）年には年少人口（０～14 歳）と逆転しています。

■多久市の年齢３区分別人口の推移

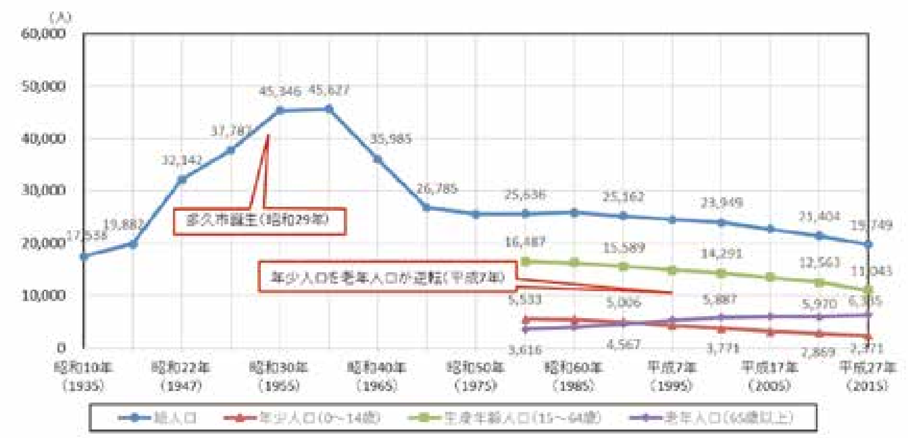

資料：国勢調査

■多久市の年齢３区分別人口の比率の推移

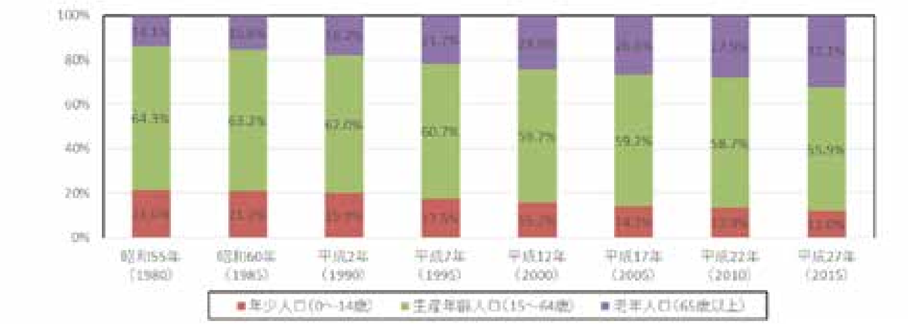

資料：国勢調査

（3）出生数、死亡数、転入数及び転出数の推移

「自然減」と「社会減」の２つの要因により総人口が減少

本市の自然増減（出生数－死亡数）を見ると、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年にかけて、死亡数は 229 人から 293 人（対平成 22 年比：＋16 人）へと増加傾向にあり、一方、出生数は 347 人から 119 人（対平成 22 年比：▲39 人）と約 3 分の 1 に減少しています。そのため、昭和 60（1985）年までは、出生数の方が死亡数より多い「自然増」でしたが、平成 2（1990）年には死亡数が出生数を上回る「自然減」の時代に入っています。

社会増減（転入数－転出数）については、昭和 55（1980）年から平成 27（2015）年にかけて、転出数が転入数を上回る「社会減」となっています。

■多久市の出生・死亡数/転入・転出数の推移

資料：総人口は国勢調査、人口動態は市統計資料より

Ⅲ　人口ビジョン

（４）総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響

「自然減」と「社会減」が拡大する傾向

本市の総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響を見ると、社会増減については前述の通り一貫して「社会減」が続いています。

自然増減については、平成２（1990）年までは「自然増」となっていましたが、それ以降は「自然減」に転じたため、「自然減」かつ「社会減」という状況となっています。

平成７（1995）年には、一度「社会減」が緩和され、平成 12（2000）年には自然増減が０になったものの、その後は「自然減」「社会減」両方の傾向が強くなっています。

また、平成 22（2010）年には、「自然減」「社会減」が共に緩和されたものの、平成 27（2015）年には、再び「自然減」「社会減」の傾向が強まっています。

■総人口の推移に与えてきた自然増減及び社会増減の影響

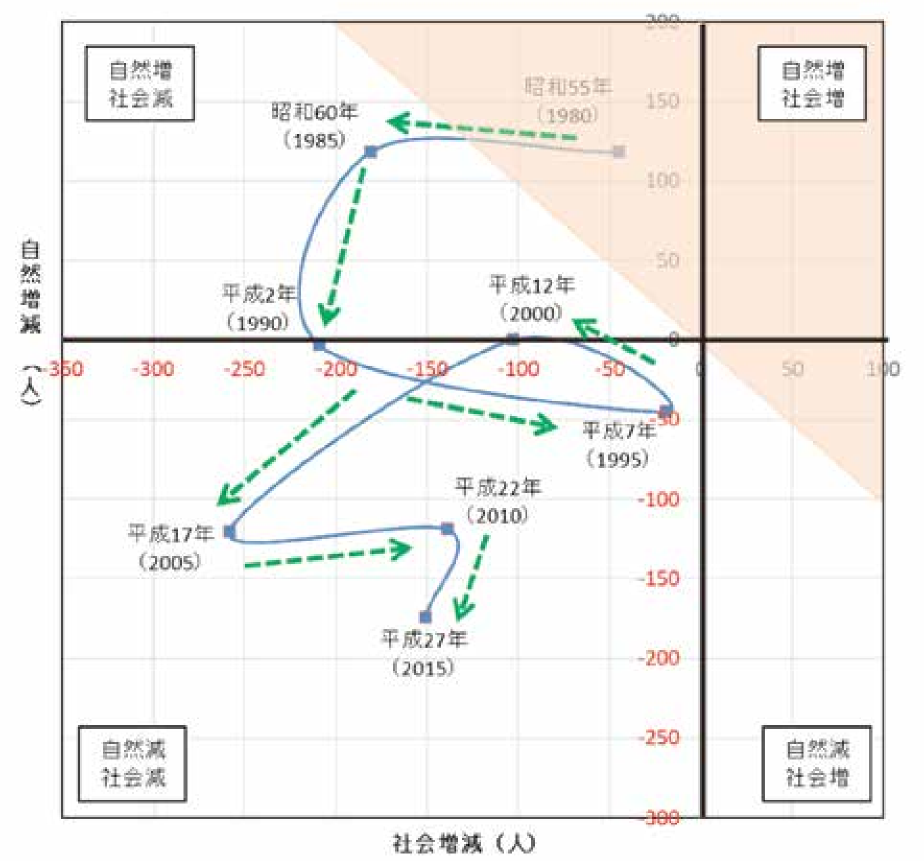

資料：人口動態は、市統計資料より

（５）合計特殊出生率の推移と比較

合計特殊出生率は全国平均よりも高いが、佐賀県平均より低い

本市の合計特殊出生率（１人の女性が一生に産む子どもの人数）は、「平成 25（2013）年～平成 29（2017）年」で 1.52 と、「平成 20（2008）年～平成 24（2012）年」の 1.50 から微増となっており、この数値は、全国平均は上回っているものの、佐賀県平均を下回るものです。

母の年齢別出生率（女性人口千対）を見ると、20～24 歳の世代で 42.9、25～29 歳の世代で 95.7 と全国の平均を上回っているものの、佐賀県平均を下回っています。一方、30～34 歳の世代では 98.0 と、佐賀県及び全国の平均を下回っており、全国と比して、出産の年齢が早いことが伺えます。

■合計特殊出生率の推移と比較（ベイズ推定値）

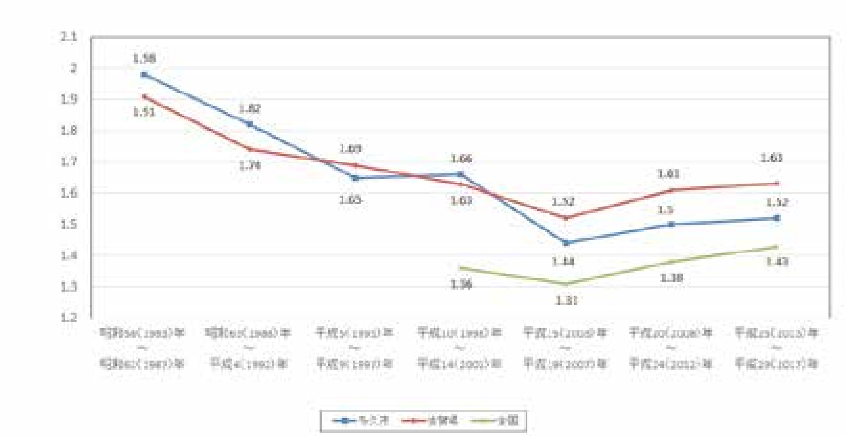

■母の年齢階級別出生率　（女性人口千対、ベイズ推定値）

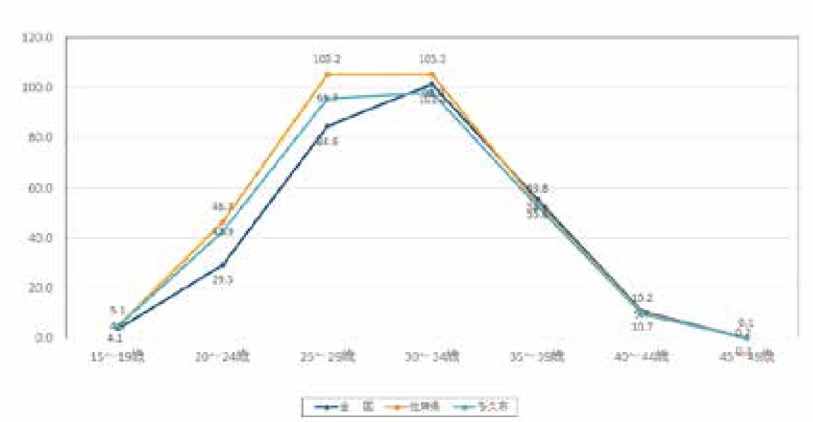

資料：人口動態保健所・市町村別統計

（６）性別･年齢階級別の人口移動の状況
（ｉ）性別･年齢階級別の人口移動の最近の状況

若年層及び子育て世代の転出超過が大きい

平成 27（2015 年）年国勢調査より本市の性別・年齢階級別の人口移動（平成 22～27 年）の状況を見ると、若年層の転出超過が顕著となっています。

年齢階級別に見ると、「20～24 歳」の転出超過が 238 人（対平成 22 年比：▲78 人）と、全年齢階級のうちで最も大きくなっています。この男女内訳を見ると、男性が 149 人（対平成 22 年比：▲21 人）の転出超過、女性が 89 人（対平成 22 年比：▲57 人）の転出超過となっており、男性の転出の影響の方が大きいといえます。これは就職による影響が大きいものと考えられます。

次いで、「15～19 歳」の転出超過が大きく、男女合計で 132 人（対平成 22 年比：▲ 3 人）となっています。これは、高校や大学への進学、及び就職によるものと考えられます。

「25～39 歳」の子育て世代においても、どの年齢層でも転出超過が大きくなっています。それぞれの男女内訳を見ると、「25～29 歳」では男性の 48 人（対平成 22 年比：＋25 人）の転出超過に対して、女性が 72 人（対平成 22 年比：＋11 人）、「30～34 歳」では男性の 38 人（対平成 22 年比：＋16 人）に対して、女性が 54 人（対平成 22 年比：＋47 人）、「35～39 歳」では男性が 10 人（対平成 22 年比：＋22 人）に対し、女性が 27 人（対平成 22 年比：＋13 人）となっており、いずれも女性の転出超過数が男性を上回っています。

一方、「60～64 歳」、「65～69 歳」では転入超過となっており、第２の人生の場として本市へ戻ってくる、または転入してくる人が多くなっていると考えられます。

■多久市人口移動（総数）

資料：平成 27 年国勢調査「現住地又は５年前の常住地（10 区分）による年齢（５歳階級），男女別人口（転入・転出ー特掲）」

■多久市人口移動（男性）

■多久市人口移動（女性）

資料：平成 27 年国勢調査「現住地又は５年前の常住地（10 区分）による年齢（５歳階級），男女別人口（転入・転出ー特掲）」

Ⅲ　人口ビジョン

（ⅱ）性別・年齢階級別の人口移動の長期的動向

子育て世代の転出超過が増加傾向

国勢調査の結果を用いて「昭和 55（1980）年から昭和 60（1985）年」以降の純移動数を推計し、性別・年齢別の長期的動向を見てみると、男女ともに、「20～24 歳→25～29 歳」において、転入超過から転出超過に転換しており、「平成 22（2010）年から平成 27（2015）年」においては、特に女性についてその傾向が強まっています。

■多久市の年齢階級別人口移動の推移　（男性）

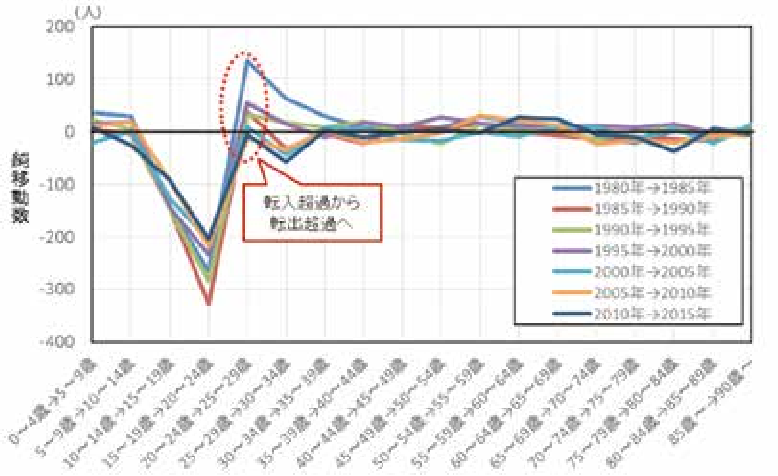

■多久市の年齢階級別人口移動の推移　（女性）

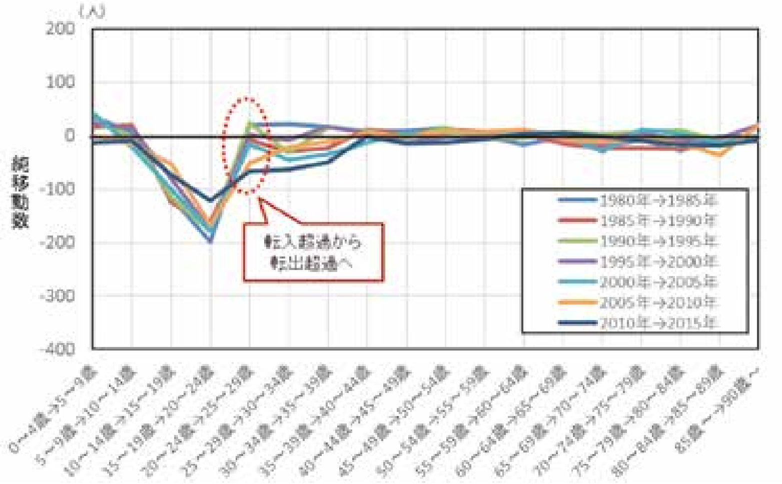

資料：「都道府県及び市町村別　性別　年齢階級別人口、純移動数、純移動率（昭和 55（1980）～平成 27（2015）年」（「国勢調査」における２時点の人口データ等から、性別、年齢階級別の移動状況（純移動数）を推計したもの）

（７）地域間の人口移動の状況

（ｉ）男女別･年齢階級別の人口移動の直近５か年の状況

県外（福岡県･東京都･大阪府など）や佐賀市への転出超過が大きい

平成 26（2014）年から令和元（2019）年にかけての純移動数（転出数－転入数）の状況を、「県内（小城市、唐津市、武雄市）」「県内（佐賀市）」「県内（小城市、唐津市、武雄市、佐賀市以外）」「県外」の４つの地域区分ごとに整理すると下表のようになります。

４つの地域区分すべてにおいて、転出数が転入数を上回っており転出超過となっています。特に、県外（福岡県･東京都･大阪府など）や佐賀市への転出超過が大きくなっています。一方、個別の自治体で見ると、唐津市、鹿島市、神埼市、長崎県などに対しては転入超過となっています。

■多久市の地域別純移動数の推移（平成 26（2014）年～令和元（2019）年）

	H26-H27	H27-H28	H28-H29	H29-H30	H30-R1	5年計
県内（小城市、唐津市、武雄市）	▲ 46	48	▲ 27	▲ 7	▲ 27	▲ 59
小城市	▲ 23	▲ 27	▲ 63	▲ 28	▲ 25	▲ 166
唐津市	8	44	29	25	10	116
武雄市	▲ 31	31	7	▲ 4	▲ 12	▲ 9
県内（佐賀市）	▲ 52	▲ 81	▲ 60	▲ 3	▲ 76	▲ 272
県内（小城市、唐津市、武雄市、佐賀市以外）	12	▲ 23	▲ 2	▲ 10	5	▲ 18
鳥栖市	▲ 1	▲ 12	▲ 8	▲ 3	▲ 15	▲ 39
伊万里市	▲ 1	▲ 2	▲ 1	▲ 2	6	0
鹿島市	5	1	1	4	2	13
嬉野市	1	▲ 8	▲ 2	1	▲ 5	▲ 13
神埼市	▲ 1	▲ 3	4	5	5	10
その他	9	1	4	▲ 15	12	11
県外	▲ 72	▲ 55	▲ 67	▲ 103	▲ 47	▲ 344
東京都	▲ 9	▲ 8	▲ 17	▲ 15	▲ 11	▲ 60
大阪府	▲ 13	▲ 3	1	▲ 12	▲ 5	▲ 32
福岡県	▲ 22	▲ 7	▲ 39	▲ 43	▲ 34	▲ 145
長崎県	19	▲ 3	8	5	6	35
熊本県	▲ 8	2	▲ 9	1	▲ 5	▲ 19
大分県	▲ 4	▲ 3	1	▲ 4	▲ 3	▲ 13
宮崎県	1	▲ 1	1	1	1	3
鹿児島県	0	▲ 2	▲ 1	▲ 3	▲ 3	▲ 9
沖縄県	5	▲ 10	▲ 2	2	0	▲ 5
その他	▲ 41	▲ 20	▲ 10	▲ 35	7	▲ 99
合計	▲ 158	▲ 111	▲ 156	▲ 123	▲ 145	▲ 693

資料：「市町村別　転入元市町村別・性別・５歳階級別転入数」（総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

Ⅲ　人口ビジョン

■多久市の地域別純移動数の推移　（平成 26（2014）年～令和元（2019）年）

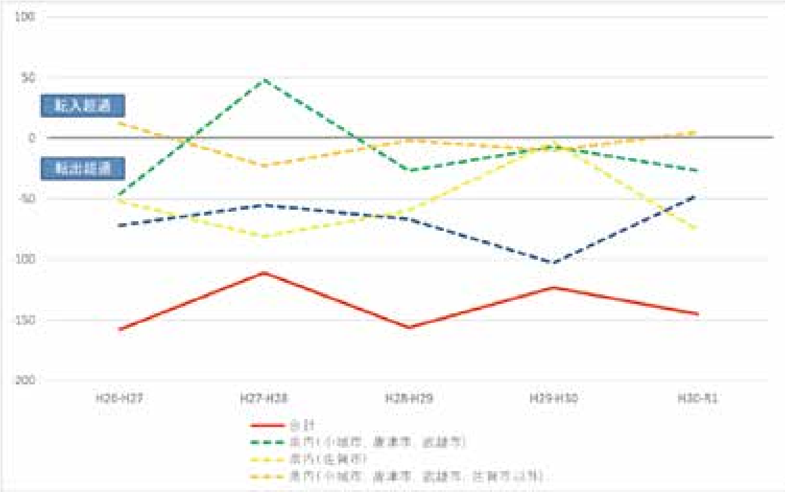

■多久市の地域別純移動数　（平成 26（2014）年～令和元（2019）年）

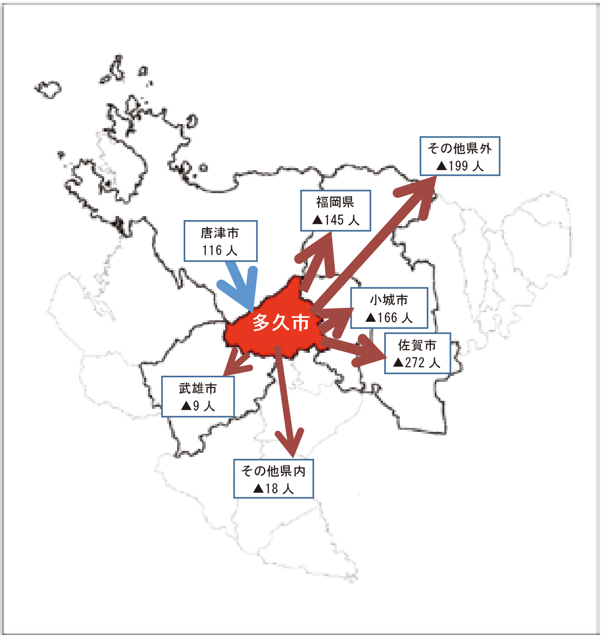

資料：「市町村別　転入元市町村別・性別・５歳階級別転入数」（総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

男女ともに「15～19 歳」「20～24 歳」において、「県外」への転出超過が多い

　純移動数をみると、４つの地域区分のうち、男女ともに「15～19 歳」「20～24 歳」において、「県外」への転出超過が最も大きくなっています。一方、「25～29 歳」においては、「県外」への転出超過は抑制され、男性では「佐賀市」、女性では「県内（小城市、唐津市、武雄市）」への転出超過が最も大きくなっています。また、特に男性において「60～64 歳」「65～69 歳」で「県外」からの転入超過が大きくなっています。

■多久市の５歳階級別純移動数の状況　（男性）

■多久市の５歳階級別純移動数の状況　（女性）

「市町村別　転入元市町村別・性別・５歳階級別転入数」総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を特別集計したもの）

Ⅲ　人口ビジョン

（ⅱ）市町村別流入･流出人口の状況

佐賀市および県外（福岡県）への流出超過が大きい

本市の流入･流出人口（就業者･通学者の動向）を､「県内（小城市､唐津市､武雄市）」「県内（佐賀市）」「県内（小城市､唐津市､武雄市､佐賀市以外）」「県外」の４つの地域区分ごとに整理すると下表のようになります。佐賀市へは 1,997 人が流出しており､流出超過が 1,094 人と大きくなっています。また､福岡県への流出超過も 124 人と大きくなっています。なお､これらの傾向は､現行人口ビジョン策定時（平成 22 年国勢調査準拠）から変化がありません。

■多久市の流入･流出の状況

	流入数			流出数			差引増減
	総数	就業者	通学者	総数	就業者	通学者	
県内（小城市、唐津市、武雄市）	2,483	2,247	236	2,063	1,889	174	420
小城市	1,358	1,202	156	1,100	982	118	258
唐津市	653	580	73	487	454	33	166
武雄市	472	465	7	476	453	23	−4
県内（佐賀市）	903	872	31	1,997	1,719	278	−1,094
県内（小城市、唐津市、武雄市、佐賀市以外）	809	780	29	801	727	74	8
鳥栖市	13	10	3	51	32	19	−38
伊万里市	117	113	4	164	162	2	−47
鹿島市	65	64	1	43	41	2	22
嬉野市	77	74	3	50	46	4	27
神埼市	48	46	2	87	73	14	−39
その他	489	473	16	406	373	33	83
県外	88	86	2	235	178	57	−147
福岡県	54	54	0	178	133	0	−124
長崎県	25	24	1	26	24	2	−1
熊本県	2	1	1	10	7	3	−8
その他	7	7	0	21	14	52	−14
合計	4,283	3,985	298	5,096	4,513	583	−813

資料：平成 27 年国勢調査

■多久市への流入者の流入元の住所地

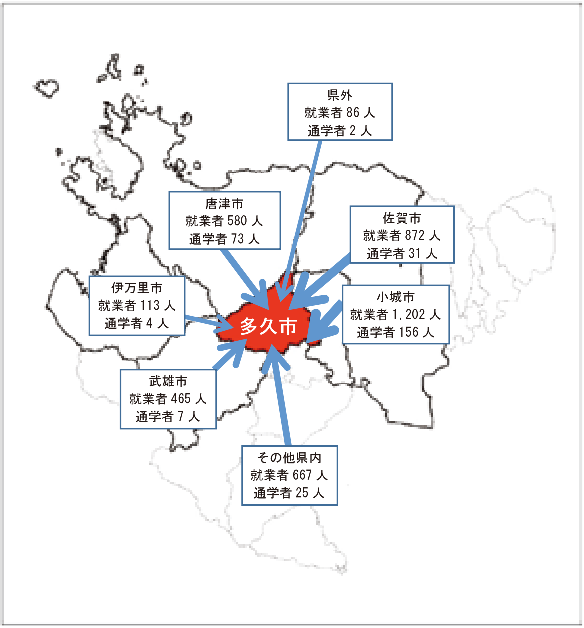

資料：平成 27 年国勢調査

■多久市からの流出者の流出先の住所地

資料：平成 27 年国勢調査

Ⅲ　人口ビジョン

（8）雇用や就労に関する人口動向

「製造業」「医療・福祉」において 15～39 歳の若い就業人口が多い

（ｉ）産業別就業人口

本市の産業別就業人口を見ると、平成 12（2000）年から平成 27（2015）年にかけて、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業のいずれも減少しています。市全体の就業人口も、平成 12（2000）年の 11,539 人から平成 27（2015）年の 9,525 人（対平成 22 年比：▲587 人）へと 17.5%減少しています。

■多久市の産業別就業人口

資料：国勢調査

（ⅱ）男女別・産業別就業人口と特化係数

本市の男女別・産業別就業人口を見ると、男性では、農業、建設業、製造業、卸売・小売業の就業者数が多い傾向にあります。女性では、製造業、卸売・小売業、医療・福祉の就業者数が多い傾向にあります。

全国のある産業の就業者数比率に対する特化係数（本市のＡ産業の就業者比率／全国のＡ産業の就業者比率）を見ると、男女ともに、農業、鉱業、複合サービス事業が高い係数となっています。

なお、これらの傾向は、現行人口ビジョン策定時（平成 22 年国勢調査準拠）から変化がありません。

■多久市の男女別・産業別就業人口

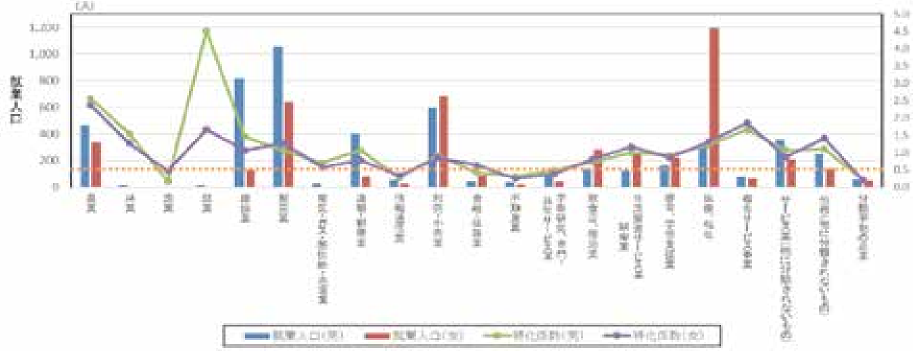

資料：平成 27 年国勢調査

Ⅲ　人口ビジョン

（ⅲ）男女別・年齢階級別・産業別就業人口

主な産業別に、男女別就業者の年齢階級を見ると、男女ともに「医療・福祉」において 15～39 歳の比率が比較的高くなっています。また、男性では「製造業」、女性では「運輸業、郵便業」で 15～39 歳の比率が比較的高くなっています。

一方、「全産業総数」において 50 歳代以上が半数近くを占めており、特に「農業・林業」では 50 歳代以上が 85%以上を占めていることから、将来の担い手不足が懸念されます。

■多久市の年齢階級別・産業別就業人口

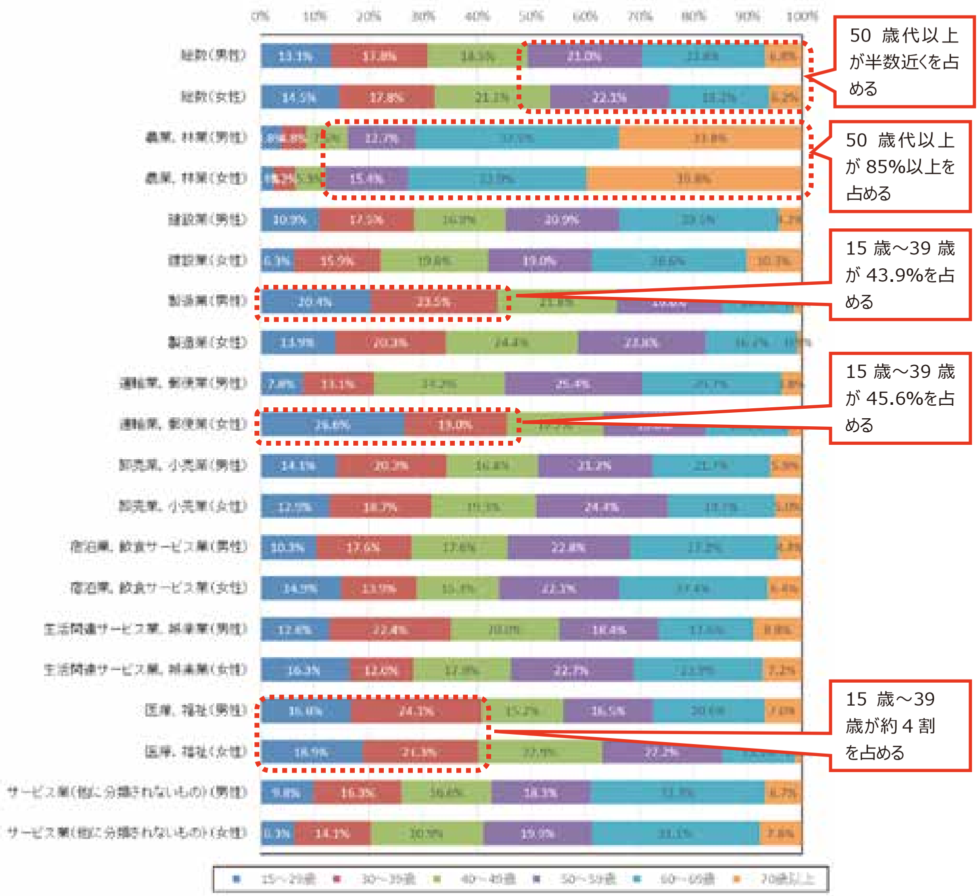

資料：平成 27 年国勢調査

（ⅳ）多久市の「稼ぐ力」と「雇用力」

　本市の「稼ぐ力」と「雇用力」を見ると、「32 その他の製造業」が「稼ぐ力」と「雇用力」がともに高い産業となっています。「稼ぐ力」に関しては、「32 その他の製造業」に加え、「21 窯業・土石製品製造業」、「11 繊維工業」、「17 石油製品・石炭製品製造業」などの製造業や「02 林業」が「稼ぐ力」の高い産業となっています。「雇用力」に関しては、「85　社会保険・社会福祉・介護事業」や「83 医療業」、「44 道路貨物運送業」、「58 飲食料品小売業」などが「雇用力」が高い産業となっています。

■多久市の「稼ぐ力」と「雇用力」

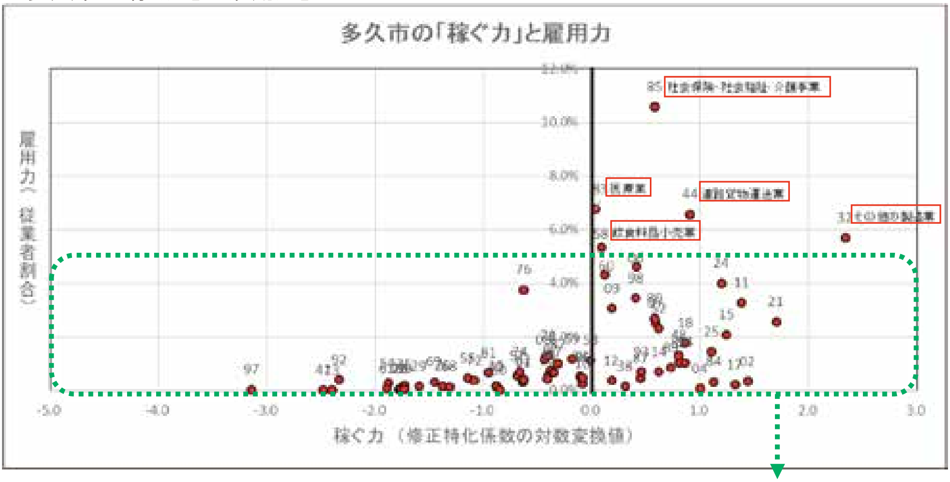

緑点線枠部分を拡大

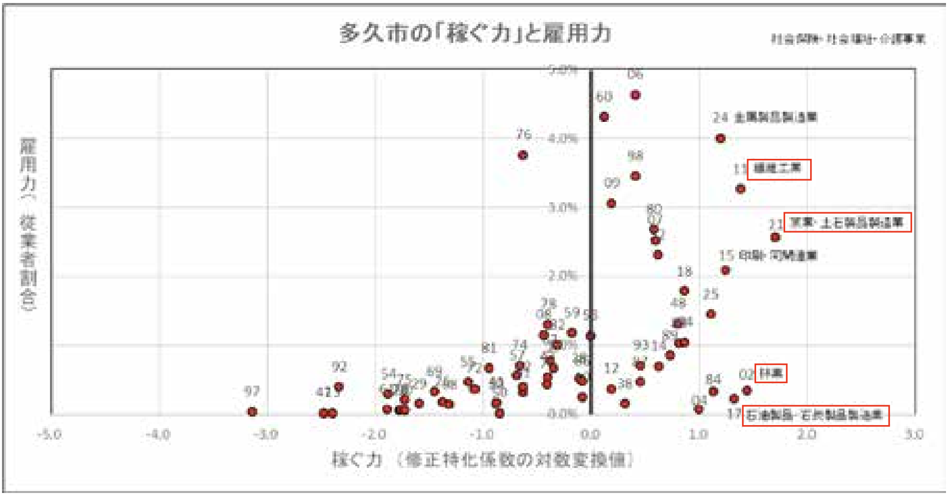

資料：総務省「地域の産業・雇用創造チャート」

Ⅲ 人口ビジョン

※**「稼ぐ力」と「雇用力」とは？** （資料：総務省「地域の産業・雇用創造チャート」）

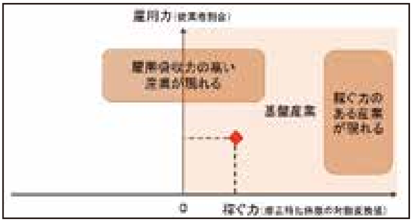

地域の人口は「基盤産業」の規模に応じたものとなります。修正特化係数（地域の産業の世界における強みを表したもの）が１（対数変換値では０）を超える産業が基盤産業であり、修正特化係数とは地域の「稼ぐ力」と言えます。

基盤産業	域外を主たる販売市場とした産業。一般的に農林漁業、鉱業、製造業、宿泊業、運輸業（特に水運）が該当。大都市では一部のサービス業もあてはまる。
非基盤産業	域内を主たる販売市場としている産業で、建設業、小売業、対個人サービス、公共的サービス、公務、金融保険業（支店、営業所）、不動産業などが該当。

特化係数	特化係数＝本市のＡ産業の就業者比率／全国のＡ産業の就業者比率
修正特化係数	修正特化係数＝特化係数×国内の産業Ａの自足率

日本標準産業分類（中分類）との対照表

2．将来人口の推計と分析

（1）国立社会保障･人口問題研究所の推計に準拠した推計

令和 42（2060）年の総人口は 7,273 人にまで減少すると推計

平成 30（2018）年の国立社会保障･人口問題研究所（以下、社人研）推計に準拠した推計によると、本市の令和 42（2060）年の総人口は 7,273 人になると予測されます。これは、前回の人口ビジョン策定時の推計（平成 25（2013）年の社人研推計）を 2,968 人下回っています。

これは、社人研推計の推計条件が変わったことによる要因が大きいものです。具体的には、移動に関する条件が、平成 25（2013）年推計では、移動率が縮小すると仮定していたことに対し、平成 30（2013）年推計では、現在の移動率が将来も一定で推移すると仮定しており、本市のように、現在、転出超過となっている地方公共団体に対し、より厳しい推計条件となっています。（詳細は「（参考）人口推計の条件」（P169～170）を参照）。

■多久市の将来人口推計（社人研推計準拠（パターン１））

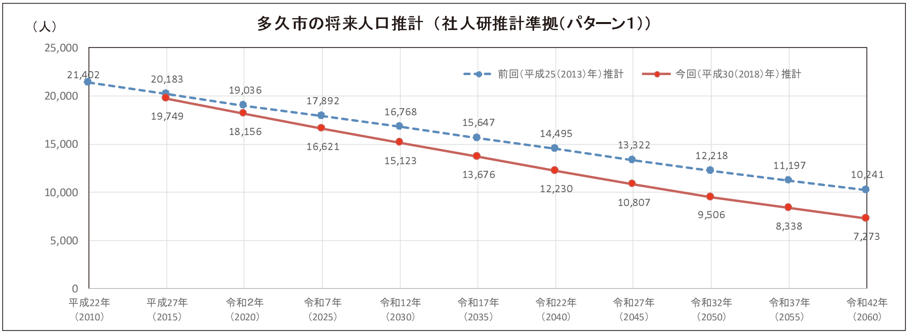

■人口ピラミッド　令和 42（2060）年

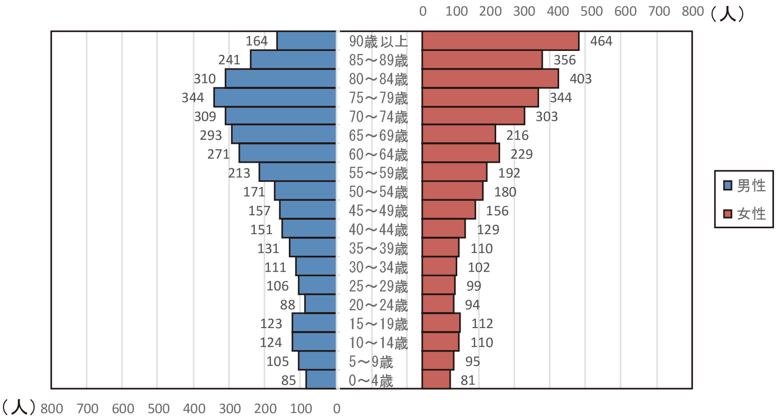

序論
基本構想
基本計画 施策目標1
基本計画 施策目標2
基本計画 施策目標3
基本計画 施策目標4
基本計画 施策目標5
基本計画 施策目標6
基本計画 施策目標7
基本計画 施策目標8
第2期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
資料編

Ⅲ　人口ビジョン

（２）出生や移動の仮定を設けた推計

出生率が上昇し、かつ移動が均衡となれば、令和 42（2060）年の総人口は 14,683 人になると推計

仮に、合計特殊出生率が令和 12（2030）　年までに人口置換水準（2.1）まで上昇すると仮定して推計すると（シミュレーション１）、令和 42（2060）年の総人口は 8,153 人になると推計されます。これは、社人研推計（パターン１）の 7,273 人よりも 880 人多くなっています。

さらに、この仮定に加え、令和２（2020）年までに、移動が均衡に収束し、その後も均衡して推移すると仮定して推計すると（シミュレーション２）、令和 42（2060）年の総人口は 14,683 人になると推計されます。これは、社人研推計（パターン１）の 7,273 人よりも 7,410 人多くなっています。

これらのことから、移動均衡を目指すことが、人口減少抑制に大きく効果をもたらすと考えられます。

■多久市の将来人口推計　（出生率上昇・移動均衡）

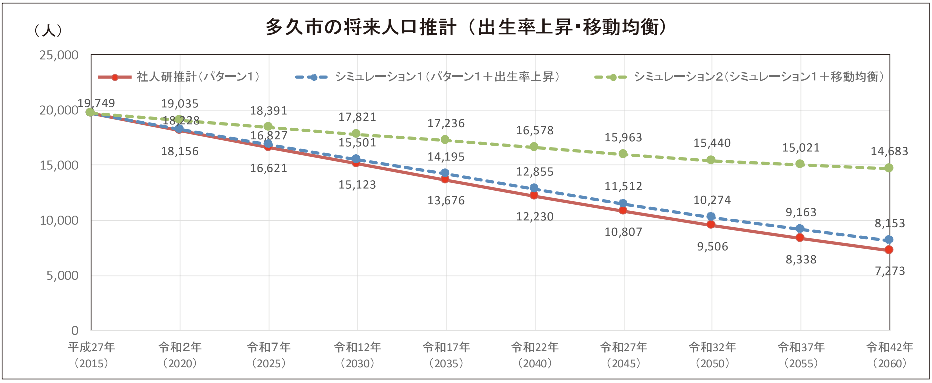

■人口ピラミッド　令和 42（2060）年（シミュレーション２の場合）

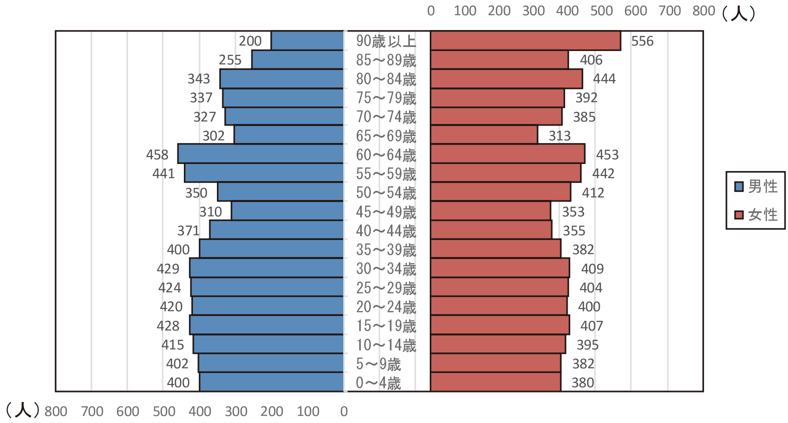

※人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと

3．人口の変化が地域の将来に与える影響の分析･考察

（1）社会保障体制への影響

高齢者が多くなる逆ピラミッド型になり、地域を支える人の減少が予想される

今後、人口構造が変化し、高齢者が多くなる逆ピラミッド型になることが予測されます。

平成 27（2015）年時点の人口ピラミッドを見ると、50 歳未満の女性の数は年齢が下がるにつれ少なくなっています。そのため、今後、出産適齢期を迎える女性の数は漸減していくことが明らかであり、それに伴い、年少人口や生産年齢人口も減少することが予想されます。

年齢３区分別の人口比率をみると、令和 32（2050）年には老年人口比率が 50.2%へと上昇し、生産年齢人口比率が 41.2%に低下することから、老年人口 1 人を生産年齢人口 1.22 人（4,768 人／3,913 人）で支えることになります。

また、令和 32（2050）年時点の人口ピラミッドを見ると、高齢者が多くなる逆ピラミッド型になると予測されています。特に、女性の 90 歳以上世代が 600 人弱となる上に、団塊ジュニア世代が後期高齢者になるなど、介護や医療等における対策が課題となると考えられます。

■多久市の年齢３区分別人口の比率の推移

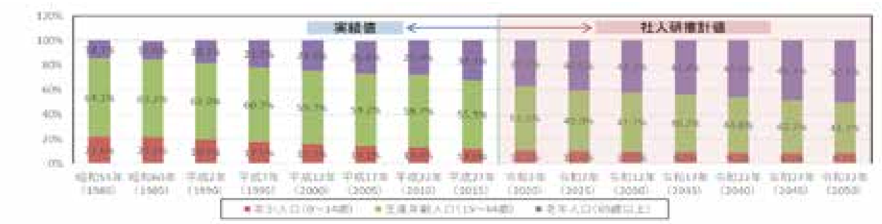

資料：平成 27（2015）年までは国勢調査、令和２（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年３月推計）」

■人口ピラミッド

昭和 55（1980）年　　平成 27（2015）年　　令和 32（2050）年

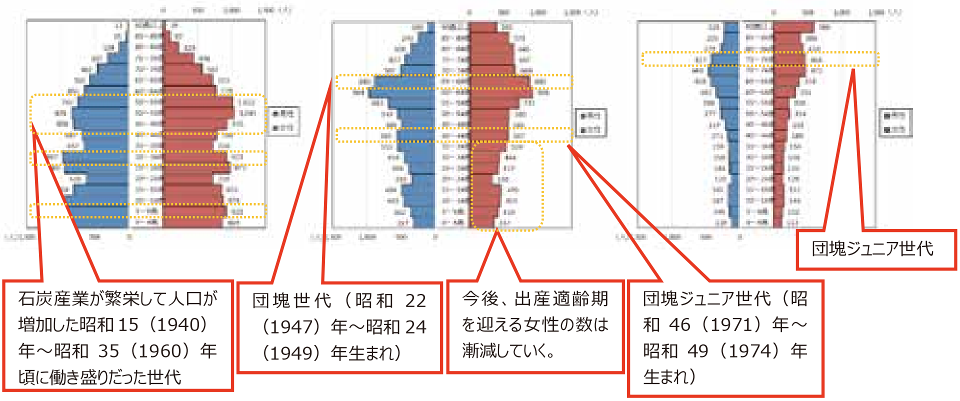

資料：平成 27（2015）年までは国勢調査、令和２（2020）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年３月推計）」

（2）産業への影響

労働力人口の減少、高齢化に伴う多久市の経済活力の衰退

本市の労働力人口は、人口減少に伴い、年々減少しています。平成 12（2000）年までは男女ともにほぼ横ばいで推移していたものの、その後は大きく減少に転じており、労働力人口の減少が人口減少よりも顕著となると予測されています。特に若年層の労働力人口の減少が顕著であり、その結果として、労働力人口の平均年齢が年々高くなっています。

労働力人口比率についても、高齢化に伴い年々低下する見込みであり、令和 47（2065）年には約 44%となると予想されています。

労働力人口の減少や高齢化は、本市の経済を支える人材が不足する事態を招き、経済活力の低下、ひいては市内における雇用の減少につながり、若年層の市外への流出につながるおそれがあります。

また、労働力人口を今後も維持するためには、60 歳以上の高齢者における労働力人口比率を高めることも一方策です。スモールビジネス等によって地域内で雇用を生み出すことは、60 歳以上の人が継続して働く受け皿にもつながる可能性があります。

■多久市の労働力人口

	平成27(2015)年			令和22(2040)年			令和47(2065)年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総人口(人)	19,749	9,146	10,603	12,230	5,763	6,468	6,284	3,034	3,250
人口指数	1.00	1.00	1.00	0.62	0.63	0.61	0.32	0.33	0.31
労働力人口(人)	9,999	5,403	4,596	5,304	2,996	2,308	2,517	1,458	1,059
人口指数	1.00	1.00	1.00	0.53	0.55	0.50	0.25	0.27	0.23
労働力人口比率	57.5%	67.5%	49.0%	47.7%	57.9%	38.9%	43.6%	52.7%	35.2%

資料：国勢調査・社人研

・労働力人口（人）　　　＝就業人口＋失業人口
・労働力人口比率（%）　＝労働力人口／15 歳以上人口総数
・労働人口将来推計（人）＝平成 27（2015）年労働力人口比率×令和 22（2040）年又は令和 47（2065）年の 15 歳以上人口（社人研推計値）

４．人口の将来展望

（１）将来展望の基礎となる市民意識[1]

①多久市への愛着・居住意向について

市民の本市への愛着については、約 65％の人が、「自分のまち」としての愛着を感じていると思っています。一方で、約 15％の人が、愛着を感じていないと思っています。

また、今後の居住意向については、約 60％の人がこれからも本市に住みたいと思っています。その一方で、約 20％の人が本市に住みたくないと思っており、その理由としては、「買物の便が悪い」と感じている人が最も多く、次いで、「道路・交通の便が悪い」、「働く場が不十分」、「産業の活力が不十分」と感じている人が多くなっています。

②産業振興・雇用創出に関する認識について

約 40％の人が、「商業の振興」に関する市の施策について不満を感じています。加えて、約 30％の人が「工業の振興」「観光の振興」に関する施策について、不満を感じています。

また、市の資源を活かし、安定した雇用を創出するために重要なこととして、「商店街の空き店舗の活用」と考える人が最も多く、次いで「工業団地等を活用した企業誘致活動の推進」「地域農業の担い手の育成、集落営農組織の支援」「６次産業化による新商品の開発、農産物のブランド化」が重要と考える人が多くなっています。

③まちづくりに関する意識について

約 30％の人が、「道路・公共交通の充実」、「都市・住宅基盤の整備」に関する市の施策について不満を感じています。

また、用地の整備について、「道路や公園などの生活基盤整備」を優先すべきと考える人が最も多く、次いで「保健・福祉施設の整備」、「教育・文化・スポーツ施設の整備」を優先すべきと考える人が多くなっている他、本市らしい地域づくりに重要なこととして「医療体制の充実」、「保健、医療、福祉連携による地域包括ケア体制の推進」「介護予防・生活支援サービスの推進」と考える人が多くなっています。

（２）目指すべき将来の方向

人口減少に歯止めをかけるためには、社会移動による人口減少を抑制するとともに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、出生数を増加させる必要があります。

また、本市において今後も活力ある地域社会を維持するためには、本市への新しいひとの流れや安心・安全なまちづくりによる本市の創生に取り組むことが必要です。

この実現に向けて本市が目指すべき将来の方向について、以下の４つの基本方向を提示します。

[1] 令和２年２月に市民 2,000 名を対象(回答数 660、33.0％)に実施したアンケート調査結果より

Ⅲ　人口ビジョン

①　多久市の資源を活かし、稼ぐ地域をつくるとともに、誰もが安心して働ける環境をつくる

本市から転出する理由としては「就職、転職、転勤」が最も多く、特に若い世代の比率が高い傾向がみられます。このことは、本市における人口減少の要因ともなっています。

これに歯止めをかけるためには、地域企業の稼ぐ力を向上するとともに、若い世代がやりがいや魅力を感じるしごとの創出が必要です。そのためには、企業誘致や既存の地域産業の生産性向上などはもとより、自然、歴史など多久市の資源・環境を活かした新たな事業展開や起業の促進に取り組む必要があります。

また、多様化する価値観やライフスタイル・ワークスタイルを踏まえ、誰もが安心して力を発揮できる就業環境づくりが必要です。労働力人口の減少が見込まれる多久市において、女性や高齢者、障害者など誰もが活躍できる地域社会を目指すことが、地域産業の担い手を確保することにつながります。

②　多久市の魅力をＰＲし、新しい人のつながり・流れをつくる

本市への新しいひとの流れをつくる取り組みとして、これまで本市のことを知るきっかけづくりや多久市の知名度アップを図るためのプロモーション戦略を強化し、積極的に多久市を全国へ売り出すことに併せ、定住支援金制度などにより、UIJ ターンを促進してきました。

今後は、これらに加え、多くの人に本市への関心や関わりを深めてもらい、そこで生まれる縁を将来の移住につなげる取り組みが求められます。そのためには、観光による交流の強化に留まらず、実際に本市での暮らしを体験する取り組みや、ふるさと納税などを通じてつながりを強化することが必要です。

③　多久市の子育て・教育環境を向上し、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

結婚・出産・子育ての希望を多くの若年層が持ちながら、その希望がかなっていない状況がみられており、子どもの数においても理想と現実に大きなギャップがみられます。結婚・出産・子育ての希望をかなえるためには、前述の雇用の創出に加え、出会いの創出、子育て支援や教育環境の充実など、安心して子どもを育てられる環境づくりや経済的な支援が必要です。

④　多久市らしい地域づくりを行い、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

人口減少に伴い、税収が減る一方で、高齢化によって社会保障費の増大につながる可能性があります。今後の市の財政状況を見据え、公共サービスのあり方を検討し、人口減少をはじめとした、まちの状況に対応した、身の丈にあったまちづくりを行うことが重要です。

また、安心して暮らすことができる地域をつくるためには、都市機能を維持することが必要です。このためには、既存の公共施設や空き家・空き店舗等を最大限活用するなど、ストックマネジメントに取り組み、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実を図るほか、疾病予防や健康づくりを推進しながら、医療・福祉サービス等の機能を確保していくことが求められます。

加えて、市内各地域の状況は様々であるため、それぞれの地域の特性に応じたまちづくりを行うとともに、地域と地域のつながりを強化し、相互に補完することで、持続可能なまちづくりを実現していきます。

（3）人口の将来展望

平成 27 年に策定した人口ビジョンでは、本市の人口の将来展望について、「令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す」としています。

本市では、前回の人口ビジョンで示した方向性を踏まえ、「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27（2015）～令和 2（2020）年）を策定し、これまでの 5 年間、人口減少対策を実施してきたところであり、長期的な人口の目標である将来展望人口を見直すには時期尚早であることから、引き続き「**令和 42（2060）年に総人口 13,600 人の確保を目指す**」こととします。

なお、将来展望人口の達成に向け、平成 30（2018）年の社人研推計の条件に加え、前回の人口ビジョンと同様に、合計特殊出生率を令和 22（2040）年までに 2.07 に向上させることを目指します。これを達成した場合、令和 42（2060）年時点での人口は 7,559 人となる見込みであり、将来展望人口に対して、6,041 人不足することから、これについては、各種施策の実施による純移動数の増加により補うことを目指します。

（第 2 期「多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標（数値目標）として、純移動数を設定します。）

【人口目標】　**令和 42 年に総人口 13,600 人の確保を目指す**

●合計特殊出生率を令和 22 年までに 2.07 に向上させる

●各種施策の実施により、令和 42 年までに 6,041 人の純移動数増を目指す

■人口の将来展望

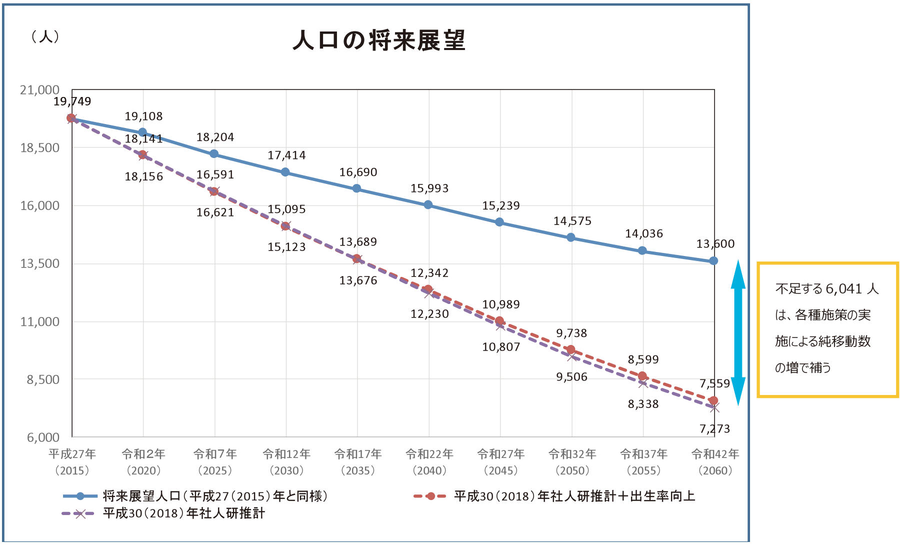

Ⅲ　人口ビジョン

（参考）人口の推計条件

■改定前

	平成 25（2013）年 社人研推計準拠	将来展望人口
基準人口	平成 22（2010）年国勢調査人口：21,402 人	
出生	平成 22(2010)年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が平成 27(2015)年以降令和 22（2040）年まで一定として市町村ごとに仮定。（合計特殊出生率換算：令和 2（2020）年→1.43、令和 12（2030）年→1.40、令和 22（2040）年→1.41）	国、県の人口ビジョンに準拠し、令和 22（2040）年までに、合計特殊出生率を 2.07 に向上することを想定し、令和 2（2020）年、令和 12（2030）年は県の目標値の 0.93 倍に設定（令和 2 年までに 1.64、令和 12 年までに 1.67）
移動	平成 17(2005)～平成 22(2010)年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、平成 27(2015)～令和 2 (2020)年までに定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその値を平成 47(2035)～52(2040)年まで一定と仮定。	純移動率について、令和 2（2020）年までは社人研準拠推計の値を採用し、それ以降の純移動率が 5 年ごとに 1/2 に縮小しながら収束
令和 42（2060）年人口	**10,241 人**	**13,600 人**

■改訂後

	平成 30（2018）年 社人研推計準拠	将来展望人口
基準人口	平成 27（2015）年国勢調査人口：19,749 人	
出生	平成 27(2015)年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する０～４歳人口の比）と各市区町村の子ども女性比との比をとり、その比が概ね維持されるものとして令和２(2020)年以降、市区町村ごとに仮定。 （※合計特殊出生率換算：令和２（2020）年→1.51、令和12（2030）年→1.50、令和22（2040）年→1.51）	県ビジョンが未改訂であることを踏まえ、改訂前と同様に合計特殊出生率を設定。 令和２（2020）年：1.64 令和 12（2030）年：1.67 令和 22（2040）年：2.07
移動	平成 22(2010)～27(2015)年の国勢調査（実績）等に基づいて算出された移動率が、令和22(2040)以降継続すると仮定。	各種施策の実施により、令和 42（2060）年までに純移動数を 6,041 人増加。
令和 42（2060）年 人口	**7,273 人**	**13,600 人**

Ⅳ　総合計画の財政フレーム

（１）総合計画の財政フレーム

「多久市中期財政計画（令和３年度～令和７年度）」に基づき、本計画期間（前期５年間）における計画事業費を明示した財政フレームを設定します。

計画事業費に紐づく事務事業は、毎年の行政評価の対象とし PDCA サイクルに基づいた事務の見直しとビルド＆スクラップを徹底させることで、限られた計画事業費を有効的かつ効率的に総合計画の推進に活用していきます。

◆総合計画の財政フレーム

		計　画　期　間（前期）				
項　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
歳入	地方税	1,581,870	1,709,264	1,729,206	1,673,302	1,657,414
	地方交付税	4,621,118	4,454,988	4,593,280	4,523,441	4,393,382
	国・県支出金	2,372,170	2,376,838	2,234,359	2,241,000	2,229,091
	地方債	1,132,000	1,287,700	939,700	1,538,500	771,200
	その他	2,588,563	2,784,945	2,605,264	2,566,628	2,517,371
	合　計	12,295,721	12,613,735	12,101,809	12,542,871	11,568,458
歳出	計画外経費	3,550,907	3,738,454	3,868,350	3,641,224	3,541,073
	人件費	2,172,273	2,158,410	2,290,743	2,135,225	2,197,376
	公債費	1,378,634	1,580,044	1,577,607	1,505,999	1,343,697
	計画事業費	8,744,814	8,875,281	8,233,459	8,901,647	8,027,385
	扶助費	2,372,039	2,353,548	2,335,847	2,318,911	2,302,713
	普通建設事業費	1,183,657	1,363,850	759,086	1,409,586	577,586
	繰出金	1,287,620	1,281,242	1,289,126	1,293,679	1,301,468
	その他	3,901,498	3,876,641	3,849,400	3,879,471	3,845,618
	合　計	12,295,721	12,613,735	12,101,809	12,542,871	11,568,458

（令和２年１２月時点）

索引	用　語	意　味	ページ
あ	アウトソーシング	企業や行政機関が、業務の一部を外部の専門業者に委託すること。	P120
	一部事務組合	地方公共団体が事務の一部を共同で処理するために設置する組合。	P79
	えせ同和行為	「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為。	P114
	オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう公開されたデータ。	P117
	嚶鳴協議会（おうめいきょうぎかい）	「ふるさとの先人を活かしたまちづくり、人づくり、心そだて」に取り組んでいる自治体が地域交流を通じ課題を克服し、その取り組みを全国に発信することを目的とする会。〔多久市の先人〕「多久領４代領主　多久茂文」「日本初の『工学博士』志田林三郎」	P51
	温室効果ガス	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のこと。地球温暖化の主な原因とされている。（水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが該当）	P32 P73 P78
か	海洋プラスチックごみ	日常生活や経済活動から海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックのごみ。プラスチックは、ほとんど分解されないことから、海洋生物が摂取することなどにより、人間を含む生態系に悪影響を及ぼすことが懸念されている。	P20
	環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。	P98 P100
	キャッシュレス化	クレジットカードや電子マネーを用いた取引など、現金（キャッシュ）を介さない取引が増加すること。	P103 P104

Ⅴ　用語集

索引	用　語	意　味	ページ
か	救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、知事が認定した医療機関のことで、救急医療について知識や経験を持つ医師が常時診療に従事していることや、救急医療や傷病者の搬送に必要な施設や設備を有することなどの条件を満たしている病院。	P54
	行政評価	行政が行っている仕事やサービス内容などに対し、その妥当性、有効性、効率性といった観点から客観的に分析・評価を行う制度。	P3 p4 P21 P32 P119 P122
	クラウドソーシングワーカー	インターネットを利用して不特定多数の人に業務を発注したり、受注者の募集を行うサービス（クラウドソーシングサービス）を利用し、業務を受注して働く人。	P103 P104 P127 P129
	経常経費	年々、経常的に支出される経費で、地方自治体が行政活動を行うために必要な一種の固定的経費。 （例：人件費、維持補修費など）	P119
	経常収支比率	経常的な一般財源のうち、経常的な歳出に使われる比率を表す指標。	P9 P120
	計装設備	測定装置や制御装置。	P76
	健康寿命	日常生活に制限のない期間。平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。	P31
	鉱害復旧田	鉱害復旧事業により復旧した田。（鉱害：石炭など鉱物の掘採が原因として生じた損害）	P99
	合計特殊出生率	その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一般に、「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」と解釈される。	P27
	公債費	国や金融機関等からの借入金(地方債)への返済額。	P119
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能になり、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくことができる仕組み。	P36 P37 P39 P128 P129

索引	用　語	意　味	ページ
さ	災害時応援協定	地震や水害などの大規模災害の発生時に、民間事業者や他自治体から災害復旧に関する人的支援、物的支援を受けるために締結される協定。	P82
	財政力指数	普通交付税額の決定のために算定される基準財政収入額を基準財政需要額で割った値の過去 3 ヶ年の平均値で示した指標。	P9
	在宅当番医制	夜間や休日などの時間外に急な病気でも診療が受けられるように、地域内の医療機関が輪番制で一定の時間、医療機関に所在し、対応する制度。	P54
	サイバーセキュリティ	サイバー攻撃に対する防御行為。コンピューターへの不正侵入、データの改竄 (かいざん) や破壊、情報漏洩 (ろうえい) 、コンピューターウイルスの感染などがなされないよう、コンピューターやコンピューターネットワークの安全を確保すること。	P121
	サテライト型住居	グループホームなどの本体施設とは別の場所で運営される居住施設。	P67
	ジェネリック医薬品	新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに販売される薬。新薬と同じ有効成分を含み、同等の効能・効果が得られ安価である。	P70
	資源循環型農業	畜産や農業で出る廃棄物（糞や収穫屑）などを地域の有機資源として有効に活用し、環境に配慮した持続性の高い農業	P100
	自主防災組織	災害発生による地域の被害の予防や軽減のための活動を行う地域住民主体の団体。	P81 P82 P83 P128 P130
	実質公債費比率	地方自治体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方自治体の財政規模に対する割合で表したもの。	P120

Ⅴ 用語集

索引	用 語	意 味	ページ
さ	指定管理者	多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、公の施設の管理を委ねられた民間事業者等。	P89 P120
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の概ね過半の農家で構成する組織で、農地利用あるいは農業生産過程の一部、または全部についての共同化・統一化に関する合意の下に農業を行うもの。	P99 P101
	循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し(ごみをなるべく出さず)、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し(ごみをできるだけ資源として使い)、適正な廃棄物の処理(使えないごみはきちんと処分)を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会。	P20 P32 P78
	シルバー人材センター	都道府県知事の指定を受けた公益法人で、高齢者にライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」を提供し、健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上・活性化に貢献している。	P60 P61 P65
	ストックマネジメント	公共資産などについて、長期的な視点で今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行った上で、施設の点検・調査、修繕・改善を実施するなど、施設全体を対象とした施設管理を最適化するよう管理を行うこと。	P26
	スマートシティ	都市の抱える諸課題に対して、ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区。	P19 P21
	スマート農業	ロボット、AI、IoT など先端技術を活用する農業。作業の自動化、情報共有の簡易化、データの活用などにより生産現場が抱える課題を解決することが期待されている。	P32 P98 P99

索引	用　語	意　味	ページ
さ	成果指標	行政活動の成果（政策の成果）を測る指標。受益者（市民）の観点からとらえた具体的な効果や効用を基準としている。	P4 P10 P13
	生活習慣病	食事や運動、ストレス、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に深く関与する病気の総称。糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中などがある。	P56 P57 P63 P69 P130
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害のある人など判断能力が不十分な成年者の財産管理や身の回りの世話の手配を、代理権や同意権が付与された成年後見人等が行うことができる制度。	P64
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。	P49 P50
	総合診療医	総合的な診療能力を持つ医師。地域において幅広い領域の疾患等を総合的に診ることや、患者個人の複数疾患や生活上の課題を総合的に診ることができ、地域包括ケアシステムにおいて中心的な役割を担う。	P54
	ソーシャルメディア	SNS、ブログ、簡易ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称。	P127
た	多文化共生社会	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会。	P31 P51
	（農業の） 多面的機能	国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。	P98

Ⅴ　用語集

索引	用　語	意　味	ページ
た	多面的機能支払交付金制度	地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動（組織を作り、市町村と協定を締結）に対して一定額を交付する制度。	P99
	男女共同参画社会	性別を問わず、個々人が個性や能力を発揮し、自分らしく生きることのできる社会。	P32 P113 P114
	地域医療構想	病床の機能分化・連携を進めるために、都道府県が、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに医療需要と病床の必要量を推計し、目指すべき医療提供体制を実現するための施策などを定めるもの。	P53
	地域主権改革	日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革。	P2
	地方創生	少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指すもの。	P2 P5 P6 P21 P22 P121 P124 P126
	中１ギャップ	児童が、小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活になじめずに、不登校になったりする問題。	P36 P37
	中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。	P98
	低炭素社会	二酸化炭素の排出量が少ない社会。	P20
	テレワーク	企業や団体の従業員や職員が、事業所や事務所以外の遠隔の場所（自宅やカフェ、コワーキングスペースなど）で業務を行うこと。リモートワークとも言う。	P19

索引	用　語	意　味	ページ
な	日中活動系サービス	障害福祉サービスの分類で「事業所に出かけて利用するサービス」の総称。（短期入所、生活介護、自立訓練サービスなど）	P66
	ニュースポーツ	「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツ。競い合うことよりも「楽しむ」ことが重視され、技術や体力が必要とされる競技スポーツに比べると、ルールが易しく、運動量が調節でき、年齢や体力差に関係なく楽しめるという特徴がある。	P49
	認知症ケアパス	認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのかなど、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを市町村がまとめたもの。	P64
	農業集落排水事業	農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業。	P76 P79 P130
は	パブリックコメント	行政等の案を公表し、この案に対して広く公に（＝パブリック）から意見・情報を考慮して意思決定を行う手続。	P117 P118
	パリ協定	2015 年にフランス・パリで開催された COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で、世界約 200 か国が合意して成立した、地球温暖化対策の国際的な枠組み。	P73
	人・農地プラン	農業者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。	P99
	避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人。	P81 P82 P83
	病院群輪番制	救急車により直接搬送されてくる、又はかかりつけの診療所など初期救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応するため、地域ごとに、休日や夜間に対応できる病院が輪番制で対応する制度。	P54

Ⅴ 用語集

索引	用　語	意　味	ページ
は	ビルド＆スクラップ	行政機構において、新しい予算や事業、組織等の新設を行う場合、肥大化を防ぐために、既存の予算や事業、組織を廃止すること。スクラップ＆ビルドとも言う。	P4 P122
	５G（ファイブジー）	第５世代移動通信システムのこと。「超高速」「超低遅延」「多数同時接続」などの特徴を持つ。４Gまでが基本的に人と人とのコミュニケーションを行うためのツールとして発展してきたのに対し、あらゆるモノ・人などが繋がるIoT 時代の新たなコミュニケーションツールとしての役割を果たすことが期待されている。	P19
	扶助費	社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。	P119
	ふるさと納税	地方自治体への寄付のひとつの形態。一般的に地方自治体に寄付をした場合には、確定申告を行うことで、その寄付金の一部が所得税及び住民税から控除されるが、ふるさと納税では原則として自己負担額の 2,000 円を除いた全額（収入や家族構成等に応じて一定の上限あり）が控除の対象となる。	P25 P122 P129
	フレイル	加齢とともに、心身の活力（例えば筋力や認知機能等）が低下し、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の状態。	P62 P63 P130
	プロモーション	消費者の購買意欲を喚起するための活動。	P25
	防災行政無線	各地方自治体が「地域防災計画」に基づき、地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とする無線局。	P82
	ボーダレス化	あること（もの）に対して、境界がなくなることや意味をなさなくなること。経済活動や社会活動、情報通信、環境問題など、国家の枠にとどまらない多様な活動や事象について使われる。	P19

索引	用　語	意　味	ページ
ま	マルチ商法	特定商取引法で「連鎖販売取引」として規制されている販売形態。 ネットワークビジネス、システム販売などとも呼ばれ、商品を買って販売組織に参加した会員が、同じように友人・知人を組織に加入させ、新たに会員になった人がさらに新しい会員を加入させ組織を拡大していく商法。	P86
	未来技術	IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビックデータなどSociety5.0 の実現に向けた技術。	P6 P19
	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態。	P69
ら	リテラシー	原義は、「読解記述力」（読み書きの能力）のこと。これから転じて、読み書きに限らず、ある特定分野の事象や情報を適切に理解・解釈・分析し、改めて記述・表現する能力のことを指す。	P36
	レセプト	診療（調剤）報酬明細書の通称で、病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求する時に使用する書類。	P56
	6 次産業化	1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。	P99
わ	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について自ら希望するバランスで展開できる状態。	P114 P115
A	AI（エーアイ）	「Artificial Intelligence」（人口知能）の略。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。	P19 P99 P121
B	BOD 調査	水質調査の一つ。BOD とは「Biochemical Oxygen Demand」（生物化学的酸素要求量）の略で、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量のことで、これを計測することで、河川等の汚染度を測ることができる。	P74

V 用語集

索引	用 語	意 味	ページ
C	CSO（シーエスオー）	「Civil Society Organization」（市民社会組織）の略。非政府・非営利でなおかつ公益に関心を持つ様々な団体のこと。（例：NPO 法人、ボランティア団体、婦人会、老人会、PTA など）	P114
	CMS（シーエムエス）	「Content Management System」（コンテンツマネジメントシステム）の略。Web サイトの構築に必要となるテキスト（文字情報）や画像、ページデザイン、サイト構成などの各種コンテンツや設定情報などを一元管理し、Web 技術者以外がサイトの構築や編集を行えるようにするシステム。	P116
D	DX（ディーエックス）	「Digital Transformation」（デジタルトランスフォーメーション）のこと。企業や行政機関等が環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、組織文化・風土を変革すること。	P121
I	IC（インターチェンジ）	「Inter Change」の略。立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設。一般的に本線車線と変速車線および連絡路から構成され、有料道路の場合には必要により料金所が併設される。	P94 P106
	IoT（アイオーティー）	「Internet of Things」（モノのインターネット）の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。	P19 P99

索引	用　語	意　味	ページ
I	ICT（アイシーティー）	「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。	P19 P21 P36 P37 P103 P104 P105 P121 P122 P123 P128 P130
J	JCT（ジャンクション）	「Junction」の略。高速道路相互を直接接続するインターチェンジ。通常のインターチェンジの概念(一般道路との出入を目的とし、料金徴収施設が併設されている）と区別するため、用いられている用語。	P94
P	PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。	P4 P21
	PIO-NET（ピーアイオーネット）	全国消費生活情報ネットワークシステム。全国各地の消費生活センター及び国民生活センターが受け付けた相談情報を蓄積したデータベース。	P86 P87

V　用語集

索引	用　語	意　味	ページ
P	PR（ピーアール）	「Public Relations」の略。企業体や官公庁が事業内容などの公共的価値を大衆や関係方面によく知ってもらい、その信頼・協力を強めようとする宣伝広告活動。	P14 P25 P51 P93 P104 P105 P107 P108 P109 P110 P116 P117 P127 P129
S	SDGs（エスディージーズージーズ）	「Sustainable Development Goals」（持続的な開発目標）の略。平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12（2030）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。	P6 P21 P29 P38 P121
S	SF 商法	チラシや無料の商品引換券を配って販売会場に人を集め、最初は日用品などを次々と無料で配ったりして人々を興奮状態に陥れ、最終的には高額な布団や貴金属などの契約をさせる商法。この商法を初めて行ったのが「新製品普及会」という業者だったことから、こう呼ばれる。人々を一種の催眠状態にして契約を迫ることから、催眠商法とも呼ばれる。	P86

索引	用　語	意　味	ページ
S	SNS（エスエヌエス）	「Social Networking Service」の略。人と人とのつながりを通じて新たな人間関係を築く場をウェブサイトで提供する会員制サービス。	P87 P107 P114 P116 P117 P129
	Society5.0（ソサイエティー5.0）	IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビックデータ等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく、多様なニーズにきめ細やかに対応したモノやサービスを提供し、経済発展と社会的課題の解決を両立する社会。	P6 P29
U	UIJ ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。	P25 P92 P127

Ⅵ 策定経過

開催日時	内 容
令和元年 12 月 4 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 1 回）
令和 2 年 1 月 6 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 2 回）
令和 2 年 2 月 4 日	市長ヒアリング
令和 2 年 2 月 7 日	市民アンケート調査発送
令和 2 年 2 月 26 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 3 回）
令和 2 年 4 月 23 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 4 回）
令和 2 年 6 月 3 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 5 回）
令和 2 年 7 月 2 日	多久市総合計画審議会（第 1 回）
令和 2 年 7 月 2 日	第 5 次多久市総合計画について審議会へ諮問
令和 2 年 7 月 27 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 6 回）
令和 2 年 8 月 3 日	多久市総合計画審議会（第 2 回）
令和 2 年 8 月 6 日	基本計画策定に関する職員説明会
令和 2 年 8 月 27 日	基本計画策定に関する担当課ヒアリング（～ 8 月 31 日）
令和 2 年 9 月 17 日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第 7 回）
令和 2 年 10 月 5 日	多久市総合計画審議会（第 3 回）
令和 2 年 11 月 13 日	多久市総合計画審議会（第 4 回）
令和 2 年 12 月 15 日	議会との情報交換会

開催日時	内　容
令和２年12月25日	パブリックコメント（～1月25日）
令和３年１月12日	策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）と協議（第８回）
令和３年２月５日	多久市総合計画審議会（第５回）
令和３年２月５日	第５次多久市総合計画について審議会から答申
令和３年３月１日	第５次多久市総合計画を３月市議会定例会に上程
令和３年３月18日	第５次多久市総合計画を議決

Ⅵ 策定経過

多市総政第２１０号
令和２年７月２日

多久市総合計画審議会
会長 大島 克己 様

多久市長 横尾 俊彦

第５次多久市総合計画について（諮問）

多久市総合計画条例第４条の規定により、第５次多久市総合計画の策定について、貴審議会に諮問いたします。

令和３年２月５日

多久市長 横尾 俊彦 様

多久市総合計画審議会
会長 大島 克己

第５次多久市総合計画について（答申）

令和２年７月２日付け多市総政第２１０号をもって諮問された、第５次多久市総合計画について、本審議会において慎重に審議した結果、第５次多久市総合計画及び第２期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略として、別冊のとおり答申します。

Ⅶ　多久市総合計画条例

平成 31 年３月 25 日
条例第１号

（目的）
第１条　この条例は、本市の総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　総合計画　本市の最上位計画とし、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
（２）　基本構想　本市の将来像とその基本目標を示すものをいう。
（３）　基本計画　市政の基本的な計画であり、基本構想における基本目標を踏まえた施策の基本的な方向及び体系を示すものをいう。

（総合計画の策定）
第３条　市は、総合計画を策定するものとする。

（審議会への諮問）
第４条　市長は、総合計画の策定又は変更に当たっては、あらかじめ、多久市総合計画審議会条例（昭和５５年多久市条例第１９号）第１条に規定する多久市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）
第５条　市長は、総合計画を策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

（総合計画の公表）
第６条　市長は、総合計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（総合計画との整合性の確保）
第７条　個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

（補則）
第８条　この条例に定めるもののほか、総合計画の策定又は変更について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

Ⅷ　多久市総合計画審議会条例

昭和 55 年 7 月 10 日

（設置）

第１条　本市の総合計画に関する必要な事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、多久市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、市長の諮問に応じ総合計画の策定その他実施に関する必要な事項の調査及び審議を行う。

（組織）

第３条 審議会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　市議会の議員

（２）　市及び関係行政機関の職員

（３）　各種団体の役員

（４）　学識経験者

（５）　公募により応募のあった市民のうちから選出された者

（委員の任期）

第４条 委員の任期は、当該諮問に係る策定が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第５条 審議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条 審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（部会）

第７条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため部会をおくことができる。

（庶務）

第８条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

（委任）
第９条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）
１ この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

Ⅸ　多久市総合計画審議会委員名簿

番号	氏　名	役職等	備　考
1	荒瀬　弘之	副市長	副会長
2	池田　隆臣	一般社団法人たく21　まちづくりプロデューサー	
3	石田　俊二	多久市子ども・子育て会議　会長	
4	大島　克己	多久市嘱託員会　会長	会長
5	太田　光博	株式会社佐賀銀行　多久支店長	
6	小川　理絵	公募委員	
7	小野　茂	多久市スポーツ推進審議会　会長	
8	樺島　永二郎	多久市議会議員	
9	國信　好永	多久市議会議員	
10	倉富　治利	公募委員	
11	笹川　敏	笹川敏司法書士事務所（佐賀県司法書士会　推薦）	
12	陣内　成和	多久市消防団　団長	
13	田島　恭子	男女共同参画推進市民委員会　副会長	
14	中島　慎一	多久高等学校　校長	
15	西川　潤一	株式会社多久ケーブルメディア　代表取締役社長	
16	原　久美子	多久市文化連盟　会員	
17	原口　郁哉	こくみん共済 COOP 佐賀推進本部　本部長 （連合佐賀南部地域協議会　推薦）	
18	藤川　範史	多久市商工会　会長	
19	藤田　和彦	多久市社会福祉協議会　会長	
20	牟田　和弘	佐賀県農業協同組合　理事	

緑園に輝くまち 多久

～ 時流を感じる 文教・安心・交流・協働のまち ～

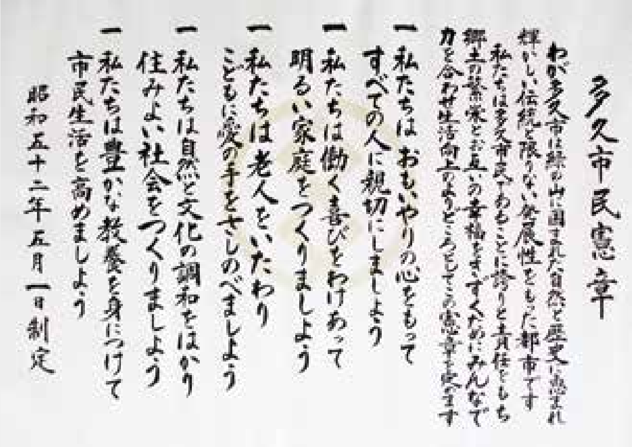

多久市民憲章

わが多久市は緑の山に囲まれた自然と歴史に恵まれ
輝かしい伝統と限りない発展性をもった都市です
私たちは多久市民であることに誇りと責任をもち
郷土の繁栄とお互いの幸福をきずくためにみんなで
力を合わせ生活向上のよりどころとしてこの憲章を定めます

一 私たちは おもいやりの心をもって
すべての人に親切にしましょう

一 私たちは働く喜びをわけあって
明るい家庭をつくりましょう

一 私たちは老人をいたわり
こどもに愛の手をさしのべましょう

一 私たちは自然と文化の調和をはかり
住みよい社会をつくりましょう

一 私たちは豊かな教養を身につけて
市民生活を高めましょう

昭和五十二年五月一日制定

多久市民憲章

市 章

市 旗

市の花（うめ）

市の木（かえで）

第５次多久市総合計画 及び
第２期多久市まち・ひと・しごと創生総合戦略

編集・発行：多久市

〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍７番地１
TEL 0952-75-2116　　FAX 0952-75-2110
https://www.city.taku.lg.jp/